# 目 次

## (平成25年)

## 第7回定例会

<b>†</b> .	31日日(12月	13日 )	
	会議録署名議	員の指名	3
	会期の決定		3
	諸般の報告		3
	行政報告		4
	議案第53号	中城村都市公園条例の一部を改正する条例	8
	議案第54号	中城村道路認定について	9
	議案第55号	中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	9
	議案第56号	中城村下水道条例の一部を改正する条例	11
	議案第57号	中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	12
	議案第58号	平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)	15
	議案第59号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	19
	議案第60号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	22
	議案第61号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	23
	議案第62号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	24
	議案第63号	平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)	26
¥	€2日目(12月	14日) 休 会(土)	
¥	3日目(12月	15日) 休 会(日)	
¥	34日目(12月	16日)	
	議案第53号	中城村都市公園条例の一部を改正する条例	3′
	議案第54号	中城村道路認定について	3′
	議案第55号	中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	35
	議案第56号	中城村下水道条例の一部を改正する条例	36
	議案第57号	中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	36
	議案第58号	平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)	37
	議案第59号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	4(
	議案第60号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	4(
	議案第61号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	4′
	議案第62号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	4′

İ

議务	₹第63	를 <sup>호</sup>	平成2	5年月	度中城村	寸水道事業会計補正予算(第2号)	42
第 5 E	目 (1	2月1	7日)	)			
	g質問 と質問						
7 컵		座		勇	議員		45
14컵	字	城	重	夫	議員		52
4 컵	新新	垣	徳	正	議員		58
15 <b>耆</b>		垣	善善	功	議員		66
2 習		垣	博	Œ	議員		69
第6日	目 (1	2月1	8日)	)			
— 甪	0質問						
10컵	安	里	3	ノ子	議員		81
13컵	<b>手</b> 仲	村	春	光	議員		87
6 컵	<b>新與</b>	那覇	朝	輝	議員		95
1 耆	争	佐	則	勝	議員		100
第7日	目目(1	2月1	9日)	)			
— 角	2質問						
12習	宮	城	治	邦	議員		109
3 耆	金	城		章	議員		117
5	新新	垣	光	栄	議員		124
9 컵	<b>手</b> 仲	眞	功	浩	議員		133
第8日	目 (1	2月2	20日)	)			
陳愉	≸第19 <sup>-</sup>	를 를	更請書	<b>小</b>	且合製品	品採用について ·	147
陳愉	<b>事第21</b> 5	号 国	国に対	すし	「消費和	<sup>说</sup> 増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	148
意見	書第	8号				法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める	
							149
意見	書第	9号				を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普	
				-		内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書	
音目	≢≇21	lN문	ゴイ	以出り込	直入には	新周反対する音貝書	154

# 第7回 定 例 会

## 平成25年第7回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成25年12月13日

閉 会 平成25年12月20日

会 期 8 日間

			BB 49 - 1 1 1	4	
日次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	事項
第 1 日	12月13日	金	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定
					諸般の報告、行政報告
					議案第53号、54号、55号、56号、57号、58号、
					59号、60号、61号、62号、63号に対する説明
第 2 日	12月14日	土		休 会	
第 3 日	12月15日	日		休 会	
第 4 日	12月16日	月	午前10時	本会議	議案第53号、54号、55号、56号、57号、58号、
					59号、60号、61号、62号、63号に対する質疑、
					討論、採決
第 5 日	12月17日	火	午前10時	本会議	一般質問 5名
第 6 日	12月18日	水	午前10時	本会議	一般質問 4名
第7日	12月19日	木	午前10時	本会議	一般質問 4名
第8日	12月20日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決
					陳情等(意見書)採択
					閉会

# 平成25年第7回中城村議会定例会(第1日目)

招集年月日		平成25年12月	月13日(金)
招集の場所		中城村議	会議事堂
開会・散会・	開会	平成25年12月13日	(午前10時00分)
閉会等日時	散 会	平成25年12月13日	(午前11時46分)
	議席番号	氏 名	議席番号 氏 名
	1 番	伊佐則勝	9 番 仲 眞 功 浩
	2 番	新垣博正	10 番 安 里 ヨシ子
応 招 議 員	3 番	金 城 章	11 番 新垣健二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番 宮 城 治 邦
(出席議員)	5 番	欠 席	13 番 仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番 宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番 新垣善功
	8 番	仲宗根哲	16 番 比 嘉 明 典
欠 席 議 員	5 番	新 垣 光 栄	
会議録署名議員	14 番	宮城重夫	15 番 新垣善功
職務のため本会議 に 出 席 し た 者	議会事務局長	知 名 勉	議事係長比嘉保
	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長 與 儀 忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地· 観光推進課長 屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都市建設課長 新垣 正
地方自治法第121	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼   農業委員会事務局長   津 覇 盛 之
条の規定による	住民生活課長	新 垣 親 裕	上下水道課長 屋 良 清
本会議出席者	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長 比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新垣 一弘	生涯学習課長 名 幸 孝
	福祉課長	石 原 昌 雄	教育総務課 喜屋武 辰 弘
	健康保険課長	比嘉健治	

# 議事日程第1号

日	程								
第	1	会議録署名詞	会議録署名議員の指名						
第	2	会期の決定							
第	3	諸般の報告							
第	4	行政報告							
第	5	議案第53号	中城村都市公園条例の一部を改正する条例						
第	6	議案第54号	中城村道路認定について						
第	7	議案第55号	中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例						
第	8	議案第56号	中城村下水道条例の一部を改正する条例						
第	9	議案第57号	中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例						
第	10	議案第58号	平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)						
第	11	議案第59号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)						
第	12	議案第60号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)						
第	13	議案第61号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)						
第	14	議案第62号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)						
第	15	議案第63号	平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)						

議長 比嘉明典 おはようございます。ただいまより平成25年第7回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

#### (10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定により、14番 宮城重夫議員及び 15番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月13 日から12月20日までの8日間にしたいと思いま す。御異議ありませんか。

#### (「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、会期は本日12月13日より12月20日 までの8日間に決定しました。

議長 比嘉明典 日程第3 諸般の報告を行います。

#### 諸般の報告について

平成25年9月6日より平成25年12月12日まで の諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査及び定期監査報告につい て

村監査委員より、平成25年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。また、11月5日から15日までの間実施された平成25年度定期監査の報告書を12月5日村長に提出しております。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の

経過及び結果の報告がありました。お手元に 報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

#### 3 陳情、意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書については、5件受理し、12月10日の議会運営委員会で協議した結果、『組合製品採用についての要請』は建設常任委員会に付託し、『国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情』は総務常任委員会に付託します。

残り3件の陳情については、資料配付にと どめる考えであります。

- 4 沖縄県町村議会議長会関係について 10月29日(火) 沖縄県町村議会議長会定 例総会及び研修会が自治会館で開催され、 議長と事務局長が出席しております。
  - 10月30日(水) 沖縄県町村議会議長会主催の議員・事務局職員研修会が本部町中央公民館で開催され、本村からも16名が参加しております。

11月12日(火)~15日(金) 第57回町村 議会議長会全国大会がNHKホールで開催 され、議長と事務局長が参加し、24項目の 要望事項決議を全会一致で採択しておりま す。

- 5 中部町村議会議長会関係について 10月4日(金) 中部地区町村議会議長会 定例会が北谷町で開催され、議長と事務局 長が出席しております。
- 6 そ の 他

9月6日(金) 平成25年度海外移住者指 定研修生の歓迎会が吉の浦会館で開催され、 議長が乾杯の音頭をとっております。

9月18日(水) 株式会社浦添自動車サービスの川上吉男社長が爆発事故の経緯説明とお詫びに訪れ、議長と副議長が対応しております。

9月22日(日) 第3回グスクの響きまつりが中城城跡で開催され、議長が出席しております。

10月2日(水)上村病院建築工事地鎮祭が開催され、議長が出席しております。

10月10日(木) 二輪事故抑止総決起大会が吉の浦会館で開催され、議員が多数参加しております。

10月12日(土) 中城みなみ保育園落成式が開催され、議長が祝辞を述べております。 10月18日(金) 中城村青少年育成村民会 議主催の夜間街頭指導が実施され、議長が 参加しております。

10月19日(土) 第70回中部広域市町村圏 事務組合議会が開催され、議長が出席して おります。

10月26日(土)・27日(日) 第11回中城 護佐丸まつりが中城城跡で開催され、副議 長が挨拶を述べております。

10月29日(火) 飲酒運転根絶県民大会が沖縄市民会館で開催され、議長が参加しております。

11月2日(土) 中城村全戦没者慰霊祭が 老人センターで開催され、議長が追悼の言 葉を述べております。

11月3日(日) 赤花まつりが久場グラウンドで開催され、議長が出席しております。 11月5日(火) ミツバチを活用した地域 振興に関する研究会が中城村商工会館で開催され、議長が出席しております。

11月15日(金) 海外移住者指定研修生修 了式及び激励会が吉の浦会館で開催され、 副議長が祝辞を述べております。

11月25日(月) 第22回暴力団追放沖縄県 民大会が宜野湾市で開催され、副議長が出 席しております。

12月11日(水) 「イルミネーション点灯式」が花と緑のふれあい広場で開催され、

議長が挨拶を述べております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を、まずは1枚で示してあるものから主要な部分を読み上げて御報告申し上げます。行政報告、平成25年9月から平成25年11月までの行政報告でございます。

まず9月8日には、中城村陸上競技大会が開催され、参加しております。

9月22日には、屋宜の公民館の落成式に参加をしております。

同じく、その日には、またグスクの響きが城 跡で開かれまして、参加をしております。

10月2日には、上村病院の地鎮祭に参加をしております。

10月9日、これは全国史跡整備市町村大会があって、今回、沖縄県の南城市のほうでありまして、参加をしております。

10月26日、27日は、中城護佐丸まつりが開催されました。議員の皆様方にも大変協力をいただきました。成功裏に終わったと自負をしております。

10月30日からは町村長行政視察研修で、石川県、富山県のほうに行政視察を行っております。

11月に入りましては、2日に村の慰霊祭に参加をして、11月6日には、都市基盤整備事業推進大会及び要請行動ということで、主に区画整理についての要請行動を東京で行っております。

11月18日には、全国治水砂防促進大会及び全国町村長大会に参加をしております。

11月25日には、中部南地区の火葬場・斎場建設首長会議、5市町村の首長が会しまして、最終的といいますか、その方向性をどうするかという会議を行っております。

11月28日には、吉の浦火力発電所竣工祝賀会に参加をしております。

続いて、主要施策の部分でございます。平成 25年度主要施策の執行状況調書(第3・四半期 分)でございます。同じく課ごとに、今度は読 み上げて御報告申し上げます。

まず1ページを開いていただきまして、企画課のほうでございます。節、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額(落札率)、契約の相手方の順に読み上げさせていただきます。18節、農地地図台帳システム端末入れ換え及びデータ移行業務、平成25年9月25日、随意契約、27万8,250円、株式会社オーシーシー。

続いて、税務課でございます。13節、平成27 年固定資産税(土地)の評価替えにおいて活用 する標準宅地の不動産鑑定評価委託業務、平成 25年10月1日、随意契約、199万9,200円、株式 会社はまもと不動産鑑定、株式会社あい総合研 究所。13節、コンビニ収納サービスに伴うシス テム改修契約(住民税・固定資産税・軽自動車 税) 平成25年9月6日、随意契約、630万円、 株式会社オーシーシー。

健康保険課。13節、コンビニ収納サービスに伴うシステム改修業務、平成25年9月6日、随意契約、186万9,000円、株式会社オーシーシー。

農林水産課。13節、中城浜漁港現場技術業務 (漁港地域整備交付金事業)、平成25年10月11 日、指名競争入札、189万円(90.9%)、株式会 社大栄コンサルタント。同じく13節、久場地区 土砂崩壊防止工事現場技術業務(団体営ため池 等整備事業)、平成25年11月29日、指名競争入 札、157万5,000円(89.3%)、株式会社三矢エ ンジニアリング。13節、中城地区農道及び排水 路調査設計委託業務、平成25年10月24日、指名 競争入札、693万円(96.2%)アート技研株式 会社。13節、デイゴヒメコバチ防除、平成25年 11月15日、随意契約、38万7,838円(100%) 第1農薬株式会社。15節、久場地区土砂崩壊防 止工事(25-1)(団体営ため池等整備事業) 平成25年11月29日、指名競争入札、3,129万円 (94.7%) 有限会社ヒロ建設。

同じく農林水産課。15節、中城浜漁港船揚場 改良工事(漁港地域整備交付金事業) 平成25 年10月11日、指名競争入札、2,696万850円 (89.7%) 株式会社新栄組。

都市建設課でございます。13節、平成25年度 調査業務(その3)、平成25年9月24日、随意 契約、336万円(89.8%)、株式会社沖縄ランド コンサルタント。同じく13節、中城村橋梁長寿 命化修繕計画策定業務、平成25年11月1日、指 名競争入札、394万8,000円(94.8%)、株式会 社ウイング総合設計。13節、中城村城跡線修正 設計業務、平成25年11月1日、指名競争入札、 294万円(95.9%)、株式会社双葉測量設計。13 節、中城村景観計画策定等委託業務、平成25年 11月19日、指名競争入札、274万500円(94%)、 株式会社エスティ環境設計研究所。同じく13節、 久場稲子原排水路磁気探査業務、平成25年9月 17日、指名競争入札、44万1,000円(98.4%)、 株式会社沖縄探査開発。

都市建設課が続きます。15節、南上原地区築造工事(25-3工区)、平成25年9月24日、指名競争入札、3,864万1,680円(88%)、有限会社丸清建設工業。15節、南上原地区築造工事(25-4工区)、平成25年10月11日、指名競争入札、4,049万8,500円(93.8%)、有限会社とよむ建設。15節、南上原地区築造工事(25-5工区)、平成25年10月16日、指名競争入札、3,465万円(90.8%)、有限会社渡久地建設。15節、糸蒲公園整備工事(14工区)、平成25年10月21日、指名競争入札、1,774万5,000円(97.4%)、ピース造園土木。15節、糸蒲公園整備工事(15工区)、平成25年11月29日、指名競争入札、3,568万9,500円(98.2%)、株式会社島袋開発。

同じく都市建設課。15節、道路反射鏡・防犯 灯設置工事、平成25年10月9日、指名競争入札、 133万3,500円(66.8%)、沖縄道路興業株式会 社。15節、久場稲子原排水路整備工事、平成25年11月14日、指名競争入札、782万400円(99.6%)、有限会社光造園土木。22節、物件補償6件、平成25年9月6日、随意契約、1,210万5,200円、南上原195番地3他5名でございます。

続いて、上下水道課。13節、南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務(その2)、平成25年9月27日、指名競争入札、861万円(95.6%)株式会社双葉測量設計。15節、南上原地内公共下水道工事(25-5)、平成25年9月27日、指名競争入札、2,173万5,000円(94.5%)、有限会社津城電気工事。15節、当間地内配水管布設工事(25-1工区)、平成25年9月6日、指名競争入札、3,966万9,000円(94%)、有限会社北浜土木。15節、平成25年度消火栓設置工事(その1)、平成25年10月2日、随意契約、200万円、仲真設備工業。15節、平成25年度消火栓設置工事(その2)、平成25年10月30日、随意契約、100万円、有限会社北浜土木。

同じく上下水道課。15節、平成25年度消火栓 設置工事(その3)、平成25年11月22日、随意 契約、50万円、有限会社石原設備。

続いて、教育総務課。13節、中城中学校部室 改修設計委託業務、平成25年9月20日、随意契 約、112万9,800円、合同会社新里建築設計事務 所。同じく13節、中城中学校屋外環境設計委託 業務、平成25年9月20日、随意契約、128万 1,000円、株式会社与那嶺測量設計。

生涯学習課。13節、平成25年度中城城跡岩盤動態観測委託業務、平成25年9月1日、随意契約、84万円(74%)、株式会社真南風。13節、平成25年度中城城跡施工管理委託業務、平成25年11月11日、随意契約、115万5,000円(91.6%)、株式会社真南風。13節、平成25年度中城城跡遺構測量委託業務、平成25年11月28日、指名競争入札、471万4,500円(97.8%)

株式会社琉球サーベイ。13節、平成25年度歴史の道遺物・トレース業務委託、平成25年9月2日、随意契約、94万5,000円(90%)株式会社文化財サービス。13節、平成25年度「ハンタ道及び周辺文化財」保全整備基本計画作成委託業務、平成25年9月6日、指名競争入札、522万9,000円(94.3%),有限会社MUI景画。

同じく、生涯学習課。13節、平成25年度歴史の道遺物・トレース業務委託2、平成25年11月21日、随意契約、76万6,500円(97%) 株式会社文化財サービス。13節、平成25年度歴史の道追加地形測量業務委託、平成25年11月22日、随意契約、126万円(100%) 株式会社双葉測量設計。15節、平成25年度中城城跡整備工事、平成25年11月11日、指名競争入札、1,727万9,850円(95.2%) 喜舎場石材。15節、平成25年度文化財整備工事、平成25年11月25日、指名競争入札、1,621万4,100円(95.4%) 有限会社喜舎場組。15節、吉の浦公園野球場施設整備工事、平成25年10月9日、指名競争入札、3,181万5,000円(96.8%) 株式会社機電工業。

同じく生涯学習課。15節、吉の浦公園遊具整備工事、平成25年11月15日、随意契約、3,593万1,000円(97.9%)、有限会社公園沖縄。15節、吉の浦公園内トイレ整備工事、平成25年11月21日、指名競争入札、2,310万円(97.6%)、有限会社協伸建設。15節、中城村民体育館整備工事、平成25年11月29日、指名競争入札、3,570万円(95.5%)、株式会社新栄組。

以上でございます。

議長 比嘉明典 次に、教育行政報告を行い ます。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。それでは教育行政報告、平成25年9月から平成25年11月まで。

9月6日、平成25年度海外移住者子弟研修生歓迎会に出席しております。具志堅・ダニロ・

アウグスト (ブラジル)。カリーナ・セシリア・安里 (アルゼンチン)。城田・アンヘル・フランシスコ (ペルー)。この3名であります。

8日、中城村陸上競技大会に参加しております。

23日、第3回グスクの響きまつり。エイサーとか獅子舞、護佐丸太鼓等の演技が行われました。

26日、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会。 これは郷土資料部門の移設、1階から2階に。 それから朗読室の設置が話し合われております。

同じ日、中学生・高校生の海外短期留学及び 小学生・中学生ESL、第2言語としての英語、 キャンプ事業合同報告会がありました。

26日、27日は、第40回中頭地区陸上競技大会、中学校です。中城中は27日のDプロックで出場しております。

27日、第12回定例教育委員会会議。中城村教育委員会各種委員の委嘱について話し合っております。文化財関係の委員、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員、社会教育委員等の委嘱について話し合いがありました。

29日、中城小運動会に参加。

10月10日、第2回中頭地区学力向上推進委員会。第36回中頭地区学力向上推進大会は平成26年2月15日、西原町大会になります。

同じ日、中頭地区教育長会第4回定例会がありました。行政報告がありまして、算数、数学の事業づくりの説明がありました。

12日、中城みなみ保育園落成式に参加しております。3歳児30名、4歳児30名、5歳児30名、 計90名で開園しております。

13日、津覇小学校運動会に参加しております。20日、中城中学校体育祭に参加しております。

25日、第13回定例教育委員会会議。中城村就 学指導委員会委員の委嘱について会議を持って おります。

同じ日、幼小中校種間の交流授業研究会。確

かな学力の向上推進のため、各教科の指導方法 等について、授業後に情報交換を行っております。

26日から27日は、第11回中城護佐丸まつりに 参加しております。

11月2日、平成25年度中城村全戦没者慰霊祭に参加しております。

3日は、第4回赤花まつりに参加しております。

10日、津覇小学校PTA文化祭に参加しております。

13日、平成25年度中城村学力向上推進実践発表会。公開授業の後、浜本神戸大の名誉教授による言語活動を通して国語の力を育てる演題で講演が行われました。

15日、平成25年度海外移住者子弟研修会修了 式に参加しております。

17日、第6回ふれあいフェスティバル。グリーンホーム主催によるものに参加しております。地域福祉関係団体による舞台発表やゲーム等の活動紹介がありました。

18日、中城村子ども会育成連絡協議会。各支部 PTA との交流及び村子連への加盟促進のための活動説明会が行われております。

19日、校長人事ヒアリング(定期人事異動)。 これは教職員の人事異動による校長からのヒアリングを行いました。

同じ日、中頭地区教育長会第5回定例会。行政説明がありまして、平成26年2月15日、学体推進西原大会の取り組みについての説明がありました。

28日、沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所竣工祝賀会に参加しております。

29日、第14回定例教育員会会議。ここでは津 覇小、中城南小合同金管バンド部、中城村表彰 候補者の推薦及びスポーツ活動で知名さん、儀 間さん、與那覇さんの3名の推薦を行っており ます。 以上です。

議長 比嘉明典 これで教育長の行政報告を の一部を改正する条例を議題とします。 終わります。

休憩します。

休 憩(10時27分)

再 開(10時52分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第53号 中城村都市公園条例

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第53号 中城村都市公 園条例の一部を改正する条例について御提案申 し上げます。

#### 議案第53号

#### 中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例(平成2年中城村条例第10号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

都市公園を整備したため、中城村都市公園条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例(平成2年中城村条例第10号)の一部を次のように改正する。

		改正後	改正前			
叧	表第1(第3条	関係 )	別	別表第1(第3条関係)		
	名称 位置			名称	位置	
	(略)			(略)		
	ちゅらばる公園 "字南上原193番地(12街区)			ちゅらばる公園	# 字南上原193番地(12街区)	
	<u>石橋原公園</u>			(略)		
	竹口原公園	<u>"</u> 字南上原465番地(118街区)				
	山内原公園					
	(略)					

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第54号 中城村道路認定を議 定について御提案申し上げます。 題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第54号 中城村道路認定について御提案申し上げます。

#### 議案第54号

#### 中城村道路認定について

村道の路線を認定し、道路法(昭和27年法律第180条)第8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

整理番号	路線名	起点	終点	摘要
395	久場前浜原線	中城村字泊伊那具原	中城村字久場前浜原	
		508番地先	2018番 1 地先	
396	稲子原避難路線	中城村字久場稲子原	中城村字久場稲子原	
		513番 2 地先	529番 1 地先	

平成25年12月13日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

久場前浜原線・稲子原避難路線を村道として認定し、広く村民の利用に供する必要がある。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第55号 中城村後期高齢者医 齢者医療に関する条例の一部療に関する条例の一部を改正する条例を議題と ついて御提案申し上げます。 します。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます

#### 議案第55号

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例(平成20年中城村条例第10号)の一部を別紙のとおり改正 したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求め る。

平成25年12月13日提出

中城村長浜田京介

改正前

#### 提案理由

地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例(平成20年中城村条例第10号)の一部を次のように改正する。

S S	WE113
附則	附則
(延滞金の特例)	(延滞金の特例)
第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞	第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞
金の年 <u>14.6パーセントの割合及び</u> 7.3パーセン	金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定に
トの割合は、同乗の規定にかかわらず、各年の	かかわらず、各年の特例基準割合( <u>各年の前年</u>
特例基準割合( <u>当該年の前年に租税特別措置法</u>	の11月30日を経過するときにおける日本銀行法
(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定に	(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の
より告示された割合に年1.0パーセント割合を	規定により定められる商業手形の基準割引率に
加算した割合をいう。以下この項において同	年4パーセントの割合を加算した割合をい
<u>じ。</u> ) が年7.3パーセントの割合に満たない場合	<u>う。</u> ) が年7.3パーセントの割合に満たない場合
には、その年中においては、 <u>年14.6パーセント</u>	には、その年中においては、 <u>当該特例基準割合</u>
の割合にあってはその年における特例基準割合	<u>(当該割合に0.1パーセント未満の端数がある</u>
に年7.3パーセントの割合を加算した割合と	<u>ときは、これを切り捨てる。</u> ) とする。
し、年7.3パーセントの割合にあっては当該特	
例基準割合に年1.0パーセントの割合を加算し	
た割合(当該加算した割合が年7.3パーセント	
の割合を超える場合には、年7.3パーセントの	
<u>割合</u> ) とする。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日より施行する。

改正後

(経過措置)

2 この条例による改正後の中城村後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩(10時58分)

再 開(11時10分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第8 議案第56号 中城村下水道条例の 一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第56号 中城村下水道 条例の一部を改正する条例について御提案申し 上げます。

#### 議案第56号

#### 中城村下水道条例の一部を改正する条例

中城村下水道条例(平成14年中城村条例第1号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第96条1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の公布に伴う消費税の引き上げと、中城村水道事業給水条例第26条(連合専用)との整合性をとるために、中城村下水道条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村下水道条例の一部を改正する条例

中城村下水道条例(平成14年中城村条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
(使用料の算定方法)	(使用料の算定方法)		
第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者	第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者		
が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるとこ	が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるとこ		
ろにより算定した <u>額に100分の108を乗じた額と</u>	ろにより算定した <u>合計額とする</u> 。		
<u>.</u>			

## <u>する。ただし、10円未満については切り捨てる</u> ものとする。

#### 別表(第22条関係)

用途別		料金 こつき )	超過料金(1立方メートルにつき)		
713 22773	汚水量	使用料金	汚水量	使用料金	
	8 立 方		から 25立方メートル まで	1立方メートルに <u>57円</u> つき	
家事用	メートル まで	428円	26立方メートル から 50立方メートル まで	<u></u>	
			51立方メートル 以上	つき	
		<u>714円</u>	11立方メートル から 100立方メートル		
営業用	10 立 方 メートル まで		まで 101立方メートル から 300立方メートル	1 立方メートルに <u>95円</u> つき	
			まで 301立方メートル 以上	<u></u> つき	
	10 立 方 メートル まで		11立方メートル から 100立方メートル まで	1 立方メートルに <u>85円</u> つき	
団体用		<u>714円</u>		1立方メートルに <u>95円</u> つき	
				1 立方メートルに <u>104円</u> つき	
臨時用	1 立 方 メートル につき		,,	95円	
連合専用	する。こ		斗金算定の基礎と	ぞれの用途に応じて適用 なる汚水量は各戸(世	

別表(第22条関係)

用途別	— .	料金 こつき )	超過料金(1立方メートルにつき)			
7132233	汚水量	使用料金	汚水量	使用料金		
	8 立方		から 25立方メートル まで	1立方メートルに <u>60円</u> つき		
家事用	メートルまで	450円	26立方メートル から 50立方メートル まで	1立方メートルに <u>70円</u> つき		
			51立方メートル 以上	<u></u> つき		
		<u>750円</u>	11立方メートル から 100立方メートル	1立方メートルに <u>90円</u> つき		
営業用	10 立 方 メートル まで		まで 101立方メートル から 300立方メートル	1立方メートルに <u>100円</u> つき		
			まで 301立方メートル 以上	1立方メートルに <u>110円</u> つき		
	10 立 方 メートル まで	<u>750円</u>	11立方メートル から 100立方メートル まで	1立方メートルに <u>90円</u> つき		
団体用			101立方メートル から 300立方メートル まで	1立方メートルに <u>100円</u> つき		
				1 立方メートルに <u>110円</u> つき		
臨時用	1 立 方 メートル につき			100円		
連合専用	この場合	ーラ(世帯)当たりの料金は、 <u>家事用を</u> 適用する。 この場合の料金算定の基礎となる汚水量は各戸(世帯)均等 に使用したとみなす。				

附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行し、同年5月調定分から適用する。ただし、連合専用の規 定については、同年1月1日から施行し、同年1月調定分から適用する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(11時14分)

再 開(11時16分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第57号 中城村水道事業給水

条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第57号 中城村水道事 業給水条例の一部を改正する条例について御提 案申し上げます。

#### 議案第57号

#### 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例(平成10年中城村条例第3号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)の公布に伴い、消費税及び延滞金に関する規定を改正するため、中城村水道事業給水条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例(平成10年中城村条例第3号)の一部を次のように改正する

ち)の一部を入りように以正する
改正前
(料金)
第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過
料金との合計額 <u>(消費税相当額を含む。)</u> とす
<b>వ</b> 。
(料金表)

	項目	基本水量	基本料金	超過料	料金
用途	単位	m³	円	段階別 m³	円
家事用	刊	8	1,114	9 ~ 20	<u>190</u>
				21 ~ 35	<u>200</u>
				36以上	<u>219</u>
営業月	刊	10	1,933	11 ~ 100	<u>257</u>
				101 ~ 1,000	<u>271</u>
				1,001以上	<u>300</u>
団体月	刊	10	1,933	11 ~ 100	<u>257</u>

	項目	基本水量	基本料金	超過	料金
用途	単位	m³	円	段階別 m³	円
家事	甲	8	<u>1,170</u>	9 ~ 20 2	
				21 ~ 35	
				36以上	<u>230</u>
営業	甲	10	2,030	11 ~ 100	<u>270</u>
				101 ~ 1,000	
				1,001以上	<u>315</u>
団体	Ħ	10	2,030	11 ~ 100	<u>270</u>

	-	-		
			101 ~ 1,000	<u>271</u>
			1,001以上	300
臨時用	1			523

#### (加入金)

第33条 給水装置又は、改造(増径)の申し込みを行う者は、次の表に定める加入金<u>に100分の</u> 108を乗じた額を申し込みの際に納付しなければならない。

メーター口径	加入金(一給水装置につき)
13ミリメートル (16ミリメートルを含む)	15,000円
20ミリメートル	40,000円
25ミリメートル	66,000円
40ミリメートル	202,000円
50ミリメートル	300,000円
75ミリメートル	750,000円
100ミリメートル	<u>1,275,000円</u>
150ミリメートル以上	2,790,000円

#### (督促手数料及び延滞金)

- 第35条 第27条に規定する料金又は第34条に規定 する手数料を納期限内に完納しない場合は、納 期限後20日以内に督促状を発し、延滞金を課す る。
- 2 前項の督促状を発した場合は、1件につき 100円の督促手数料を徴収する。
- 3 延滞金は、督促状に指定した日から納付の日までの日数に、<u>年14.6パーセントを乗じて</u>算出した額とする。

	_		
		101~1,000	<u>285</u>
		1,001以上	<u>315</u>
臨時用	1		<u>550</u>

#### (加入金)

第33条 給水装置又は、改造(増径)の申し込みを行う者は、次の表に定める加入金<u>(消費税相)</u> 当額を含む。)を申し込みの際に納付しなければならない。

メーター口径	加入金(一給水装置につき)
13ミリメートル (16ミリメートルを含む)	15,750円
20ミリメートル	42,000円
25ミリメートル	69,300円
40ミリメートル	212,100円
50ミリメートル	315,000円
75ミリメートル	787,500円
100ミリメートル	1,338,750円
150ミリメートル以上	2,929,500円

#### (督促手数料及び延滞金)

- 第35条 第27条に規定する料金又は第34条に規定 する手数料を納期限内に完納しない場合は、納 期限後20日以内に督促状を発し、延滞金を課す る。
- 2 前項の督促状を発した場合は、1件につき 100円の督促手数料を徴収する。
- 3 延滞金は、督促状に指定した日から納付の日までの日数に、<u>1万円につき1日4円の割合で</u> 算出した額とする。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、条例第33条第1項の規定については、同年 4月1日から施行する。また条例第27条については、同年4月1日から施行し、同年5月調定分か ら適用する。

#### (延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第35条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、 各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定 により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において、同 じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(11時20分)

再 開(11時20分)

議長 比嘉明典 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第58号 平成25年度中城村一 般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第58号 平成25年度中 城村一般会計補正予算(第4号)について御提 案申し上げます。

#### 議案第58号

平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)

平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ6,212,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加、変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

(単位:千円)

#### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

• • • • • •					• • • • • •
款	項	補正前の額	補	正額	計
12 分担金及び負担金		2,511		353	2,864
	2 負担金	2,510		353	2,863

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		832,617	38,122	794,495
	1 国庫負担金	507,227	14,530	521,757
	2 国庫補助金	322,290	52,652	269,638
15 県支出金		1,049,317	19,194	1,068,511
	1 県負担金	244,094	7,645	251,739
	2 県補助金	774,001	12,168	786,169
	3 委託金	31,222	619	30,603
18 繰入金		72,916	23,015	95,931
	2 基金繰入金	72,915	23,015	95,930
20 諸収入		78,192	1,275	79,467
	4 雑入	71,444	1,275	72,719
21 村債		328,998	3,400	332,398
	1 村債	328,998	3,400	332,398
歳 入	合 計	6,203,032	9,115	6,212,147

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,808	368	107,440
	1 議会費	107,808	368	107,440
2 総務費		847,421	191	847,612
	1 総務管理費	701,597	1,899	703,496
	2 徴税費	98,760	999	97,761
	3 戸籍住民基本台帳費	35,101	244	34,857
	4 選挙費	9,325	618	8,707
	5 統計調査費	1,051	153	1,204
3 民生費		1,695,604	32,458	1,728,062
	1 社会福祉費	924,483	39,857	964,340
	2 児童福祉費	771,121	7,399	763,722
4 衛生費		781,924	3,551	785,475
	1 保健衛生費	354,570	4,798	359,368
	2 清掃費	426,436	1,247	425,189

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		235,613	12,393	248,006
	1 農業費	189,168	3,337	192,505
	2 林業費	1,296	162	1,134
	3 水産業費	45,149	9,218	54,367
7 商工費		125,563	10,534	136,097
	1 商工費	125,563	10,534	136,097
8 土木費		688,782	85,842	602,940
	1 土木管理費	14,498	20	14,518
	2 道路橋梁費	253,262	83,530	169,732
	4 都市計画費	261,703	1,232	260,471
	5 下水道費	115,558	1,100	114,458
10 教育費		923,017	36,198	959,215
	1 教育総務費	116,265	482	115,783
	2 小学校費	152,943	6,960	159,903
	3 中学校費	66,021	2,409	68,430
	4 幼稚園費	43,670	5,129	48,799
	5 社会教育費	314,535	2,059	316,594
	6 保健体育費	229,583	20,123	249,706
歳 出	合 計	6,203,032	9,115	6,212,147

## 第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
		千円
村道中城城跡線改良舗装事業	平成26年度	61,666

第3表 地 方 債 補 正

お焦の口竹		補	正 前			補 正	後	
起債の目的 	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産業整備事業債	千円 4,800	証書借入	年5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資	特別の融資条件 のあるものを除 き、償還期限は、 据置期間を含め30 年以内、償還方法 は、元金均等又は 元利均等による。	千円			
社会教育施設整備事業債	20,100	証券発行	金及び公営企業 金融公庫につい て、利率見直し を行った後にお いては当該見直 し後の利率)	ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	22,300	· 同じ	同じ	同じ

ページを開いていただきまして、歳入歳出と もに款、項、補正前の額、補正額、合計の順に 読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の12款分担金 及び負担金、2項負担金、補正前の額251万円、 補正額35万3,000円、合計で286万3,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億722万7,000円、補正額1,453万円、合計で5億2,175万7,000円。2項国庫補助金、補正前の額3億2,229万円、補正額5,265万2,000円の減額補正、合計で2億6,963万8,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額2 億4,409万4,000円、補正額764万5,000円、合計で2億5,173万9,000円。2項県補助金、補正前の額7億7,400万1,000円、補正額1,216万8,000円、合計で7億8,616万9,000円。3項委託金、補正前の額3,122万2,000円、補正額61万9,000円の減額補正、合計で3,060万3,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額 7,291万5,000円、補正額2,301万5,000円、合計で9,593万円。 20款諸収入、4項雑入、補正前の額7,144万 4,000円、補正額127万5,000円、合計で7,271万 9,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額3億2,899 万8,000円、補正額340万円、合計で3億3,239 万8,000円。

歳入合計、補正前の額62億303万2,000円、補 正額911万5,000円、合計で62億1,214万7,000円。 続いて歳出でございます。 1 款議会費、1項 議会費、補正前の額1億780万8,000円、補正額 36万8,000円の減額補正、合計で1億744万円。

2 款総務費、1項総務管理費、補正前の額7 億159万7,000円、補正額189万9,000円、合計で 7 億349万6,000円。2項徴税費、補正前の額 9,876万円、補正額99万9,000円の減額補正、合 計で9,776万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、 補正前の額3,510万1,000円、補正額24万4,000 円の減額補正、合計で3,485万7,000円。4項選 挙費、補正前の額932万5,000円、補正額61万 8,000円の減額補正、合計で870万7,000円。5 項統計調査費、補正前の額105万1,000円、補正 額15万3,000円、合計で120万4,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、補正前の額9 億2,448万3,000円、補正額3,985万7,000円、合 計で9億6,434万円。2 項児童福祉費、補正前 の額7億7,112万1,000円、補正額739万9,000円 の減額補正、合計で7億6,372万2,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、補正前の額3 億5,457万円、補正額479万8,000円、合計で3 億5,936万8,000円。2 項清掃費、補正前の額4 億2,643万6,000円、補正額124万7,000円の減額 補正、合計で4億2,518万9,000円。

6 款農林水産業費、1項農業費、補正前の額 1億8,916万8,000円、補正額333万7,000円、合 計で1億9,250万5,000円。2項林業費、補正前 の額129万6,000円、補正額16万2,000円の減額 補正、合計で113万4,000円。3項水産業費、補 正前の額4,514万9,000円、補正額921万8,000円、 合計で5,436万7,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額1億 2,556万3,000円、補正額1,053万4,000円、合計 で1億3,609万7,000円。

8款土木費、1項土木管理費、補正前の額 1,449万8,000円、補正額2万円、合計で1,451 万8,000円。2項道路橋梁費、補正前の額2億 5,326万2,000円、補正額8,353万円の減額補正、 合計で1億6,973万2,000円。4項都市計画費、 補正前の額2億6,170万3,000円、補正額123万 2,000円の減額補正、合計で2億6,047万1,000 円。5項下水道費、補正前の額1億1,555万 8,000円、補正額110万円の減額補正、合計で1 億1,445万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1 億1,626万5,000円、補正額48万2,000円の減額 補正、合計で1億1,578万3,000円。2項小学校 費、補正前の額1億5,294万3,000円、補正額 696万円、合計で1億5,990万3,000円。3項中 学校費、補正前の額6,602万1,000円、補正額 240万9,000円、合計で6,843万円。4項幼稚園 費、補正前の額4,367万円、補正額512万9,000 円、合計で4,879万9,000円。5項社会教育費、 補正前の額3億1,453万5,000円、補正額205万 9,000円、合計で3億1,659万4,000円。6項保 健体育費、補正前の額2億2,958万3,000円、補 正額2,012万3,000円、合計で2億4,970万6,000 円。

歳出合計、補正前の額62億303万2,000円、補 正額911万5,000円、合計で62億1,214万7,000円。 続いて第2表債務負担行為補正。事項が、村 道中城城跡線改良舗装事業。期間が平成26年度。 限度額が6,166万6,000円でございます。

続いて第3表地方債補正。起債の目的、まず 1つ目が水産業整備事業債。補正前の限度額が 480万円、補正後の限度額が600万円。その下の 段で社会教育施設整備事業債。補正前の限度額 が2,010万円、補正後の限度額が2,230万円。

2 つともそれぞれ起債の方法、利率償還の方法は同じであります。起債の方法は、証書借入 又は証券発行。

利率年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(11時31分)

再 開(11時31分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第59号 平成25年度中城村国

民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題 村長 浜田京介 議案第59号 平成25年度中 とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 村長 浜田京介。

城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について御提案申し上げます。

#### 議案第59号

平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ2,411,892千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,009,188	5,294	1,003,894
	1 国庫負担金	538,071	5,294	532,777
5 療養給付費交付金		91,385	5,727	97,112
	1 療養給付費交付金	91,385	5,727	97,112
7 県支出金		141,713	26,394	168,107
	1 県負担金	25,556	5,294	20,262
	2 県補助金	116,157	31,688	147,845
13 諸収入		4,705	2,769	7,474
	4 雑入	1,701	2,769	4,470
歳 入	合 計	2,382,296	29,596	2,411,892

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		42,497	3,929	38,568
	1 総務管理費	31,982	3,251	28,731
	2 徴税費	10,417	678	9,739
2 保険給付費		1,403,612	52,220	1,455,832
	1 療養諸費	1,202,050	40,330	1,242,380
	2 高額療養費	184,250	11,890	196,140
7 共同事業拠出金		425,768	17,016	408,752
	1 共同事業拠出金	425,768	17,016	408,752
8 保健事業費		26,780	1,679	25,101
	2 保健事業費	14,665	1,679	12,986
歳 出	合 計	2,382,296	29,596	2,411,892

同じく歳入歳出ともに款、項、補正前の額、 補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げ ます。

歳入、4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、補 正前の額 5 億3,807万1,000円、補正額529万 4,000円の減額補正、合計で 5 億3,277万7,000 円。

5 款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額9,138万5,000円、補正額572万7,000円、合計で9,711万2,000円。

7 款県支出金、1項県負担金、補正前の額 2,555万6,000円、補正額529万4,000円の減額補 正、合計で2,026万2,000円。2項県補助金、補 正前の額1億1,615万7,000円、補正額3,168万 8,000円、合計で1億4,784万5,000円。

13款諸収入、4項雑入、補正前の額170万 1,000円、補正額276万9,000円、合計で447万円。 歳入合計、補正前の額23億8,229万6,000円、 補正額2,959万6,000円、合計で24億1,189万 2,000円。

続いて歳出であります。歳出、1款総務費、 1項総務管理費、補正前の額3,198万2,000円、 補正額325万1,000円の減額補正、合計で2,873 万1,000円。 2 項徴税費、補正前の額1,041万 7,000円、補正額67万8,000円の減額補正、合計 で973万9,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額 12億205万円、補正額4,033万円、合計で12億 4,238万円。2項高額療養費、補正前の額1億 8,425万円、補正額1,189万円、合計で1億 9,614万円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、 補正前の額4億2,576万8,000円、補正額1,701 万6,000円の減額補正、合計で4億875万2,000 円。

8 款保健事業費、2項保健事業費、補正前の額1,466万5,000円、補正額167万9,000円の減額補正、合計で1,298万6,000円。

歳出合計、補正前の額23億8,229万6,000円、 補正額2,959万6,000円、合計で24億1,189万 2,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(11時36分)

再 開(11時36分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第60号 平成25年度中城村後 期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議 題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第60号 平成25年度中 城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)について御提案申し上げます。

#### 議案第60号

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,456千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		39,175	507	39,682
	1 一般会計繰入金	39,174	507	39,681
歳	合 計	112,949	507	113,456

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,356	19	3,375
	2 徴収費	1,345	19	1,364
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		107,374	508	107,882
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	107,374	508	107,882

	款		項		補正前の額	補	正	額	計	
4 予備費						1,475			20	1,455
			1 予備	費		1,475			20	1,455
	歳	出	合	計		112,949			507	113,456

同じように歳入から読み上げて御提案申し上 げます。

歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、補 正前の額3,917万4,000円、補正額50万7,000円、 合計で3,968万1,000円。

歳入合計、補正前の額 1 億1,294万9,000円、 補正額50万7,000円、合計で 1 億1,345万6,000 円。

続いて歳出、1款総務費、2項徴収費、補正前の額134万5,000円、補正額1万9,000円、合計で136万4,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億737万4,000円、補正額50万8,000円、合計で1億788万2,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額147万

5,000円、補正額2万円の減額補正、合計で145 万5,000円。

歳出合計、補正前の額 1 億1,294万9,000円、 補正額50万7,000円、合計で 1 億1,345万6,000 円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第61号 平成25年度中城村土 地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を 議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第61号 平成25年度中 城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

#### 議案第61号

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成.25年12月13日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 第2表 歳入歳出予算補正

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		930,137	0	930,137
	1 南上原土地区画整理事業費	930,137	0	930,137
歳 出	合 計	930,139	0	930,139

歳出のみでございます。歳出、1款土地区画 整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、 補正前の額9億3,013万7,000円、補正額はござ いません。同じく9億3,013万7,000円。

歳出合計が、補正前の額 9 億3,013万9,000円、 合計も 9 億3,013万9,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第62号 平成25年度中城村公 共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議 題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第62号 平成25年度中 城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

#### 議案第62号

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳人) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		115,558	1,100	114,458
	1 一般会計繰入金	115,558	1,100	114,458
6 村債		98,400	1,100	99,500
	1 村債	98,400	1,100	99,500
歳入	合 計	351,793	0	351,793

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補	正	額	計
1 公共下水道費		248,672			0	248,672
	1 公共下水道費	248,672			0	248,672
歳 出	合 計	351,793			0	351,793

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的		祥	前 正 前	j		補 正	後	
に傾の日の	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	限度額 千円 98,400	証書借入 又は 証券発行	年 5 %以内	償還の方法 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることが	限度額 千円 99,500	同じ	利率	同じ
				できる。				

ページを開いていただきまして、まず歳入のほうから、3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,555万8,000円、補正額110万円の減額補正、合計で1億1,445万8,000円。

6 款村債、1項村債、補正前の額9,840万円、 補正額110万円、合計で9,950万円。 歳入合計、補正前の額 3 億5,179万3,000円、 補正額はゼロ、合計で 3 億5,179万3,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、 補正前の額2億4,867万2,000円、補正額はゼロ、 合計も2億4,867万2,000円。

歳出合計、補正前の額3億5,179万3,000円、

補正額ゼロ、合計も3億5,179万3,000円。 じでございます。

続いて第2表地方債補正。起債の目的、下水 道整備事業。補正前の限度額9,840万円、補正 後の限度額9,950万円。

起債の方法は、証書借入又は証券発行。 利率年5%以内。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除 き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償 還方法は、元金均等又は元利均等による。ただ し、財政の都合により据置期間及び償還期間を 短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換え することができる。これは改正前も改正後も同

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終 わります。

日程第15 議案第63号 平成25年度中城村水 道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第63号 平成25年度中 城村水道事業会計補正予算(第2号)について 御提案申し上げます。

#### 議案第63号

#### 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成25年度中城村水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第2条 平成25年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補 正する。

支 出

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 第1款 水道事業費用 422,361千円 699千円 423,060千円 699千円 第1項 営業費用 411,441千円 412,140千円

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1条 平成25年度中城村水道事業会計の補 正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度中城村水道事業会計予算 第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとお り補正する。

支出、第1款、第1項営業費用、既決予定額 4億1,144万1,000円、補正予定額69万9,000円、 合計で4億1,214万円。

平成25年12月13日提出、中城村長 浜田京介。 以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(11時46分)

再 開(11時46分)

議長 比嘉明典 再開いたします。 これで提案理由の説明を終わります。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。御苦労さまで した。

散 会(11時46分)

# 平成25年第7回中城村議会定例会(第4日目)

招集年月日		平成25年12月	月13日(金)	
招集の場所		中城村議	会議事堂	
開会・散会・	開議	平成25年12月16日	(午前10時00分)	
閉会等日時	散会	平成25年12月16日	(午後1時39分)	
	議席番号	氏 名	議席番号氏	名
	1 番	伊佐則勝	9 番 仲	真 功 浩
	2 番	新垣博正	10 番 安	里 ヨシ子
応 招 議 員	3 番	金 城 章	11 番 新	垣 健 二
	4 番	新垣徳正	12 番 宮	城 治 邦
(出席議員)	5 番	新 垣 光 栄	13 番 仲	村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番 宮	城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番 新	垣 善功
	8 番	仲宗根 哲	16 番 比	嘉明典
欠 席 議 員				
会議録署名議員	14 番	宮城重夫	15 番 新	垣 善功
職務のため本会議 に 出 席 し た 者	議会事務局長	知 名 勉	議事係長比	嘉 保
	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長 與	儀 忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地・ 観光推進課長 屋	良朝次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都市建設課長新	垣 正
地方自治法第121	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼 津 農業委員会事務局長 津	覇盛之
条の規定による	住民生活課長	新 垣 親 裕	上下水道課長  屋	良清
本会議出席者	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長 比	嘉朝之
	税 務 課 長	新垣 一弘	生涯学習課長 名	幸孝
	福祉課長	石 原 昌 雄	教育総務課主幹 喜屋	武 辰 弘
	健康保険課長	比嘉健治		

## 議事日程第2号

日	程		件名
第	1	議案第53号	中城村都市公園条例の一部を改正する条例
第	2	議案第54号	中城村道路認定(久場前浜原線、稲子原避難路線)について
第	3	議案第55号	中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
第	4	議案第56号	中城村下水道条例の一部を改正する条例
第	5	議案第57号	中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例
第	6	議案第58号	平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)
第	7	議案第59号	平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
第	8	議案第60号	平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
第	9	議案第61号	平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
第	10	議案第62号	平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
第	11	議案第63号	平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けており ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(10時00分)

再 開(10時01分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第53号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。 (「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第53号 中城村都市公園条例の 一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第53号 中城村都市公園条例 の一部を改正する条例は原案のとおり可決され ました。

日程第2 議案第54号 中城村道路認定(久

場前浜原線、稲子原避難路線)についてを議題 とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(10時02分)

再 開(10時10分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 議案第54号 中城村 道路認定(久場前浜原線、稲子原避難路線)に ついて質疑を行います。

まず初めに、久場前浜原線道路建設は、土地利用の利便性、地域振興、活性化の観点から不可欠なものであり、地権者、区民の積年の思いであります。しかし、地権者や土地買収の条件整備等で地主との話し合いも持たれず、同意も得られないままに議会の議決を求めていくのがプロセスなのか疑問であります。それでは本題に入ります。

久場前浜原線の終点について、先ほど来、功 浩議員、善功議員とも、若干関連すると思うん ですけれども、その終点について、久場前浜原 2018番地地先の隣、東側の土地とは聞いており ました。またそこの地主にも役場より協力して ほしいとの相談があったと聞いているが、提案 どおりで間違いはないのか。2018番地地先の賃 借人との問題は解決されたのか。道路用地にか かる地権者に同意が得られていない数名の地主 がいる中を議会で道路認定をしていいのか。地 権者数名の同意が得られない理由として何があ るのか。予定の認定道路区域内にある土地の地 番表示を提示して、議会に提出できないか。特 定保留区域指定と久場前浜原線道路建設は法的 な因果関係があるのか、以上、5点について伺 います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 おはようございま す。治邦議員の質疑に対してお答えします。

終点の2018番地地先の隣に最終的には出すという話はしたんですけれども、今回は我部祖河 そばを中心にして認定をお願いしたいと。もし、 先ほど休憩の中で話をしたんだけれども、その 場所が、この地主と交渉がそれ以上できなけれ ば隣のほうに持っていきたいと。その地主とも 一応話はして、残地とか、そういうものが解決 できれば協力しますというのは聞いています。

それと未同意が4名いますけれども、1人の方はここにしか土地がないと。間口も小さい土地があるんですけれども、その方はここにしか土地がないですからということで、反対とは言っていません。最終的には施工同意は上げるということを言っています。それからもう1人いますけれども、最終的には押すと。今は皆なん方4名が押してから同意はしたいと話はしています。あと2人については、説明しながら同意をもらっていこうかと思っています。いずれにしてもこの4名というのは根本的に事業そのものに反対ということではないですので、その道そのものは3年、4年では供用開始までできると自信持っています、担当課のほうでは。

それと特定保留の件ですけれども、今現在は 平成22年ですね、市街化区域編入を要望したと きに道と地区計画がまだできていないと、必須 ですから、市街化区域編入の条件として。その 道路と地区計画ができれば特定保留を解除して、 市街化区域に編入していくと。そのときにはそ の地区計画は皆さん方、久場区民と泊区民の何 名かで条例をつくっていって、村の条例化に 持っていったまちづくりを行っていきます。

それと図面は、皆さん方に提示できます。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(10時16分)

再 開(10時16分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 図面の中で、個人個人、一人一人で出したほうがいいんじゃないかなと。全体を見ると、皆さん方、潰れ地の単価は今のところはお見せしませんけれども、個人保護条例とも照らし合わせながら、図面は皆さん方の名前を入れたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、皆様方、地主がよければ、これは全部図面の中で、今図面ありますので、提示してもいいと思っています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これは今議会に提案 されているんですね、道路認定というのは法的 にどのような拘束力があるかと。道路が認定さ れた場合において、土地所有者であっても認定 道路が区域内であれば道路法により地権が制限 されるということですが、どのような制限があ るのか。道路法第8条第2項において、市町村 長が規定により路線を認定しようとする場合は、 あらかじめ当該市町村の議会の議決を得なけれ ばならないと規定をされています。地権者の意 見、考え方はさまざまであります。議決に先立 ち議会に対し、当局はかかる状況について説明 を十分にされてきたのか。道路建設に当たって は、地権者への合意形成を最優先に検討してい くことが大事だと考えるが、これをどう思うの か。地権者の同意も得ず道路認定を急ぐ理由と、 そのメリット、デメリットは何があるのか。以 上、5点伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路認定の法的根拠ということでありますけれども、道路法上、今の新設道路の場合は、用地買収から始まって工事に入っていきますけれども、そのときに地権者と用地買収をするとき

に税の控除が出てきます。その認定をしないことには税金がかかるわけですから、地権者にとっても不利になりますので、その辺をやらないと恐らく地主もその事業そのものに対してもできないんじゃないかなと。まずは事業認定、それから道路認定。道路認定というのは起点、終点をやります。中の幅員の本線については、そこまではこの図面の中にはありませんけれども、その変更というのは、本線というのは可能です。あくまでも今は、認定は起点と終点の認定というとらえ方でいいと思います。

制限については、認定して制限がかかるとなると、事業入って認定していきますので、すぐ今、例えばサトウキビとか植えつけしている方もいますので、それをストップしなさいということじゃないですので、あくまでも用地買収を全部行って、2カ年か3年かがりで用地買収をやっていきますので、その後に工事が入ってきます。制限は、すぐにストップしなさいということじゃないです。

工事を急ぐというのは、計画にのっとって、 平成18年からこの路線についてはA、B、C案 を提示して、公民館で説明をし、泊も久場も説 明をし、平成24年には、現村長の浜田村長も一 緒に行って早目にやってくれというのを、拍手 もらった思いがあります。それで今まで進めて いって、今の道路に決まったという経緯があり ますので、本来は去年からやる予定でしたのが、 これは1年延びて今年から予算も計上し、新年 度予算にも計上して土地の買い上げということ では何回も、再三申しも上げていますので、4 名の反対がいるからこの事業をやめますかとい うことではなくて、あくまでも90%前後の方々 の同意を得ていますので、これは早急に進めて いきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(10時22分)

再 開(10時24分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

答弁漏れがあります。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど議員から土地収用法の話がありましたけれども、本来道路法で言えば、反対者があれば強制的にやる方法もあります。村としてはそこまで強制してまで道を開ける必要があるかというのを議論せんといけませんので、村としては時間をかけてでも説得はしていきたいと。ただ、今の段階で安ければ反対するのかという話じゃなくて、あくまでも単価というのは不動産鑑定を入れながら個々の単価を提示していきますので、安いから反対、高いから賛成しますという話じゃなくて、この道が久場のほうでは必要だというので役場のほうも、都市建設課のほうも道の計画をやっています。

それとメリット、デメリットという話がありますけれども、この道路を通すことで土地利用がしやすくなると、排水も整備して、少なからずの土地利用が優位に利用できますので、道一本になるとその辺の土地の評価も上がってくるし、これがメリットじゃないかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの答弁を聞いて、私は道路が必要じゃないと言っていない。なぜ急ぐか、何でも手法、手順があるはず。プロセスがね。さっき私が休憩で言ったことも、地主の皆さんは土地が安いとか高いの話じゃないんですよ。どういう条件なのと。何の話し合いもないのに、なぜ道路の話が出てくるのか。そういう方もいるわけですね。急ぐということにいろいろ疑問を持っているわけであって、じゃあ次へいきましょう。

この久場前浜原道路建設の費用、先ほど課長から答弁があったように、電源立地促進対策交

付金が充当されると思いますが、促進対策交付 金の活用期限、発電所を運用開始してから5年 間の猶予があります。私の認識としては、平成 30年が期限と認識しております。全地権者の同 意も得ず、拙速に道路認定することは混乱の原 因になりかねません。電源立地に伴う地元振興 策はこれまで二転三転し現在に至っている経緯 があります。発電所の誘致決議及び地元の合意 形成をかんがみれば、この10年間、地元とどの ように皆さんは向き合ってかかわってきたか疑 問です。地権者及び地元との合意形成を図って からでも遅くはないと考えます。よって、議案 第54号 中城村道路認定(久場前浜原線、稲子 原避難路線)については再度考え直していくこ とはできないかについて伺います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(10時29分)

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

再 開(10時30分) 議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

事業認定をまた延ばせないかという質疑がありましたけれども、今うちの都市建設課のほうでは今年から用地買収も始まるし、逆に今回、ヤードあたりが12月に賃貸借も切れていくことから、延ばし延ばしにすると余計土地が買えなくなるということがありますので、この認定、きょう上げた提案についてはぜひお願いしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 大変重要な問題ですので、村長としても所見を述べさせていただきます。

今の件は、以前からこの話は、私が就任してからも、先ほどありましたけれども、地元に、 久場の区民の皆さん、泊区民の皆さんとも話し 合ったつもりのものでございます。それで今回、 その事業を、認定をもっと先延ばしにするだと か、あるいは見直すという考えは一切ございま せん。私は常に、議会でもお話をさせていただ きましたけれども、地主の最大の思いはどこに あるのか。今の話ですと、4名の地権者の同意 がまだ得られていないという裏返しには、数十 名の地主の理解を得られているということを信 じて、今回の認定と、そしてこの事業を推進し ていきたいんです。地域の活性化につながると いうものを、間違いなくこれは将来的に市街化 区域に編入だとか、道路一本通すことによって 地主の利益になるものだと信じてこれを今、推 進しようとしているのであって、しかし、残念 ながらどうしても理解が得られないということ であれば、事業は先延ばしにするのではなくて、 そこで断念をしないといけないという選択肢も あるということは前議会でも答えているつもり ですけれども、ですから我々は約3億円に近い、 事業だと思いますが、これが不可能だというこ とであればそこで判断をして、別の事業に振り 返ることもまた選択肢が必要になってきますの で、先延ばしにするということはないですので、 この議会でしっかりと私は答弁をさせていただ きたんです。ですから私が言いたいのは、これ は中城にとっても、久場、泊の皆さんにとって も絶対にいいことになる、地域活性化につなが るものだと信じてこの事業は推進をしていきま すけれども、しかし最悪の場合の想定もしない といけないというのは、また御理解もいただき たいなと。そのためには時間は、私は長引かす ことなく、早目に結論を出して、そして行く道 をしっかりまた皆さんに問いかけて、それを探 していくということが私の理念でありますので、 議員の皆さん方もまた御理解をいただきたいと いうことでございます。

議長 比嘉明典 12番 宮城治邦議員の質疑 を終わります。

ほかに質疑ありませんか。 休憩いたします。 休 憩(10時33分)

再 開(10時34分)

議長 比嘉明典 再開いたします。 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。 お諮りします。ただいま議題となっておりま す議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定 によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う声あり)

15番 新垣善功議員 これは委員会に付託 したいと思っている。このような議論をしてい るなら委員会でも詳しく、そして現場も詳しく 委員会に付託を求めます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(10時35分)

再 開(10時36分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

ただいま委員会付託につきまして、「異議あ り」との発言がありましたので、委員会付託に 対する採決をいたします。

議案第54号 中城村道路認定(久場前浜原線、稲子原避難路線)について、委員会付託することに賛成の方、起立願います。

(起立少数)

議長 比嘉明典 「起立少数」です。したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。これから討論を行います。討論ありませんか。新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 議案第54号 中城村道 路認定(久場前浜原線、稲子原避難路線)につ いて、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから議論の中にありますように、この 道路は私もいろんな地権者の方から早く進めて ほしいという、この土地の利用が、その道路が できることによって土地利用がとても可能になってくるというふうな地権者の声がございます。そして先ほど課長のほうからも答弁がありましたが、この道路に関しましては、地元のほうでも何回も説明を行って、3つの道路のコースの中からこの道路が皆さんの賛成を得て、先ほど大きな拍手もあったと、早く進めてくれということもありまして、その道路を決定したわけですね。それからしますと、やはりその中にはぜひこの道路を村道として認定して、自分の土地利用を図ってほしいという声もありますので、私のほうからは賛成という立場で討論させていただきます。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。 これから議案第54号 中城村道路認定(久場 前浜原線、稲子原避難路線)についてを採決い

たします。

(12番 宮城治邦議員退席)

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第54号 中城村道路認定(久 場前浜原線、稲子原避難路線)については原案 のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第55号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第55号 中城村後期高齢者医療 に関する条例の一部を改正する条例を採決いた します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案の とおり可決されました。

日程第4 議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第56号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 中城村下水道条例の一 部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第56号 中城村下水道条例の 一部を改正する条例は原案のとおり可決されま した。

日程第5 議案第57号 中城村水道事業給水 条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩(10時44分)

再 開(10時44分)

議長 比嘉明典 再開いたします。 質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。 お諮りします。ただいま議題となっておりま す議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定 によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第57号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第57号 中城村水道事業給水 条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決 されました。

日程第6 議案第58号 平成25年度中城村一 般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けており ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(10時46分)

再 開(11時31分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 この予算議案に対して 質疑をしたいと思います。

これは10款教育費の中の公園整備に当たるん ですかね。その中でいるいろ資料を請求して やっていく形が出てきたんですけれども、この ように単年度じゃなくて、多年度にわたり、そ して多額の金額を使って整備していこうという この計画もあるのにですね、小出しに、毎回基 本設計はやりますから、やってくださいとか、 そしてこれができたらすぐ工事やりますので予 算計上を認めてくださいとか、そういう何かで すね、全く不透明な形でこんな多額の予算を計 上して組むのはいかがなものかなと思うんです よ。実際、この経過としては金額ではわからな いんですけれども、平成27年度までいろいろ計 画がある。金額はわからなくなっているけれど も、こういう基本計画というのは一体全体どう なっているのか、活用計画を含めて。こういう のは全く計画も立てずにこれからもやっていか れるのか。そして特に今、サッカーが、ガンバ 大阪を誘致するとか、そういう話になっていま すけれども、この誘致に当たっても村民挙げて 誘致事業をやると、そういう意思のもとにこう いう整備計画をやられていったのか、その辺も 全く私はわからない状況なんです。この基本計 画とか、設備計画に要する費用ですね、その辺 の実態というのは全くできていないのか。ある いは議会、村民にも公表していく中で整備計画 を進めていくと、そういう考えが全くないのか。 これでは一括交付金が全部それにつぎ込まれて、 我々の日常生活に必要な、早くに進めてほしい というその辺の整備のほうに全く回ってこない。 本当の優先順位というのはどのように決めてい るのかわからない状況になっています。これに ついて、生涯学習課長、この基本計画、それと 総額予算とか財源の手当てとか、その辺につい て公表できないですか。お願いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えい たします。

整備計画についてですけれども、今お手元のほうに平成25年度までの実績と平成26年度、あと平成27年度以降ということで計画を示してあると思います。平成26年度までは財政とも協議し、これを行っていこうということでありますけれども、平成27年度以降に関しましては、まだ生涯学習課としても基本構想の段階であります。予算を何で整備していくのか、実際、何年度に施行していくかにつきましてはこれからの協議で行っていきたいと思っております。優先順位につきましては、生涯学習課としましては、生涯学習課としましては、こういったものを整備していきたいということでありますので、ほかの事業とどちらが優先するかということにつきましては当局のほうで考えていくと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、全く呆れた答弁 だと思う。組織の運営として、まずは基本計画 ありきでしょう。あるいは活用計画ありきで

しょう。その中にあってどれぐらいの財源が必 要だとか、そのニーズというものは他に優先し て、この優先順位について、村あるいは村全体 で決めていくべきだろうと思うんですけれども、 基本計画もなしに、あるいはどういう方向で、 最終的にはこういう形のものができ上がるんだ と。そのためにどれぐらいのお金をつぎ込んで いくんだと、そういう計画もなしに、ただ予算 時期にぽつぽつと、今回も1,000万円しか上 がっていないでしょう、計画は。それを要求し たら来年は1億3,000万円やりますと、一括交 付金を使ってやりますと、こんな密室でこうい う計画というのは非常に私は納得いかない、透 明性がないと思う。まず基本計画があって、皆 さんどこまでそういう計画を進めていこうとい うのか、全然村民には公表していないでしょう。 このサッカー誘致計画も、誘致事業というのも どれだけ皆さんに、村に承知してもらって、 じゃあ村全体でその事業を取り組むに当たって 何をやっていこうかと、そういうのを一切やっ ていますか。計画そういう意味で、皆さんは本 当にそういう基本計画に基づいてやっています か。具体的に数字を教えていただきたい。この キャンプ誘致をやるためにいろいろ施設整備と かやりますけれども、この維持管理費というの を皆さん年間どれぐらい必要だと考えておりま すか。

まとめましょうね。基本的に、この基本計画が、どこまでやるという基本計画があるのか、ない中でお金をどんどんつぎ込んでいっているのか。だからキャンプ誘致事業については村民にどれぐらいのコンセンサスを得てやっているのか。それから3点目は、いろんな設備ができた、そのときの維持管理費というのはどれぐらい予定しているのか、大変な額になると思いますよ。現に今まで、北部でもそういうのを誘致し、やろうとして、やって、3年、4カ年でギブアップしたというところは聞いているはずよ

ね、情報としては。そういうのもあるはずです からね、その3点について。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。 整備計画につきましては、議員のおっしゃる とおりこれまで作成しておりませんでした。吉 の浦公園に関しましてはほとんどが改修を目的 に工事しましたけれども、今回提案するクラブ ハウスにつきましては、確かに新たな設備であ りまして、村民にコンセンサスを得ているかと いうことでありますけれども、その辺はこちら も要望を受けて、すぐ立ち上げるということに もなっておりますけれども、どうしても誘致を するためにはこういった施設が必要だと考えて、 今、計画をしております。

あと維持管理費につきましてですけれども、これまで吉の浦公園を維持管理しておりますけれども、今回、新たにできるクラブハウスにつきましてが新たに加わる維持費だと考えております。今、類似施設としまして、和歌山県にあるクラブハウスを参考に今回計画していこうと考えておりますけれども、和歌山県に維持管理費としまして、大体年間200万円程度の維持費がかかっているということで聞いております。大体今の維持費の上にそれが上乗せしてくるんじゃないかと考えております。

キャンプ誘致に関しましては、この辺は企業 立地とタイアップして考えておりますので、御 了承お願いしますということです。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 課長、本当に皆さんの やり方は行き当たりばったりですよ、まずは基 本計画ありきですよ。一括交付金がこんなに簡 単に使えるからどんどん使う。そういうのはど うですか。一括交付金が使いやすいというのは、 逆に皆さん今まで、単独でやるのはもう非常に 厳しいということで、日常の例えば排水とか河 川とか道路整備ですよ、この辺に重きを置くべ きじゃないですか、使いやすいんだったら。こ れをぜひやっていただきたい。今まで単独でで きないのを一括交付金でできるというのが一番 大きなメリットのはずでですね、これの優先を 私は間違っているんじゃないかと。いずれにし てもそれはちょっとあれですけれども、まず基 本計画もなくてお金をどんどんつぎ込んで、行 き当たりばったりの事業をやるというのは、こ れは本当に手順として間違っていると思います。 まず誘致あるから、そういう設備が必要だから やると、そういうことじゃないでしょう。まず は村民のコンセンサスとして、野球のキャンプ をやるのかサッカーのキャンプを誘致するのか、 そういうのがいろいろある。それはまず皆さん の、村を挙げてこういう事業をやりましょうと いうことで、その結果、こういう設備が必要で すねと、村民にはこういうメリットもあります よと、それでいきましょうということで村議会 にも事業の総額とか、あるいは年度計画、財源 についても説明も、あるいはこれは議会にだけ じゃなく村民に対してもそうですよ、やるのが 筋じゃないですか。今は、ああ、誘致が決まり ましたからクラブハウスの基本設計やりますの で、予算を措置します、計上します。これは一 括交付金が使えるからこれでやりますと、そう いうやり方ではこれが本当に組織の公共工事、 あるいは事業の進め方かどうかというのは非常 に疑問がある。私は極めてこれは中城、あるい はほかのところではどういう...、そういう進め 方を許してきた中城村議会の運営の仕方にも非 常に問題があるだろうと思いますけれども、と いうのはぜひ改めていただきたい。これは将来 を見据えた計画の中で、こういう大きな金とい うのはやるべきであって、自分たちの都合のい いようにこんな大金をつぎ込んでいくというの はどうかなと思います。

それと維持費の問題ですけれども、非常にこれは200万円とか大変甘いと思いますよ。天然

芝生の手入れで、この辺についても相当大きな 経費がかかるということも重々、いろいろなと ころから聞いております。いずれにしてももっ とクリアな形で、村民が納得できるような整備 計画というのはやっていただきたい。既存の補 修とか修繕とかそういうものについてはだれも 文句言わないでしょう。ただ新規事業に当たっ てはどのようなメリットがあるのかというのが 一番大きな関心事ですよ。それに対してコスト がどれぐらいかかるか。その辺はぜひ我々にも 示していただきたい。これからはちゃんと基本 計画にのっとって事業を進めていっていただき たい。それをまた議会にも基本計画を先に出し ていただいて、それをもとに審議をお願いした い、これ強く要望します。できますか、今後そ ういうことが。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん基本計画にのっとってやるというの は基本であります。それは重々承知をしており ますし、またこれからもそれはやっていくつも りでありますけれども、ただ今回の件に限って は、一括交付金の使い方といいますか、予算の 出し方といいますか、それもまた御理解をいた だきたいと思います。当初予算の段階ではこの 一括交付金が使えるかどうか、あるいは入札残 も含めてどれだけの残が出て、次のものにどれ だけ使えるかというのが予測がつかないもので すから、今年度もそうでしたけれども、3月議 会においてはある程度予測で皆さんに承認をし ていただいたり、あるいは後々補正でもって やっていくとか、そういうものもありますので、 今回は来年予定していたクラブハウスの設計を 今年度一括交付金の入札残のほうから拠出する ことができたということで今回やって、少し前 倒しという形にはなっていますけれども、基本 的にはもちろん基本計画などをつくりながら、 また議会の御理解もいただきながらやっていく

つもりではございますので、その辺は決してないがしろにしているということではありませんし、これからも皆さんのまたお知恵もおかりしながら、特に一括交付金の使い方については、今後あと8年間続いていくわけですから、どうぞまた御提言もいただきながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲眞功浩議員 の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第58号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。 (「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成25年度中城村一般 会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第58号 平成25年度中城村一 般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決 されました。

休憩いたします。

休 憩(11時47分)

再 開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第7 議案第59号 平成25年度中城村国 民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題 とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第59号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成25年度中城村国民 健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決い たします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第59号 平成25年度中城村国 民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案 のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 平成25年度中城村後 期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議 題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(13時31分)

再 開(13時32分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第60号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。 (「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成25年度中城村後期 高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決 いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第60号 平成25年度中城村後 期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原 案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 平成25年度中城村土 地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を 議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま

す議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定 によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第61号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成25年度中城村土地 区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採 決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第61号 平成25年度中城村土 地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は 原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 平成25年度中城村公 共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議 題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(13時36分)

再 開(13時36分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第62号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成25年度中城村公共 下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決 いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第62号 平成25年度中城村公 共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原 案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 平成25年度中城村水 道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第63号は委員会付託を省略し ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成25年度中城村水道 事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、議案第63号 平成25年度中城村水 道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり 可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。明日から一般 質問に入ります。よろしくお願いします。以上 です。

散 会(13時39分)

## 平成25年第7回中城村議会定例会(第5日目)

招集年月日	平成25年12月13日(金)									
招集の場所		中城村議	会 議 事 堂							
開会・散会・閉会等日時	開議	平成25年12月17日 (午前10時00分)								
	散会	平成25年12月17日	(午後3時13分)							
	議席番号	氏 名	議 席 番 号 氏 名							
応 招 議 員	1 番	伊佐則勝	9 番 仲 眞 功 浩							
	2 番	新垣博正	10 番 安 里 ヨシ子							
	3 番	金城章	11 番 新垣健二							
	4 番	新垣徳正	12 番 宮 城 治 邦							
(出席議員)	5 番	新 垣 光 栄	13 番 仲 村 春 光							
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番 宮 城 重 夫							
	7 番	仲 座 勇	15 番 新垣善功							
	8 番	仲宗根哲	16 番 比 嘉 明 典							
欠 席 議 員										
会議録署名議員	14 番	宮城重夫	15 番 新垣善功							
職務のため本会議 に 出 席 し た 者	議会事務局長	知 名 勉	議事係長比嘉保							
	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長 與 儀 忍							
	副村長	比嘉正豊	企業立地・   屋 良 朝 次							
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都市建設課長 新垣 正							
地方自治法第121	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼農津覇盛之							
条の規定による本 会 議 出 席 者	住民生活課長	新垣親裕	上下水道課長 屋 良 清							
	会計管理者	比嘉義人	教育総務課長 比 嘉 朝 之							
	税務課長	新垣 一 弘	生涯学習課長 名 幸 孝							
	福祉課長	石 原 昌 雄	教育総務課主幹 喜屋武 辰 弘							
	健康保険課長	比嘉健治								

			議	事	日	程	第	3	号		
	10			/#							
日	程	件								名	
第	1	一般質問									

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。 それでは通告書の順番に従って発言を許します。 最初に7番 仲座 勇議員の一般質問を許し ます。

7番 仲座 勇議員 皆さん、おはようございます。7番 仲座 勇でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

大枠1番、中城南小学校の件について。

平成25年度、26年度、27年度の教室数と生徒の推移を伺います。文科省基準ではなく、沖縄県の特別措置で伺います。 遊具の設置について伺います。 運動場フィールド内の全面芝生化について伺います。 送迎車の件について伺います。毎週水曜日、金曜日の帰りのバスの件を重点的に伺います。

大枠2番、交通安全の件について。

待ちに待った学校前の信号機が11月18日に設置されました。村当局の努力と頑張りに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

校門前の飛び出し防止柵の設置や点字ブロックの変更等を伺います。 南上原中央線から附属小学校に行く歩道、ローソンの北側の歩道整備を伺います。 横断歩道の設置の件を伺いますということですが、この横断歩道の設置は、

の歩道整備のところと、中央線から街区公園で、1号に行くT字路、そこを右に曲がると県道に出て、附属小学校に向かうT字路になっています。その手前の糸蒲公園を過ぎて県道に抜ける十字路、そこの件も含めてお願いしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲座 勇議員の 御質問にお答えをいたします。

大枠1番、南小学校の件につきましては教育

委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の交通安全につきましては、 で教育委員会、 で都市建設課、 で住民生活課の ほうでお答えをさせていただきますが、議員、 大枠2番に交通安全につきましては、議員から お褒めの言葉もいただきましたけれども、 こちらこそでございまして、地域の皆さん方、 そして仲座議員筆頭に今回の信号機の設置は、 本当に尽力いただきました。 ありがとうございました。 これからもぜひ子供たちの安心・安全のために、 また一致協力して取り組んでいきたいと思いますので、議員の御協力ひとつこれからもよろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましてはまた、課のほうでお答えをさせていただきます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。仲座 勇議員の御質問、大枠1と、大枠2の について、教育総務課長から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 それでは、仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番の についてですが、中城南小学校における平成25年度、26年度、27年度の教室数と生徒数の推移ですが、沖縄県の特別措置で推計すると、平成25年度は15クラスで396名、平成26年度は17クラスで466名、平成27年度は18クラスで514名となっております。

次に、大枠1番の 遊具についてですが、学校のほうからコンビネーション遊具、登り棒、ブランコを年次的に設置してほしいとの要望がありました。要望に沿って遊具の設置を検討していきます。

次に、大枠1番の についてお答えいたしま す。

運動場フィールド内の芝生化されていない部分は、少年野球チームが使用するのを前提に バックネットも設置されております。運動場 フィールド内の全面芝生化に関しては、運動場を広く開放し、児童や地域住民に役立て、スポーツ活動の活性化のためにも地域との調整が必要だと考えます。

次に、大枠1番の 、毎週水曜日と金曜日は全学年5校時で終了するために、A-4番バスの利用者が多い状況となっております。A-4番バスの11月の利用状況ですが、水曜日の利用者は月に4日、水曜日がありますので、135人、1日平均34人。金曜日の利用者が、金曜日が5日ありますので、202人、1人平均すると40人となっております。

それから、次に、大枠2番の についてですが、校門前の飛び出し防止柵の設置については学校のほうから要請がありましたので、都市建設課のほうに要請をしております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 仲座 勇議員の交 通安全の についてお答えします。

については、校門と横断歩道が一直線となり、下校時のときに児童が信号に間に合わそうと走って飛び出して来る恐れがあるため、防護柵の設置要請が11月25日付で教育長より要望書がありました。

都市建設課としては歩道については、歩行者 優先であり、視覚障害者誘導ブロックも設置し ており、視覚障害者や車椅子の方の通行に支障 を来すことから、歩道内での設置は困難であり、 学校敷地内で設置するように教育総務課と都市 建設課双方で協議を行っていますので、整い次 第、設置してまいります。

について、琉大附属小学校の歩道については9メートル道路ですね。今年発注してありますので3月までには完成をやります。それとローソン側については来年、新年度でやっていって、隣のアパート側は地権者の合意形成を図りながら行っていきます。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 大枠2の についてお答えいたします。

糸蒲公園近くの十字路、横断歩道については この南小学校の前の中央線の設置は急カーブで 見通しが悪い場所になっております。そこで宜 野湾警察署とも調整したのですけれども、設置 することによって危険度が増すのではないかと いう可能性があることから、設置は困難だとい うのが回答でございます。あと、1号公園前T 字路については先ほど都市建設課長からも答弁 がありましたけれども、歩道整備後、関係機関 と調整し、設置できるように進めてまいります。 以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 それでは、順を追って 細かく答弁をよろしくお願いします。

以前も議会でも一般質問で、この学校の子供 たちの推移と教室の使用教室の数なんかも聞い たことがあるんですが、自分たちが、私は勉強 不足で大変申しわけないと思っているんですが、 文科省の基準ということで、これ以上のことは ないだろうと思って皆さんの意見を聞いていた んですが、ちょっと個人的な意見も含めて教育 長にお聞きしたいんですが、文科省の基準より も沖縄の特別措置でとても優遇された制度がご ざいます。そこのところを含めて、教育長とし てあるいは個人的なお考えでも結構です。現場 で長いこと教員生活を送ってこられた教育長で すので、いろいろ考えることもあるだろうと思 いますので、個人的な見解も含めて、この沖縄 特別措置予算、あるいは長所、短所と言いま しょうか、そういうのをお聞きしたいと思いま す。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。

沖縄県の特別措置による少人数学級というのがあります。1、2年生については30人学級、下限が24名。3年生については35人学級。ただ

し余裕教室があることが条件となっております。 以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 教育長、私の質問が悪かったのか、ちょっと答弁に物足りないところがあります。この沖縄特別措置を長所、よさといいましょうか。何のためにこの沖縄特別措置が設けられたのか、そこのところも含めて、もう一度お聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。

沖縄特別措置というのは、大きく言いますと 学力問題とも関係してきます。やはり少人数学 級にすると、学力ほか生活面でもゆったりと子 供たちが過ごすことができるということで、そ れが設けられている次第であります。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 つまり、文科省の基準 よりもずっとメリットが大きいということです ね。そういうのを頭に置いて、学校運営をして いただきたい。文科省の基準よりも沖縄は大分 優遇されている。文科省の基準じゃなくて、そ の特別措置の基準で学校を運営していただきた い。そういうのを希望しています。

学校からのこれ、校長の資料をいただいてきたんですが、来年度は校長の予測では1年生が附属小学校に行くのがまだ決定していないもんで、若干の変動があるということが伺っておりますが、教育総務課、あるいは教育委員会なんかもこういう資料はもらっています。これ、検討していただいたと思うんですが、これから25年、26年、27年の資料がございますが、そこのところ、この資料を参考にしながらいろいろ考えたと思うんですが、そこのところ反省的も含めて、やり方も含めてちょっと教育総務課長、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

先ほど、仲座議員が持っている資料を、こち らも学校の校長先生から、いただいています。 その中で、平成27年度から、28年、大分生徒数 がふえるということで今の空き教室が、今現在 使えるのが。現在使っております算数教室、こ れは本館1階の図書室の右側にあります教室で す。それから別館、旧分校の図書室、それに加 えてあと新世代教室、それから地域連携室、こ の教室も加えると4教室までは使用可能という ことで平成27年度まではどうにかその少人数教 室で対応はできるかなと思っています。28年度 から教室が足りなくなりますので、それに対し て教育委員会のほうも、今回、実施計画調査表 というのがありまして、平成26年度から28年度 の計画を財政と調整するものなんですが、その 中で要望ということで平成26年度に増築の実施 設計、それから27年度には増築工事ができない かということで、今調整をしているところです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今までの流れからすると若干おくれ気味の感をぬぐえません。学校の報告では25年、本館が1つ、別館が1つ、まだ余裕があるそうですが、もう25年終わりますよね。26年からは、学校の報告では3年生はこの特別措置が受けられる状態じゃないと。もう、27年にはマイナス2学級になるということでうたわれていますが、そこのところをどうお考えですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 今、2教室足りないという部分については、空き教室が2つあるという前提のもとでの2教室足りないということです。そのプラス、今現在、新世代学習室とそれから先ほど申し上げました地域連携室、加えて4教室使えることになりますので、合計で19教室は可能ということで、それで27年度までは対応できるということです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 いろいろと頑張ってはいると思うんですが、建設にはすぐあわててできるようなもんじゃないものですから、もう長期計画で、予測不可能なところもあるぐらいが、今、人口増です。そこも含めて、余裕を持って検討していただきたい。南小学校に対しては、私は以前から幼稚園問題も含めて、まだ納得していない部分もございます。それも含めて早目、早目に課題を余裕を持って、ぜひ文科省じゃなくて沖縄特別措置の条件に合うような学校運営をしていただきたい。そこのところをお願いして次の質問に移ります。

の遊具の設置についてですが、私は思うんですが、開校と同時に最小限度の遊具は必要じゃないかという考えを持っていますが、そこに対して教育総務課長はどうお考えですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。 確かに、今回開校に向けて、いろいろ検査と かありましてグラウンド関係、遊具関係、鉄棒 と砂場が設置されている状況ですが、計画の中 で遊具関係が、これは全体計画の中でもともと 私が異動した時点で入ってなかったということ もありまして、今回の建設の、学校開校には間 に合わすことができなかったということです。 それでいろいろ学校のほうから要望がありまし て、それではじゃあ、その学校の要望に沿って 遊具を設置しましょうということで、今それに 向けて取り組んでいるところです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 もう1年になるんですが、鉄棒だけの遊具しかないというのは、ちょっとさみしいのがあります。学校から要請でコンビネーション遊具、登り棒、ブランコの要請がございますが、ここの3点と言いますか、そこのところの検討はなされたと思うんですが、そこの結果と設置の予定等を伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。 学校のほうからは年次的に設置してほしいと いう要望があったんですが、この遊具の設置も 平成26年度の実施計画調査表の中で、今財政と 調整中であります。ただ、先ほど仲座議員から もありましたように、年次的にやるよりは1回 で全部できればいいという、教育委員会の一応、 考えのもとに平成26年度で要望した遊具を全部 できないかということで、今は、これは財政が 絡むことですからそういう調整をしているとこ

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

ろです。

7番 仲座 勇議員 ぜひ、今の答弁を希望を持たしていただいてありがとうございます。 それに向けて、ぜひ御尽力をいただきたいと思います。

もう皆さん方の要望で、見積書、設置場所なんかも学校側も検討終わったみたいですので、 待ち遠しく待っていると思います。ぜひ、早目 の御検討、いい返事をいただきたいと思います。 よろしくお願いします。

に移ります。運動場のフィールド内の全面 芝生化についてですが、学校で芝生の効果がす こぶる評価がよろしいです。もう運動会も芝生 のところで競技をやらせる、集まりもやらせる。 しかしこの土の部分では風が強くて、多々厳し い面があったりして、何とか全面やってくれな いかという話がございますので、ここのところ を教育委員からも、地域の理解、調整も必要だ ということをおっしゃっていますが、今現在は 登又出身の野球クラブ 1 カ所しか今部活やって いませんが、4月からはサッカーもチームがで きる予定だそうです。この前、もう10年ほど前 ですかね、村の野球チームの大会もございまし たが、もう私もちょっとだけ寄らせてもらいま したが、楽しく、評価もよくて、これ内野を芝 生にすると野球はやりにくいなという話も聞い

ていますが、そこのところを含めて学校側としては全面芝生を希望していますが、もう一度答 弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。 運動場の芝生化されていない部分というのは、 もともとバックネットもつくって、少年野球 チームが使う設定のもとに、その部分は土、芝 生化はされておりません。現在、登又ファイ ターズが使用していまして、そこを全面芝生に してしまうと、当然、せっかくつくったバック ネットとか、その少年野球が使う部分が使いづ らくなるというのがありますので、先ほども申 し上げたんですが、そこを全面芝生化するに関 しては、学校は地域に開放するのも、学校の一 つの目的の中に入っていますので、当然その地 域と協議しながら、その中でどうにか全面芝生 化してもいいという、そういう結論が出ればそ れは検討していきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 校長先生より、教育長に要請もあったと思います。伺っていますよね。 それを総合的に判断した結果だと私は思っています。そこのところを勘案していただいて、検討していただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

に移りますが、前の議会でも取り上げたいと思うんですが、朝の2番バスが、1番バスより少ないけれども、2番バスに子供たちが偏っているよという質問をしたと思うんですが、教育総務課長はそこのところ調整してできる、2番バスを少し大型に変えるかという話じゃなかったかなと思いますが、そこのところをもう一度、記憶の範囲内で結構ですので、お話しいただけますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 朝の2番バスに利 用者が集中しているということで、それを緩和 するために2番バスを2つに分けて、コースを登又、北上に行くバスと、サンヒルズ新垣の子供たちを乗せるコースに分けて分散させて、今現在はそれは解消されております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 私はバスに乗ったことはございません。でもほとんど朝、毎日見ています。その改善が私はされているという認識はちょっと薄いなと思っています。何で水曜日、金曜日かということは、帰る時間が一緒だそうですね。しかし水曜日は部活があって若干減りますと。でも金曜日はほとんど乗っていると。そこに無理があるということは伺っていますが、その改善策はどういうふうにお考えですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 先ほどの答弁は朝 の2番バスについての答弁です。今、質問され ているものは午後の水曜日と金曜日に5校時に 終わるということで、利用者が多くなっている ということの対応策だと思うんですが、実際、 私も水曜日と金曜日にバスに乗ってみました。 その中で12月11日水曜日に乗ったのですが、44 名乗っていました。それから12月13日金曜日、 このときには46人の乗車がありました。学校側 も対策を考えていまして、先生を乗車に立ち合 わせて、登又から遠い順から後ろの席に座らせ て、それから、例えば水曜日だと44人で、中型 のバスの座席が38席あります。それから2人が けを3人がけ、12歳まで3人がけ可能ですので、 3人がけにするとプラス18席ということで、56 人まではオーケーという計算になります。その 中で12月11日、44人の中で例えば7人が席から 外れる計算になります。その7人に関しては3 人がけで対応ということで、3人がけで対応を させております。あと、北上原の城間商店のと ころで大体7人ぐらいおりますので、その時点 でみんな座る状態になるという状況であります。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 課長、直接バスに乗られていることは感動ものです。ありがとうございます。しかし、今のお話ですると何とか対応できているという感覚を受けますが、現実は若干のずれがあると思います。例えば、先輩方が座っているうちは、席があいていても座れないと。また、あいていても座れという先輩方がいないという現実があるそうですね。これ聞いたことがないですか。そうすると、現実は詳細に結構立っているんです。私はそういうのが目立って、今の答弁とは若干のずれがあるんじゃないかという考えを持っていますが、そこのところもう一度お答えできますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 確かに、高学年に も、そういった座らさないとか、それから2人 がけで3名座らさないとか、そういう話もあり ました。それに関しては、学校のほうにちゃん とその子供たちを指導するようにということで、 学校のほうも何度か集めて、その子供たちの指 導を行っております。実際、乗車するときも先 生が指導しながら乗せるという状況ですので、 以前は、そういう状況があったというのは聞い ていまして、その後に学校の側は積極的にそういう指導をしていますので、実際、乗ってみて も北上原までは3人がけで、それ以降は乗れる 状態ということで、今はそれで対応はできてい ると思っています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 特に今の現状では、朝の2番バスは大型に変えるというお考えは多分なくても対応できているという、できるんだということを思っていらっしゃると思うんですが、新年度も含めて、早目、早目に検討をお願いしたいと思います。定期的に朝も含めて、ぜひ現場でごらんになって対応していただきたいと思います。先輩方が後輩を指導する、あるいは導く、こういうのも単なるバスの利用の安全性だ

けじゃなくして、地域のコミュニケーション、 あるいはいろんないい意味で、やっぱり質が高 まっていくんじゃないかと思いますし、そこの ところの指導も一緒になってやっていただきた い。

最後に、この大枠の1番を総括と言ったら語 弊があるかもしれませんが、村長に最後の大枠 1番をお願いしたいと思いますが、村長は基本 的に未来を担う子供たちにはどんなことでもや りたいという気持ちだと、いつも話しているし、 そういう気持ちは変わりはないと思っています ので、総括ということになるかもしれませんが、 もう早目、早目に新しい学校で問題が何が起こ るかわからない現状ですので、早目、早目の対 応を現場に出向いていただいて、やっていただ きたい、そこの総括みたいな感じで一言お願い したいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたします が、南小学校の子供たちにかかわらず、もちろ ん全ての子供たち大事ですので、学校現場から の声にはしっかりとこたえていきたいと思って いますし、今の御質問と答弁を見ますと、さほ ど大きな問題にはなっていないんじゃないかな と言う感じではありますし、また、現場として も学校現場、教育委員会も含めて、真摯に取り 組んでいるんではないかなという感じで思って おります。個人的には、特に運動場のフィール ドなどは、本当は私は全面的にまず芝生がよ かったんじゃないかなということから始まった んですが、これは学校現場の声で、やっぱり野 球にも対応したほうがいいということで、今の 形になっていると聞いてはおりますので、持ち つ持たれつ、また子供たちの安心・安全を常に 念頭に置きながら、現場にしろ、どちらにしろ、 私どもの行政にしろ、目的は同じですので、 しっかりとまたコミュニケーションをとって やっていきたいなと思っております。以上でご

ざいます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 現場とともに、足を運んでいただいて、おくれ、おくれにならないような対応をよろしくお願いします。

大枠2番に移りたいと思いますが、信号機が 本当に、最初は開校当初にできるんじゃないか と、あるいは2学期のスタートにはできるん じゃないかと、待ちに待っていました。やっと 11月18日に渡り初めを終えました。もう感動も のでしたけれども、やっぱりそこにもまた問題 が若干生じて来るんですね。多分に、横断歩道 の歩道側の設置場所がやっぱり歩行者優先とい うことと都建課長もおっしゃっていますが、 やっぱり点字ブロックの設置まで必要だと思い ます。そのためには、全面的に防止柵を設置す ることが不可能だと思っています。基本的には 防止柵がほしいと思うんですが、真ん中に点字 ブロックが来ますが、真ん中できないわけです よね。そうすると真ん中はある程度あけないと いけないと。学校から校門が真っすぐになって いるもんですから、黄色とか、信号が自分が見 たとき、青だったから突っ込む子供たちも結構 いるんですよ。こういうのを見ていたら敷地内 に校長は、門の内に、真ん中に大きい防止柵が 欲しいと言っていますが、そこのところは多分、 教育委員でも対応できるんではないかと。つま り、歩道側は道路の中ですので、管理者の責任 だと思うんですが、学校の校門の扉の前に大き い、真ん中にこの点字ブロックのあいた面積上 の防止柵が欲しいと言っていますので、そこの ところの検討をなさったか。これからもし検討 するとあれば対応策をお聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(10時40分)

再 開(10時40分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

歩道に防護柵となると、何かあった場合となりますので、今教育委員会とは、中のほうで防護柵をして、注意喚起をすればそれで事は足りるんじゃないかなと思っています。それと、登下校時に先生方が交通安全指導をすれば、そういう方法もやってほしいと思います。今回、門の真ん中に点字ブロックが学校のほうに延びてきています。これをまたいで防護柵をするのはどうかなと思っています。その辺も検討して、教育委員会とはやっていきますので、よろしくお願いします。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 教育総務課長、今の都市建設課長の答弁では、歩道内と言いますか、そこのところを含めて、やっぱり皆さんと検討したいとおっしゃっていますが、校長の話では歩道側と敷地内、つまり門の扉の中のほうに大きいのを設置してほしいと、2カ所要請していますが、この2カ所が今厳しい状態ということでお聞きしていますが、そこの教育総務課としてのお考えを聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。 今、2カ所の要請ということでしたが、2カ 所ではありません。要請を受けている、その要 請書の中身では正門、信号前の新設に伴う防護 柵の設置についてということで、指示でつくら れた写真、合成された、この部分に設置をお願 いしますということで、この1カ所の要望です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 私は、余りテーブルの 上は得意じゃないもんですから、とにかく現場 が好きなもんですからね、そこのところを含め て考えていますが、ただ、まめに足を運んでい ただきたい。よく現場の声を反映していただき たいなと希望します。そこのところをぜひお願 いしたい。よろしくお願いします。また、都建 課等も含めて連携とりながら、学校に足を運ん でいただいて、声を拾ってください。お願いし ます。次に移ります。

中央線から附属小学校に抜けるT字路の横断 歩道の設置、あるいは歩道の整備が、今都建課 の課長の話では近々できますよというのが確約 できて、もうとても喜んでいます。雨降りでは あの道路は、歩道は通れないんです。そうする と片一方しか歩道がない、渡るとやっぱりぬか るんでいますから、車道を歩く。こういうのを 見ていると、もう本当に冷や冷やしております。 学校側としては、基本的には、南小学校の学校 側としては、南小学校の子供たちを中心に考え ていると思うんですが、我々からすると附属小 学校であろうが、中学校であろうが、南小学校 でも一緒の住民ですし、あるいは村民ですし、 やっぱり同じように見えますので、そこのとこ ろも含めて、ぜひ頑張っていただきたい。とて も喜んでいます。一番懸念した部分が心に引っ かかっていますので、ぜひ頑張って、ローソン 裏側のアパート前も一緒に、今、現状は厳しい です。草も、多分小学校の子供たちの半分ぐら いの高さまで伸びて、草のぎりぎりまで駐車場 になっています。こういうのを見ていると、 ちょっといかがなものかと思っていますので、 早目に頑張っていただきたい。

あと、要請しながら一般質問を終わらせてい ただきます。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員 の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩(10時45分)

再 開(10時58分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて14番 宮城重夫議員の一般質問を許し ます。 14番 宮城重夫議員 おはようございます。 それでは、通告書に基づいて質問を行っていき たいと思います。

1点目に、道路の幅員改修に関して。国道329号沿いのJA給油所信号機付近から、大型バス等の吉の浦会館方面への出入りのとき、村道との接触部分が直角に近いため、相手車線にまでまたがり、道路構造が悪いと思います。国道事務所に要請して改修できないか。2点目、吉の浦会館駐車場のゲートの幅が大型バスの出入り時の対応としては狭いと思いますが、改良の余地がないか伺います。

大枠2番、カーブミラー設置に関して、 当間地区内で吉の浦線と、当間中線、当間前原の2号線付近で、中線から出るときに安里方面や当間前原2号からの車が視界に入らず、またその反対も出るときも同じ状況で危険な状況です。役場方面、あるいは農協方面からの対応は済んでありますが、その安里方面、あるいは当間前原2号からの対応のためカーブミラー設置できないか。 また、当間759番地、当間1060番地付近の十字路でも土地改良地内から潮垣線に出る場合に同じ状況で見通しがききません。2カ所対応ができないか伺います。

大枠3、沖縄の、ちょっとこれは私の文章のまずさで非常に抽象的になってしまって、質疑をする中からいい考え等を見出していきたいと思います。沖縄戦後の歩みと今後について学校現場で、児童生徒に現状をどう対処なされていくか。戦後68年がたちましたが、教育は日本の教育を受けてきましたが、27年間アメリカの支配下に置かれたり、強制的に米軍基地に供する目的で土地を収奪され、通貨が軍票のB円、米ドル、円等を経験し、復帰運動を経て日本の一県になりましたが、現在でも他府県とは異なりまだ沖縄県は多くの問題を抱えており、大人も子供たちも問題点を共有するときだと思います。教育機関での対処策は考えられないか伺います。

答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の につきましては都市建設課、 は生涯学習課、大枠2番につきましては都市 建設課、大枠3番につきましては教育委員会の ほうでお答えをさせていただきますが、私のほ うでは議員御質問の大枠1番、2番に関しまし ての吉の浦公園近辺、当間、安里地域を主にイ ンフラ整備などについての所見を述べさせてい ただきますけれども、御承知のとおりこの吉の 浦公園近辺は現在でも人の出入りや交通量も多 いのは当たり前ですけれども、今後、図書館が 建設もされますし、またキャンプ予定が来年1 月、2月に入っておりますし、恐らく今後も キャンプ地、サッカーのキャンプとしてメッカ になり得るんではないかと期待もしております し、当然そうなると人、観光客も含めているん な方々がそこに出入りすることになりますので、 特にそれを勘案して、頭に入れながら当間、安 里も吉の浦近辺のインフラ、議員御質問のカー ブミラー等も含めて、今後はしっかり対応して いかなければならないと考えておりますので、 来年に向けてそれを念頭に置きながら、しっか り担当課に指示をしていきたいなと思っており ます。詳細につきましてはまた担当課のほうで お答えをさせていただきます。以上でございま す。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 宮城重夫議員の御質問、 大枠1の については生涯学習課長から、大枠 3については主幹から答えさせます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 宮城重夫議員の大 枠1の道路幅員改修についての 、また大枠2 のカーブミラー設置に関しての と の質問に お答えいたします。 については昭和62年度に国道との取りつけで村が施工し供用開始に至っていますが、当時の国道事務所との交差点協議の現状の計画でしかできませんでした。そのために大型車両が左折するときには相手コースまで入ることが多々あります。現在の交差点の取りつけ協議についてはすみ切り部分が広くなり、左折も容易にできる構造となっています。しかし、この交差点改良については、村道ですので国道事務所に対しての要請ではなく村独自で改良しなければならないことから、すぐに対応できるものではないと考えています。

続けてカーブミラーの設置の と については、毎年自治会から都市建設課のほうに要望書を提出して、優先順位を決定し、自治会に報告して行っていますが、委員が要望する箇所については、当間自治会から要望がなく、今年度の予算では当間21番地の1、それと19番地の2の箇所を予定して、あと4カ所については他の自治会を予定しております。先ほども村長がお答えしたように、来年、キャンプ誘致等がありますので、その辺は、今交付金事業も200万円の低額予算ですので、その辺また自治会からも要請を都市建設課のほうに提出していただきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 それでは大枠1番 の についてお答えしたいと思います。

吉の浦会館駐車場入り口は村道と駐車場の境界のフェンス工事を今予定しております。それとともに、出入り口の幅を現在の6メートルから10メートルに拡張の計画であります。発注は今月末を予定しております。以上であります。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは宮城 重夫議員の大枠3についてお答えします。

戦後、強制的な土地接収が行われ米軍基地が

建設された。適正な補償なしに土地を喪失した 抗議行動は島ぐるみ闘争となり、生活権を要求 する運動から沖縄の日本への復帰のための運動 へつながっていきました。1972年に日本復帰が なされ、復帰後の1975年の沖縄海洋博、1973年 と1984年の国民体育大会、1972年と1993年の全 国植樹祭、そして2000年の先進国首脳会議等が 開催されてきました。しかし存続する米軍基地 は事故、犯罪、環境破壊といった問題を引き起 こしてきました。沖縄の米軍基地面積が日本全 体の3分の1を占めている米軍基地の有害な側 面は、軍用機の墜落といった事故や性的犯罪が 多くの抗議行動や県民大会として開催され、平 穏な生活を回復できるように提起されてきまし た。その声に押されて日米地位協定の運用の改 善、米軍用地の沖縄への段階的返還が計画され てきました。その中でも普天間飛行場の辺野古 移設問題等は現在なお論争が続いております。 そういった沖縄の現状を子供も大人も問題点を 共有しなければならないというところが議員の お考えだと思います。

現在、この戦後の沖縄の様子に関しては小学校の6年の社会、それから中学校の社会科で一部触れられていますので、その授業を進める上で、社会科資料集というものを使いながらその部分に触れて対応しているところでございます。以上です。

## 議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 大枠1番の、吉の浦329号から、吉の浦方面に行く車の出入りの道路の幅員ですけれども、これは吉の浦から出るときに、両方に結構広い歩道がありますよね。歩道が広くとられていると思いますよ。農協給油所側にも、向こう村有地があるんじゃないかと思いますよ。533の枝番つき、3番、あれ村有地じゃないかと思います。反対側の後ろから入るときは左側は、あれは個人の土地で看板等も立っています。

村有地であればますます村がやろうと思えば、 拡幅工事をできるのじゃないかと思います。そ ういう件に関しては課長はどうお考えですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

私も国道事務所の方に電話を入れて、国道との拡張の話をしたんですけれども、今の交差点協議になりますと、今の吉の浦の交差点を改良するには右折だまりも国のほうは要求するということになると、ファミリーマートの前ぐらいまでの拡幅が出てくるというのがあって、これを村が本当に拡幅できるかというのはどうかなと思いますので、その可み切りだけできるんであれば単費で、年度的にできれば一番いんですけれども、これ右折だまりの話がきますと、どうしても両サイドに収用土地もとりながらやっていかないといけないものですから、検討課題になると思います。以上です。

## 議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 確かにそれは今、 ホーメルの看板かが立って、それは入りは。出 るときはまた信号機等の移動等も伴うと思うん ですけれども、そこは村長は来年から早速、ガ ンバ大阪。このキャンプも考えておられますし、 もうキャンプ、4,000名規模の人が集まるだろ うと、そういった場合、確かにその大型バス等 の出入りが多くなると思うんですよ。そこのと ころ対応できなくて、ただ入るときは、私は力 ウントじゃないかと思います。だから入るとき は気持ちよくこの入れるよう、こういう状況と いうのはつくれないかどうか。あと、国道が右 折だまりをつくるとなると、これは結構時間が かかると思うんですよ。それ、最後に村長に伺 いますけれども、村独自で対応できる分はでき るかどうか、考えるかどうか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。 思いはもちろん重夫議員と同じ思いでございます。村でできるということであれば早急にやらないといけないとも思っておりますし、先ほど都市建設課長からも答弁がありましたけれども、これと国道との問題が出てくるようですので、その辺はしっかり私のほうで国道事務所とも話をしながら、特に今おっしゃるすみ切りの部分だけでも何とかできる方向で持っていけないか。これは許認可をしっかりとれるような形で頑張っていきたいと思います。村独自での裁量でできる部分に関しては優先的にやっていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 村独自で対応できる 分は早急に対応してもらいたいと思います。

吉の浦会館の駐車場に関しては、先ほど課長から答弁がありましたように、10メートルに広げると。ただ気になるのは現在のその、直角的にどんな構想をやられたかどうかですね。どういう構想を考えているか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。 現在は観音開きでありますけれども、今回計 画しているのは、両方に分かれた引き戸で今計 画しております。以上であります。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 大枠1に関しては質問を終わります。

次、カーブミラーに関してですけれども、この に関して、カーブミラー設置経費は幾らぐらいですかね。カーブミラー1基設置するのに 経費。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

カーブミラーにも1面と2面がありまして、 10万円から20万円の間で1基かかっています。 以上です。 議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 この場所に関してですけれども、出るとき右側はキビ畑ですよね。 土地をこの視覚ができると言うよりは、見通しができる部分、これ土地を買って、これは無駄な空間はつくってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。カーブミラーを設置するかわりに村が買うわけですよ。こっちを空き地にすれば、向こうから、安里あるいは吉の浦、前原2号からの車も視界に入ると思うんです。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

議員が質問、よく理解はするんですけれども、それ1平方メートルでも、2平方メートルでも 買って、角地をつくってやれば一番いいんです けれども、これをまた全地域、それを果たして こういう管理する土地を残していいのかという のがありますので、土地を買ってここを視界を よくするというのは今のところは計画は持って いません。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 土地を買い取りして も大きな面積じゃないと思うんですよね。その 小さいところにそれは草花とか植えれば環境も 非常によくなるんじゃないかと思うんですけれ ども、そこの件はどうですか、やっぱりだめで すか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

やっぱり都市建設課としてはカーブミラー設置、余白部分というのは管理上、好ましくないなと思っていますので御理解を賜りたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 それじゃあ、来年度 に向けてそっちはカーブミラー設置してくださ いね。村長、お願いします。 次の に関してですけれども、こっち1060番地、家が建っているんですけれども、その屋敷が潮垣線にまで出て、カーブになっているんですよね。ますます見えにくくて、潮垣線の道路の中央まで出ないと北側からの車が見えないというんですね。わかりますか。1060番地、屋敷がまた生垣をもやってあります。ますます見通しがきかないです。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の場所はホーメルの十字路です。それで土 地改良区から入って潮垣線に出るカーブで、 ホーメル側からはカーブミラーはついています。 土地改良側からがないものですから、今の質問 は土地改良区からのカーブミラーの要請です。

いずれにしろここは今資材ヤード置き場して いますので、見通しはまだいいのかなと思って います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 資材置き場は問題はないでしょう、その反対側だと思うんですよ、問題は。屋敷、仲間さんのね。向こうがあるからぜひとも来年に向けてはカーブミラーの処置お願いいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、地域、自 治会から新年度要望でぜひカーブミラー設置要 請をお願いしたいと思います。今回も6自治会 やっていますので、それも優先順位を決めて やっていきますので、ぜひ自治会長のほうによ ろしくお願いします。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 次、大枠3番に移ります。

なぜ、今この質問をしたかと申し上げますと、 戦後沖縄県は米軍の占領下のもと、プライス勧 告というアメリカの押しつけで1956年、軍用地、 基地を土地を一括に買い上げようとしたらしい んですけれども、県民の島ぐるみの反対闘争に 遭い、これは実現できなかったわけです。その 実現できなかったため、もし仮にそれに沖縄県 民が飲み込まれていたら、植民地になっていた だろうと思います。そして今この新都心や美浜 の発展も実現しなかっただろうと思いますし、 また私たち、久場崎、向こうも米軍基地に収用 されて、それも返還されて、今、久場の新部落 がすばらしい住宅地域に生まれ変わっている。 こういうもろもろの問題もありますし、先ほど 教育主幹からありましたように、この間、沖縄 県民がこぞって復帰運動を唱え日本に復帰が実 現できました。しかしその中においても、本土 においては戦争で奪い取られた領土を話し合い で取り戻した。当時の総理大臣は自慢したけれ ども、しかしその裏には県民の大きな復帰運動 という力が働いていたということは一言も触れ られていない。我々はこの現実を、これが今後 も続くかもしらん、こういう問題。そこで今日、 この時期に私たち、忘れ去られようとしている んだけれども、過去においてはこういった問題 もあったとし、また今は、今においてもこの教 科書問題とか日本軍が関与したことを強制的に 削除させて、これに削除した分しか認めないと。 これに反対すると、また文科省から役人が来て やれやれという、こういう高圧的なのが今の日 本政府の沖縄の取り扱いだろうと思います。ま た、普天間飛行場移設問題を境目にして、今ま ではアメリカだけと交渉相手だったんですけれ ども、この普天間移設、あるいは辺野古基地建 設を堺にして、日米共同で、日本政府も含めて 沖縄いじめというのをやられているわけです。 その現状を見た場合に、私たちは過去の沖縄の 先輩たちが勝ち取ってきた、あるいは守ってき た土地、もしこれを許す場合、今後いかなる不 利益が県民に降りかかるかもしれない。そう いった意味では、今私たちたち大人もこの先輩

方の功績というのは何か、頭の片隅にはあると 思うんですけれども、再度この将来の子供たち の生きる糧のためにも、子供たちも、村として もこれは取り組まなければいけないんじゃない かなと思うんですけれど、そのそういった問題 に関して村長の所見を伺いたいんですけれど、 どうですか。今までの過去、将来に向けても忘 れないためにもいま一度、共有すべきじゃない かと思うんですけれども。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

どう答えていいか、非常に難しいところであ りますけれども、ただ、はっきりしているのは 当然、沖縄にこれだけの米軍基地があるという のはおかしいというのは、これは誰もが感じて いることであると思いますし、米軍基地に限っ たことの話をさせていただきますけれども、そ ういう面では子供たちや我々大人も含めて、こ れにこの状態がおかしいという共有は当然でき ると思いますし、また経済的な部分でよく基地 の負担だとか、あるいは基地はあったほうがい いだとかというところもたまに出てきたりしま すけれども、そういう経済的な部分では、もう 全然問題のない、我々逆に普天間飛行場、特に 普天間飛行場がすぐ近くですから、あえてお話 ししますけれども、そこの解放がなるんであれ ば、逆に経済的な自立が望めるんだというのは はっきりしていると私は、持論としては持って おりますので、そういう意味では、子供たちと の共有、基地の不必要さというのは話もできる と思いますし、ただ議員がおっしゃる、過去の 部分というのは、実は私も復帰が小学校4年生 のときで、B円ではなくて、ドル時代の経験は ありますけれども、そういう歴史という部分に ついては、教育委員会と言うか、学校のほうで その教育なり知識として勉強していくのはその 限りだとは思いますが、今現状の私がはっきり 言えるのは、今の米軍基地に関する問題点、あ るいは普天間基地に関する問題点の必要性、不必要性、そして子供たちとの意識の共有という部分では議員と同じ考えだというのははっきり申し上げておきます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 確かに過去においてはまさしくそうだと思います。しかし今後、先ほども申しましたように、この辺野古基地建設に関して、それをまた今、沖縄の歴史の曲がり角に来ているんじゃないかと思いますね。やはり将来に向けて、この沖縄の先輩方々がやってきたことを、この語り継ぐと言っちゃうと語弊がありますけれども、このやった事実というのを、やはり文章化、時系列でもいいから、この物事に関する、精査して一つの冊子みたいなものをつくれないかどうか。そこは村としてはどうですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の部分につきましては、教育委員会としっかり相談しながらやっていける部分だと思います。悲しい過去があったというのはもう間違いありませんから、沖縄に関しては特に。それを再び起こることがないような教育の仕方、文書の残し方というのは、当然あるべきだと思いますし、これは沖縄県全体も含めて、教育委員会としっかり行政側も話しをしながら、残すべきものはしっかり残していかなくちゃいけないと思っております。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 教育主幹に聞きますけれども、村長から答弁もありますように、いわゆるこういったことと言いますのは、今だからこそ、また今しかできないと思うんです。ぜひ、教育委員会として、村と相談しながら時系列でもいいですから、この今の戦後のこの事柄、先ほども申しましたように、もしずっと基地が存在していたら、また我々が反対したためにこ

ういった経済的な発展もきただろうし、そうい うのを含めて、冊子なんかつくれるかどうか、 伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。 先ほど村長からあったように、十分検討しな がら冊子がつくれるかどうか、進めていければ なと思います。現状は、時系列にというお言葉 があったんですが、先ほど答弁した社会科資料 集の中には時系列できちんと載っております。 その有効活用も含めて検討させていただきたい と思います。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 ぜひ、今後の将来の沖縄の子供たちの生きるための指針と言うんですか、ためにも活用できるような、また先輩が頑張ったから、また私たちも頑張ろうという、確かに苦難には直面したときに、今からの沖縄の若者たちが参考にしていければいいんじゃないかなと思うわけです。ぜひ、頑張って冊子をつくってもらいたいと思います。以上をもって私の質問は終わります。

議長 比嘉明典 以上で14番 宮城重夫議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩(11時32分)

再 開(11時33分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

次に、4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正通告書 に従いまして一般質問を行います。

まず大枠1番、琉球史の授業について。

副読本教材を活用した琉球史授業の取り組み状況はどうなっているのか。

通常教科課程においても授業日数の確保に

苦慮されていると思うが、学校現場での対応に 問題は生じていないか伺います。

大枠の2番、道徳の授業の教科化について伺います。

番、文科省の有識者会議が小中学校の道徳 の授業を検定教科書を使用し、教科化するとの 提言を決めましたが、そのことに関してどのよ うな見識をお持ちか伺います。

大枠3番、教科書の地区採択協議会について 伺います。

本村の属する教科書地区採択協議会の組織 構成はどのようになっているのか。 平成23年 度教科書採択について、県教育長のアンケート に答えていますが、その後、回答内容の変更等 はありますか。 八重山教科書問題については、 何が問題だと思うのか。また、そのことをどの ように考えるのか、以上よろしくお願いいたし ます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣徳正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1、大枠2、大枠3とも教育委員会のほ うでお答えをさせていただきますが、私のほう では琉球史の授業について、大枠1番は、これ は私の政策の1つでもございますので、その実 現に向けて、もちろん教育委員会と足並みをそ ろえてしっかりとやって行けるものだと確信を しております。これは沖縄県下でも非常に注目 をされているようでございますので、中城から 我々の教育現場から琉球史についての発信をし ていくと、ウチナンチュのアイデンティティと 言いますか、そういう部分も含めて、しっかり と子供たち、また我々にとってもこれは再認識 するには非常に重要だと思っていますので、一 緒になってまたやって行きたいなと思っており ます。あとはまた、教育委員会のほうでお答え をさせていただきます。以上でございます

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣徳正議員の御質問、 大枠1、2については主幹から答えさせます。

大枠3についてお答えします。組織構成について、教科用図書中頭採択地区連絡協議会規約第3条には、協議会の委員構成は各市町村の教育長をもってあてるとあります。第4条には協議会には会長1名、副会長1名、監事2名を置くと。さらに会長は宜野湾市、うるま市及び沖縄市の教育長が歴任するものとするとあります。

について。平成25年5月、県教育庁より、 各教科用図書採択地区協議会における採択手続 の改善についての通知がありました。現在、採 択手続の改善の規約の案づくりを進めておりま す。

地教行法と教科書無償措置法との矛盾が問題である。地方教育行政法で、教科書採択の権限者を教育委員会及び地方公共団体の長と定めております。しかし、教科書無償措置法で採択地区が同一の場合、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとあります。その問題についてどう考えているかという御質問ですが、国が責任を持って法律を改正するなり、矛盾を解消して生徒に混乱が起きないようにしてほしいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは新垣 徳正議員の大枠1についてです。

現在、各教材とも琉球大学の豊見山教授の 監修を受けているところです。その後、監修後、 印刷、製本というふうな予定になっております。 実際、授業としては小学校は26年度からのス タートの予定です。

教育課程の各教科の増減等については学校側とも調整して原案は作成しております。それを8月に文科省へ教育課程特例校として申請しているところです。現在、来年度から実施する

場合、学校側からは時数の問題、内容の問題、 そして評価の問題等問い合わせがございます。 教材が完成、そして教育課程の申請が許可後、 学校への説明をいたしまして実施に向けて不安 感を取り除き、授業実践に結びつけていく予定 でございます。

大枠の についてでございます。教科化にす る提言を決めておりますが、既にこの教科化に 関しては2007年教育再生会議で教科化について 検討がなされております。そのときには教科化 に必要なのは検定を経た教科書の使用、2番目 に数値などによる児童生徒に対する評価。3、 道徳の免許を持った教師が指導の条件を満たさ なければならないと。特に教科書については道 徳は個人の内面にかかわる問題を扱うので、検 定になじまないという理由で見送られてきた経 緯があります。道徳的な心情、判断力、実践力 と態度など、道徳性を養うこととするわけなの ですが、道徳の時間においては、以上の道徳教 育の目標に基づき道徳で深化統合していくと、 事項を見詰めていくということになりますので、 検定教科書による教科にするには十分これから 先、検討が必要になってこようかと思います。 以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(11時41分)

再 開(11時41分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

採択協議会の市町村は宜野湾市、うるま市、 沖縄市、西原町、北谷町、嘉手納町、中城村、 北中城村、読谷村、以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(11時42分)

再 開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では、午前に引き続き 午後からまた再質問という形で質問をさせてい ただきます。

午前中、皆さん、最初の答弁をいただいたんですが、その中から追って質問をさせていただきたいなと思います。まず、大枠1番 に関してなんですが、今、大分進んでいるということで、平成26年度からスタートできるんではないかという御答弁をいただいたんですが、授業に関しまして、もしこれスタートする時点で、この授業、歴史授業は誰か専門の先生を置いて行うという予定ですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたし ます。

授業のほうは担任の先生で授業をしていただ く予定です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 担任の先生ということ なんですが、それは小学校も中学校も全て担任 の先生なのか、それとも中学校はやっぱりその 教科の専門の方がおられるんで、中学校ではそ の教科でやるんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 中学校の件ですが、企画委員会という形で今取り組んでいるところです。現在は教科担任、社会科の担任だと時数が多くなり過ぎるということで、厳しい状況もあります。全体で取り組むためには総合的な学習の時間のように各担任の先生がも実施できるような形態も取り入れないといけないのではないか、教科担任と総合的な学習的な担任が持つ方法を今、検討しているところです。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 どうしてもそういうふうな形になるんではないかと思いますね。総合学習的な中で、この歴史授業を取り入れていくというのが多分一番ベターな方法なのかなという気はしないでもないんですが、歴史というのはどうしても専門的な分野にもつながると思うんで、そこをただ単に学級の担任の先生が受け持つということになって、多分、その担任の先生方もそれなりのスキルアップをするための勉強会だとかそういうことも必要になるとは思うんですが、その辺に関してはどのように考えておられますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 まず、小学校のほうですが、全て担任制ということで、どの 先生が担当しても授業ができるという状況にするために、先生への手引き、それから資料を作成していかないといけないということで、今教材のみできておりますが、今後4月までに手引書を作成していく予定です。あわせて次年度は研修の担当者会を持ちまして、村内の研修会も持っていこうかと思っております。中学校においても全くそのとおりで、専門的な部分になおいても全くそのとおりで、専門的な部分にないな学習の部分を担任のほうでというふうな形態が望ましいのではないかと今、企画をしている段階です。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 その件に関してはこれで。

ちょっと前後すると思うんですが、今回、琉球大学の先生が中心になって製作を進めておられるという話なんですが、多分、ほかにもメンバーの方がおられると思うんですね、この製作にかかわる方が。その中に地元の中城の例えば歴史研究家的なことをやっておられる方もいらっしゃいますが、そういう識者的な方もメン

バーの中に入っているかどうか、ちょっとお聞 きします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたし ます。

まず、文化審議委員である仲村春吉先生、グスクの会もやっておりますが、それから文化係長も企画委員会に入っていただいて、教材の方向性、それからこの検証資料、発掘されたものの写真提供等も踏まえて協力していただいております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、名前も挙げられたんですが仲村春吉先生だとか、あの方々は知識的に、とても豊富な学問をお持ちな方もいっぱいいらっしゃるんで、もしそれでしたら、その製作の部分からまた授業のほうの受け持ちというふうなところにもつなげていけたらとてもいいふうな流れになるのではないかと思うんですが、その辺、可能性としてどうでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたし ます。

ぜひとも協力をしていただくということで取り組んでおります。さらに護佐丸歴史資料館も 完成すれば、そことの連携を図りながら文化係 との協力も図られていくかと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 先ほど、午前の中で村 長も答弁なさっておられたんですが、村長の思 い入れもなかなか強い取り組みだと思っており ますので、ぜひまたみんなで協力して成功裏に おさめていけたらなと思っております。

その件に関しましては以上なんですが、 に関しましては、これは一番悩ましい問題ではあると思うんですね、だからどうしても教育とい

うのは上のほうからおりてくるもの、カリキュラム的なものを常にこなしていかないといけないというものがあって、現場の先生方は大変御苦労なさっているんだろうなというのは思うんですが、よくその現場のほう、このカリキュラムに追われて、児童生徒に向かう時間よりも、事務処理に忙殺されているという学校現場の話をよく聞くことがあるんですね。その辺は教育委員会としては、把握をしているのかどうかちょっと伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたし ます。

学校現場の事務処理に追われる多忙さというのは承知しております。これは本村のみならず、 県内全域にわたる問題であるということで県の ほうも多忙化改善の方策ということを打ち出し てきております。子供たちと向かえる時間をふ やすための方針等が11月にも出てまいりました。 行事の精選を始め、行事の持ち方、家庭学習の あり方、部活のあり方等も含めて改善を進めて いるところです。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 また次の質問でどのようなことが望ましいかというのを質問しようと思ったのですが、そういうふうに県のほうでも取り組みとしてやっておられるということでしたら、ぜひそれが実になるように各現場でも実施していただけたらと思っております。このカリキュラムに関しては、今先ほどの質問とも重複するんですが、そういうやるべきことはいっぱいあるんだけれども、どうしてもそこの先生方が余りにも忙し過ぎて、そこがもう実にならないということが多々ありますものですから、ちょっとこの辺が懸念されるんですが、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは、大枠の2番の について、先ほど

の答弁の中にもあったんですが、今回の質問の ほとんどが一地方の教育委員会に向けて、問う べき問題なのかというふうなことで、教育の指 針、構成量というのは国の権限の範疇で、もう いかんともしがたいことがあるんですが、しか しこれから先、我々国民も含めてより一層の覚 悟と強い信念を持って、国とそして自分自身と も対峙していく勇気が必要になってくると思う んですね。それがなぜかと言いますと、今の国 の方向性が余りにも危機的な要素をはらんでい るように私としては思うものですから、そうい うふうに、特に教育にかかわる方々の信念、そ れでとても大きな責任を背負わされると思うん ですね。これからとても厳しい時代になってく るんではないかというふうな危機感を覚えるん ですが、と言いますのも、今先ほど言ったよう に、政府が進めているように、皆さんの手元に もこの資料配ってあるんで、一応目を通された かと思うんですが、これは実は戦前の教科書と いう展示会がありまして、糸満の教育資料館の ほうで、私はそれにちょっと足を運んで見て、 ガラス張りだったんでちょっと写真の写りが悪 いんではあるんですが、写真撮影はオーケーと いうことで、一応写真に撮ってデータとして残 していたんですが、この中の文面がまさに今、 政府が進めて行こうとしているような形じゃな いかなというのがすごく危惧されたわけなんで すね。というのが、これは戦前ですから、今こ こにおられる皆さんでこの教育を受けた方とい うのは多分いらっしゃらないと思います。私は これを見たこともなかったですし、戦前の教科 書というのを見たこともなかったですし、初め てここで目にしたときに、それを読んだときに 本当に、教育というのは大切ではあるんだが、 本当に恐ろしいものだなというのが思ったんで すね。これちょっと読んでみても構いませんか ね。これ小学校のまず1年生のときの、皆さん の字はちょっと小さすぎて見えないと思うんで すけれど、申しわけない。ちょっと読んでみま すね。神の国というふうな、国語の教科書らし いんですが、最敬礼というのがあって、天中節 です。みんな行儀よく座っています。式が始ま りました。天皇陛下、皇后陛下のお写真に向 かって最敬礼をしました。君が代を歌いました。 校長先生が勅語をお読みになりました。私たち は本当にありがたいと思いました。これが小学 校の教科書にこういうのが書かれているんです ね。それで、この下のほうにもまた、これは小 学校の2年生に上がったときの教科書なんです が、これには靖国神社のことが載っていますね。 靖国神社には、君のため、国のために尽くして 死んだたくさんの忠実な人々がお祀りされてい ますと。それで、その下には小学校の兵隊さん へという、また国語のものなんですが、兵隊さ ん、僕の描いた絵や字を見てください。支那の 子供たちにも見せてあげてください。日の丸の 旗は陣地を占領なさったとき、これを振って万 歳、万歳と、上へ掲げてくださいというふうな、 本当にこういうものが全部この教科書には書い てあるんですね。それで教師、先生方に対して のものに関しては、先生方の教科書には、大日 本は神の国であるということと、忠義を尽くし、 命を捨てるのは、臣民、国民の道であるという ふうにしっかり学ばせることとあります。これ が戦前の教育と言われていたことなんですね。 これを踏まえてこの日本は、あの悲惨な戦争へ と突き進んで行ったというふうなことが、今、 皆さん多分、私が言わんでも皆さんわかってい ると思います。だから、そのことを今、その当 時、今もう時代はどんどん戦争から遠ざかって、 そのときのことを知らない人たちが私も含めて ふえてきているという、そのときに今、国はそ ういう教育のほうにどんどん国の強制力を行使 しようとしてきているというのが最近の新聞報 道など、また、マスメディアの報道などで、す ごく危機感を感じるわけなんですが、そこで、

私は今回この一般質問で取り上げさせていただ いたんですが、私たちがすべきことというのは 村の教育委員会に私がどうのこうの、こうしな さい、ああしなさいと言って、これができるよ うなことではないというのは私も重々わかって おります。わかってはいるんですが、でもその 危機感というのは何も言わなかったらそのまま、 その国の私たちが、戦前と同じように浸透して いって、そこからまた国の言いなりになってし まうんじゃないかという恐ろしさを感じるもん ですから、せめてこの中でも、この我が中城村 においては、反対なんだよという意志を、私の 意志も含めて、皆さんの意志も含めて国に伝え ていければなと思っております。これに関して は、二度とまた子供や孫たちを戦争という、こ の世の中で最も憎むべき凄惨な、悲惨な状況に 送り出すことがないように、決してまた同じ轍 を踏むことがないようにしていきたいと思うん ですね。それは本当に教育の中でとても大切な ことだと思っています。今までの平和教育とい うのは、まさにそこではないかなと思っていま す。積極的平和主義というふうな言葉でいるい ろカムフラージュされてきてはいるんですけれ ど、平和とは、平和なんですよ。軍隊も要らな いし、武器も持たない。そこでもって平和は築 かれると私は思っておりますので。じゃあ、私 たちそのために何をすべきかということですね。 我々大人というのは、何を考えて行動していけ ればいいかなということなんです。それは私た ち大人一人一人が考えるべき時期ではないかな と今とても思っておりますので、この辺皆さん と共有できたらなと思っております。ちょっと 話は飛んでしまいますが、そこで村長、突然な んですが、村長に提案なんですが、村も既に平 和宣言の村ということもありますが、今再び、 今このとき、新たに平和を願う村の宣言的なも のを発信していってはどうかなという私は思い があるんですね。それで今、ちょうどこのとて

もタイムリーなときに平和宣言の形を構築する 意味においても、何か形を変えたものでよろし いです、今の平和をもう一遍再認識するという ことででも、村の平和宣言をもう一遍やってみ てはどうかなと考えるんですが、その辺、村長 はどうお考えになりますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

今、じゃあどういったものがあるかというこ とでは即答はできませんけれども、思いは議員 と私は全く同じだと思っております。共有して いるものだと思っておりますので、形をどうい う形で持っていくかは、これから検討はいたし ますけれども、こういったものに対しては保守 も革新も、与党も野党も何もないと思います。 やはり人は皆、平和を希求するのは当たり前の ことでありますので、その当たり前を、今、当 たり前じゃないような部分に、確かに向かって いるような気もいたします。これは国民全部が 少なからず、何か危機感を持っているとは思い ますので、そういった意味では、我が中城から その改めて、その当たり前の平和を希求しよう ということで努めていくのは大いに結構なこと だと思っておりますので、何らかの形でまた御 返答できるんではないかなと思っております。 以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 大変、心強いお言葉でございました。本当にまずこの中城村から発信するというのもとても大切なことだと思うんですね。平和について。そしたらそこに呼応してくるところもすごく多いと思います。ぜひその辺のものを形にしていけたらなと思っておりますので、村長よろしくお願いいたします。

それでは、次、大枠の3番のほうについてちょっと質問させていただきたいんですが、午前中の質問の中で、本村の教科書地区採択協議会の組織構成などをお伺いしたんですが、この

件はわかったということで、大枠3の につい てもう一遍ちょっとお答えしてほしいところが あるんですが、まず、これは今年の6月議会の 中で私が取り上げたものを、また同じような質 問をしているので、多分教育長の方が、また同 じかというふうに思われるかもしれませんが、 前回このアンケートに関しまして、県のほうに 回答したものが、前教育長の回答だということ で、安里直子教育長の時分なんですが、そのこ となので、今度また新たに教育長なられました ので、また教育長のそのお考えなども聞きたい なということで、また同じような質問をさせて いただいたんですが、その中で、特に聞きたい のがその3番目の中で、まず教科書選定委員会 のメンバーに保護者が参画しましたかという中 で、これはバツ印になっています。まず、その 教科書選定委員会に保護者がメンバーに、保護 者の参加の規定があるのかどうかちょっとお聞 きしたいんですが。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。

現在の教科用図書中頭採択地区連絡協議会規約にはありません。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ないということなんで、 あれなんですが。これ規程はないが、県のほう からは保護者の参加があったかという問い合わ せだったわけですね。

それと4番目なんですが、まず教科書展示会に保護者や教員などが足を運びやすい工夫をしましたか、ということで、これには丸となっております。その辺、どういうふうな工夫をなさったのか、もし御存じでしたらお願いします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

吉の浦会館と、それから各学校持ち回りで展示をして、住民、学校関係者に見ていただくという方法をとってきました。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 実は私も、以前は子供が学校に行っているときにはPTAのほうに携わったことがありますので、そのときには会長や、その役員の中には、そういうお知らせ的にそういう教科書の展示会がありますというのはよく聞いたことはあるんですが、なかなか、その域を脱していないというのがありまして、PTAでもそのPTAの役員だけだとか、そうして、そこに行ったら、ちゃんと吉の浦のそのコーナーにありますよというふうなPR的なまりちょっとなかったかなというふうな思いがあったものですから、そこに丸になっていたものですから、その辺じゃあ、どういううな工夫をなさったのかなということでしたので、今もやっぱり同じようにやっていますか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。

平成23年度のアンケートでは、先ほど答弁したような内容でやっていますが、これは24年、25年はなくて、来年度、26年度にありますので、案内を差し上げたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、八重山の教科書問題なんかでも、取り上げられているから言うのではなくて、ぜひ皆さん関心のほうも大分高まってきていると思います。ぜひ、我々議員のほうにもそういう情報というのはいただければよろしいと思いますので、ぜひまたその教科書展示会などがありましたら、ぜひ文書なりでもよろしいです、事務局のほうに通していただければなと思っております。

次、これもまた同じようなことなんですが、 5番目のほうに、採択結果や採択理由など情報 の公表に努めましたかということに関しまして もやっぱり丸というふうになっていますが、そ の辺も大体、どういうふうな形で行ったとかあ りましたら。 議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。 広報紙で公表に努めたということであります。 議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 これは広報紙というのは、村の広報紙と認識してよろしいですかね。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。 村の広報紙と思います。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 次、そういう質問が続 くんですが、6番目に採択地区協議会規約に市 町村教育委員会の採択が異なった場合、最終的 な合意形成の方法は定められていますかという ことなんですが、これが一番問題だと思うんで す。今回八重山地区でも大きく取り上げられた 問題だと思うんですが、それに関してはやっぱ リバツとなっております。その辺、前回それは なかったということなんですが、今回のこの八 重山地区の問題が起こってから、どうしてもそ の辺は避けて通れない事案ではないかなと思っ ております。その後の状況が多分いろんな話し 合いが行われたと思うんですが、その後の状況 はどのようになっているのか。またその件で協 議された経緯があるのかお聞きかせいただけれ ば。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど答弁したように、今年の5月に県教育 長からの通知がありまして、採択手続の改善に 基づいて、先ほどの、つまり採択地区協議会等 で協議が整わない場合の最終的な合意形成の方 法を規約に明記するようにとの通知がありまし て、それに基づいて、現在案づくりを進めてお ります。最終的には、でき上がるのは3月ごろ になると思います。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 これだけの大きな問題

になっていますので、そのまま動きもいろいろ 出てきてはいると思うのですが、続いて7番目 になんですが、採択地区の適正規模について、 現在本村採択地区の構成を見直す必要があると 考えますかという質問に対して、ある、丸と書 いてあるんですが、その辺はどこが問題で、ど のように見直す必要があるのかというのを協議 されましたか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。 教育長 呉屋之雄 お答えします。

本村採択地区の構成を見直すというのは、先 ほど、保護者の件ですね、保護者の参画という ことと、最終合意をするための合意形成、そう いったものを見直す必要があると考えておりま す。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 本当に難しい問題山積 ということなんですが、ぜひ本村の教育委員会 も含めしかりですが、この採択地区協議会の中 ではちゃんとしたその考えを持っていらっ しゃって、ちゃんとそれに答えるだけの力量を 持っていただきたいなと思っています。これは 本当に難しい問題、この八重山地区の問題も、 一個人の、要するに教育長の権限ですね。とて も強いと思うんですね。その教育長の考えで、 その地区の採択、ある程度の意見も折り曲げて でもやる、それを今度は国が後押しするという、 いびつな形が今、進んでいるんですね。多分こ れは、八重山地区だけに限ったことではなくて、 多分、恐らく近い将来、本村の教育委員会にも 必ずや何かの形で来ると思うんですね。そのと きになったときに、ぜひ、私たちは断固として、 今の平和教育を推進して行くんだという思いを ぜひ皆さん、教育委員会で共有していただいて、 事に当たっていただきたいなというのが私の思 いであります。以上です。これで私の質問を終 わらさせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員

の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩(14時00分)

再 開(14時00分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 それでは通告書に基づきまして、1点だけ質問をさせていただきます。

通告書にも書いてあるとおり職員の能力向上 策についてでございます。これまで職員の能力 向上のためにどのような取り組みをしてきたの か。また今後の能力向上のための取り組みにつ いて伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の職員の能力向上策につきましては、 総務課のほうでお答えをさせていただきますが、 全般的なことだというとらえ方で、私のほうで はいろんな制度的なもの、研修だとか職員のス キルアップにつながる策的なものは、これは総 務課のほうと副村長のほうで教育はやっていた だいております。私のほうではどちらかという と精神論的な部分といいますか、モチベーショ ンを高めて公務員たるもの、どういう姿勢で臨 むべきなのか、そういったものをいろんな場で しゃべらせていただいているところであります が、基本的には役場というものはサービス業で すので、それに徹するように気持ちよくお客様 を迎えて帰っていただくというものを、オリエ ンテーションのときからいろいろ若い職員とは 話をさせているつもりでございます。御質問の 能力向上のための取り組み云々の策的なものは また所管のほうでお答えをさせていただきます。 以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは新垣善功議員 の質問に答えていきます。

これまでの取り組みといたしまして、研修等なんですが、沖縄県町村会及び中部広域市町村圏事務組合における各種研修に職員を派遣しております。それに加えまして平成23年度より、リーダー的人材育成ということで県を初めとする他団体へのネットワークづくりのために中堅職員を沖縄県市町村会へ派遣しております。これからの取り組みといたしまして、市町村職員の中央研修等への派遣をし、また県外研修等への派遣を初め、村独自で講師を招いて職員のの下としました。次年度以降につきましても継続して職員の能力向上のための研修を実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 毎回この言葉を変え て質問をしておりますけれども、私はやはり、 役場の職員が能率をアップすることは村民福祉 の向上につながると考えております。よく皆さ ん方は、人材育成という言葉をよく口にします けれども、私はまずは役場の職員の方、課長の 方が自己研鑽もしながら、部下職員に対しての 教育をすることが私は村政発展につながってい くと考えて、これでもう何回目かな、皆さん方 に対して質問をしてきました。それで、総務課 長、いろいろ教育研修、やってはいると思いま すが、これで私は満足なのか、それでいいのか どうか。と言いますのも、ほとんどが他の機関 ですか、市町村会とかあるいは県の研修機関に 委託してやっていることですよね、村独自の研 修というのは、先々月か、条例の見方について という勉強会を、この前やっておりましたけれ ども、そういうことを頻繁に実施して、職員の 能力向上に努めていかなきゃならんと私は思っ ているんですよ。そこで、今後、そういう村独 自のシステムをつくる考えがあるのか、またこれまでそういう職員の能力向上のための基本計画、行政改革の中には人材育成という言葉がありますね。平成19年に作成されたのがあるはずです。これは前村長のときにですが。その中でもやはり人材育成、職員の資質向上をうたっています。そういうのを役場内に確立する考えはあるのか、ないのか。これは村長がお答えをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話も非常にいい提言だとお受けさせていただきます。形はこれからいろいろ検討させていただきますけれども、私も職員の能力アップという部分には際限がないと思っておりますので、当然、これでいいというものは決してないはずなんですね。これで完璧だ、これで100%だ、これでゴールだというのはないと思っておりますので、常に前進で福祉の向上を図っていくというのは、これは美辞麗句でも何でもなくて人として当たり前のことだと思っておりますので、どういう形になるか今すぐ即答は無理ですけれども、議員皆さんからの、また善功議員からの御提言も受けながらいい形を見出せればいいなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私の考えといたしまして、やはり役場内に何名かのプロジェクトチームをつくって、1つの研究テーマを与えてやっていくのが大切じゃないかと思いますね。そこにおいては、やはり企画、立案、政策もできるように。昨日も言いましたけれども、何か計画を策定する場合は全て業者に委託しておりますよね。それではどうかなと思うんですよね。これまで皆さん方は公務員として中堅になると10年以上の方がいらっしゃいますから、何名かでプロジェクトをつくって、それに1つの問題、課題を与えて、現場も踏みながら策定はできる

のではないかと、やればできる。やらないからできないんですよね。やる気ですよ。そしてもしそれが専門的であれば、外部の専門的なアドバイザー的な人を呼んでお互いに勉強しながら1つのものをつくり上げていくことを繰り返ししないと、今のような他の機関にもう全部、丸投げ的なものじゃあどうかなと私は思いますが、村長、この件についてどう思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

せっかくの答弁の機会を与えていただきまし たので、実は昨日、新垣善功議員からもこの話 も休憩の中であったときにも思ったんですけれ ども、私も議員を経験して、今のお話には共感 しておりました。なぜ、役場でできないのか、 100万円も、200万円も、高いものでしたら600 万円も使って委託料を出してやらなくちゃいけ ないのかという疑問もありましたけれども、正 直なところでお話をしますと、ある程度のもの は可能ですけれども、ある程度というのは、そ んなに時間を要しないものは可能ですけれども、 今、我々が予算に計上している委託料、委託費 というものはやはり時間的にこれは難しいなと 実際思っております。職員が、今議員がおっ しゃるようなプロジェクトチームをつくって、 そういう問題に対処していくというものは時間 的な部分で、非常に難しいところはあるのかな という気が実はしております。それができない から、こういうことをやるということではなく て、もちろん努力するのは努力させていただき ますけれども、その辺は御理解をいただきたい なというものが1つと、それとどちらかと言い ますと、職員の能力の向上はこういうある程度 事務的な部分の、今県から、こういうのを策定 しなさい、ああいうのを策定しなさいで、こう 委託料を払って策定しているものがそうですけ れども、事務的な部分が多いんですけれども、 やはりプロジェクトチームをつくるんであれば、 どちらかと言うと政策的な部分でやっていけないかなと、こういうことをしていこう。こういうものでサービスの向上を図れないかとか、あるいはもちろん事務的経費の節減だとか、いろいろ改革するところあるとは思うんですけれども、どちらかというとアイデアを出す部分を何とか尊重しながらやっていけないかなと、ボトムアップでいけないかなということを実は考えているところでございます。

## 議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 村長もそのぐらい理 解していると思いますけれども、やはり村長も、 村長に当選する前から、企業的発想、それが運 営から経営というものがありますので、日々改 革ですので、今までの職員の資質向上をまず検 証して、それでいいのいかどうか。まず検証し て、職員の資質向上のための計画書をつくり、 この計画書は自分たちでできると思うんですよ ね。そして皆さん方、今よく見ますと、私は、 私の考えが間違っているかもしれませんけれど も、よく考えて見てください皆さん方は果たし て仕事をしているかどうか。作業と仕事という のは私は違うと思うんです。皆さん方は作業は 一生懸命やっていると思うんですよ。与えられ た流れ作業みたいなのはやっているんですよ。 仕事というのはこれまでやったことを検証し、 それでいいのかどうか。それよりも上に、村長 がおっしゃったように常に上を目指して行くと。 そういう向学心はないとだめだと思うんですよ。 常に日々努力し、日々反省をしながら検証をし ながら、もっといいのがないのかを追求してい くのが私は仕事だと思っています。与えられた 仕事をそのままこなしていく。毎年同じ予算で、 毎日同じよう繰り返しでは、どうかなと考えて おります。それで、皆さん方もよく新聞、マス コミ見ますよね。私も気づいたんですけれども、 名護市では、これ村長新聞拝聴しました。名護 市では、まず健康テーマを市長が与えて、そし

て職員から募集して、希望者を募って、少なけ れば何名かは中堅の職員を市長が任命して、7 名ぐらいの、職員を1つの政策チームをつくっ て、それを月に2回ぐらいで集めて、そこで議 論させて、政策・企画・立案をして市長に上げ ると。そういうシステムがあるわけです。これ は今年で2回目だという話ですが。そういうシ ステムを、私たちの中城村においても、やるべ きじゃないかと思います。今、中部広域ではゆ がふう塾というのがありますよね。我が村から は毎年2人、そこで培った人たちも、これは どっちかというと新人かな。そういうシステム でやったらどうかなと思うんです。それはまた 中堅の皆さん方も。そこで培ったものが埋もれ てしまって、また四、五年もしたらその現場に 戻って来たら、そこに埋もれてしまうと。それ を中城版的な独自なものを立ち上げてやれば私 はもっと向上すると思うんです。それは管理者 の皆さんもそうだけれども、職員の皆さん方も 随分興味を持つと思うんです。そういうシステ ムを早く立ち上げて、来年度からでもいいです よ。小さい問題でもいいんですよ、村の活性化 を行って、第4次基本構想がありますね。その 一部分をとってもいいですよ。それをテーマと して村長が与えて、研究し、政策立案してくれ と。それともう一つは、浦添市で実施している 職員間の企画立案、提案型、優秀な提案につい てはそれなりの表彰とか、あるいは激励してく るというようなシステムを確立すれば職員も一 生懸命それに取り組んでいくと私は考えており ます。南風原でもそうですけれども、住民会議、 住民だけが集まって条例の素案をつくって町長 に上げて、それを行政で検討して新しい条例案 をつくっていくと。いろんな条例があると思う んです。そういうのをやはり役場内に設置して いくことは私は大事だと思うんですね。だから 全部委託じゃなくて、そういうシステムを今後 早目に確立して、総務課長の担当だと思います

ので、早目に立案、計画してそれを実施に持っていくようにできないものかどうか、村長。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように例えば仕事はこ なすものではない、つくり出すもの。これは私 もずっと言い続けていることですし、非常に共 感する部分が多いと思います。やり方について もやはりいろんな立案ができるような環境をつ くっていかなくちゃいけないなと。私も村長に なってもう5年目になりますし、気づいた点が 多々あります。声が出せない、いいアイデアが 出てこない、いい立案ができないというのはこ の本人の能力の問題じゃないんですね。環境の 問題だということが私が今大きく感じていると ころでありますので、これ環境をつくってあげ れば間違いなく職員もこれまで以上に仕事に対 して前向きになるだろうし、また仕事が楽しい と思えるように、そういう環境をつくるために、 今議員がおっしゃるような、形はどういう形に なるか、これから検討いたしますけれども、非 常に必要不可欠な部分ではないかなというのが 私の実際の感想であります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ひとつそういうことですから村長、私も何も職員をいびるつもりはないし、本当に皆さん方が一生懸命やることについては大いに褒めましょう。失敗も別に私はいいと思うんです。一生懸命やろうとして失敗する場合もありますよね。しかし何もしないでたまに立派なものができ上がる場合もあるんです。やはり努力して、そこで失敗もあってもまた失敗は一つの勉強ですので、新しい発想の転換になると思いますので、そういうことを繰り返しながら、失敗を繰り返さないということになれば、もっとすばらしい村づくりができるかと思いますので、ひとつ村長、名護の件は、11月4日の新聞ですので、読んでみて、そして

がふ塾の見たら、今度、中城村の職員が発表報告していますよね、そういうのも大いにお互い、議員は見ていますので、頑張っている若い職員の職務意欲をもっと伸ばす意味で、激励していっていいむらづくりをしていただくことを希望いたしまして終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員 の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩(14時20分)

再 開(14時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて2番 新垣博正議員の一般質問を許し ます。

2番 新垣博正議員 それでは本日の5番目、 新垣博正です。質問通告書に従いまして一般質 問を行います。

まず、大枠の1番です。その前に私、今回長崎県と福岡県のほうに介護保険広域連合の議員として研修会に参加する機会がありました。その学んだことをベースにして質問をしていきたいと思います。

大枠の1点目、高齢者支援事業の施策について、介護予防事業の拡充について、介護予防事業取り組みの現状はどのようになっているか伺います。ボランティアの養成、活用はどのようになっているか伺います。 認定率の推移はどのようになっているか伺います。 介護保険制度で給付される福祉機器購入費、住宅改修費等の利用者負担の改善について。現行では保険負担分の9割も利用者へ一時負担させ、後に償還払いで払い戻す仕組みになっているが、利用者への負担軽減のため改善すべきと考えるが所見をお伺いいたします。この件に関しましては介護保険広域連合との調整も必要だと思いますが、本村の所見を伺ってまいります。

大枠の2番、子育て支援施策について。

学校給食費の公費負担拡充について。第3 子以降の給食費を無料化していく考えはないか 伺います。 私立就園奨励費拡充について、文 部科学省は3歳児、4歳児も含めて幼児教育の 重大さにかんがみ適切に補助を拡充すべきと考 えております。当局の所見をお伺いいたします。 大枠の3番、沖縄電力吉の浦火力発電所の電 磁波測定調査について。

前議会でも、定例会でも私は質問に取り上げましたが、測定情報を議会に通知する旨を約束をしたが恣意的にほごにされました。その理由を伺います。 事後報告もなく議会外しが明らかになった。謝罪すべきと考えるが所見を伺います。昨日この報告書はいただきましたので、この一般質問通告書が出た後に、事後報告の資料だけいただいておりますので、その辺の見解を伺います。 、マスコミへの取材依頼もそのときにはされたのか伺います。

そして大枠の4番目、沖縄電力のガス事業に ついて。

株式会社綿久へのガス供給のルート、供給量を伺ってまいります。 南西石油へのガス供給ルート、供給量を伺います。 電力よりの説明を求めるが、今回は議会を優先で設定すべきと要望するが所見を伺いいたします。以上簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番高齢者支援につきましては、 から まで福祉課のほうでお答えをさせていた だきます。大枠3番と大枠4番につきましては、 企業立地観光推進課のほうでお答えをさせてい ただきます。

私のほうでは、大枠2番、子育て支援につきましては、私のこれは政策の1つでございますので、お答えをさせていただきます。まず、の学校給食費の第3子以降の無料化という御質

問ですけれども、大変ありがたい御提言だと思っております。私も御承知のとおり1丁目1番地の私の政策公約の1つが子育で支援でございますので、保育料は第3子以降は無料化は実現いたしましたけれども、その後やはりどう自身にも片手落ちではないかという自分自身に自りをもありました。そういう意味では議員からの御提言のこの給食費の無料化、全てはもちろん財政的な部分がありますので、幾らかでも子育て支援に役立つような政策的な部分を第3子以降にするのか、あるいはどの程度までのものにするのかは、これから財政的な部分も含めて真剣に検討させていただいて次年度に向けて頑張っていきたいなと思っております。

につきましての、幼稚園奨励費の補助拡充 ですけれども、これも私が今頭を悩ましている ところで、3歳児、4歳児まで奨励金の幅を広 げるべきだとは思っております。ただ御承知の とおり公立幼稚園がまだ5歳児だけの預かりで すので、公立幼稚園との不平等さがないように、 そうなると今度公立幼稚園をどうするかという、 キャパの問題とそして今現在の公立幼稚園のあ り方、津覇小、中小に併設されている幼稚園を 統合するのかとか、あるいは建てかえをするの かとか、キャパを広げるにはそういうところま での議論が必要になってくると思いますので、 この件につきましてはもうしばらく時間をいた だきたいなと思っております。あとにつきまし ては大枠1、3、4につきましてはまた所管か ら答弁をさせていただきます。以上でございま す。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、新垣博正議 員の1番の から について答弁いたします。

介護予防事業は1次予防を今中心として積極的に努めているといころであります。この1次予防事業については各字の公民館において、名称はとよむちょ筋教室という形で実施しており

ます。それとあわせて南上原にあるカーブス中 城というところにも委託をしております。昨年 度からは村老人クラブにも予防事業の一環として一部委託をしているところであります。介護 予防の2次予防については実施できる委託先が 現在見つかっておらず、委託することができませんけれども、その分については1次予防に力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

あと、介護予防のボランティア養成については、以前に行っておりまして、現在はその介護 予防リーダーとして各字のこの1次予防のとよむちょ筋教室に応援とかの活動をお願いして実施しているところであります。

あとは認定率の推移についてですけれども、本村の要介護認定率は高齢者人口に占める割合として平成22年度は20.1%、平成23年度は21.7%、平成24年度は21.5%ということで少しずつ上昇しているところであります。

についてでありますけれども、保険負担分の利用者負担についてですけれども、実際に介護保険での給付は介護保険広域連合が行っておりまして、平成25年度は加盟市町村からのアンケート調査があって意見を求めています。そして中城村としても改善をしてほしいという要望書のアンケートをやっております。次の第6期の介護保険事業の計画に反映されていくものということで、今期待しているところです。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、 新垣博正議員の質問にお答えをしていきたいと 思います。

大枠3の沖縄電力吉の浦火力発電所の電磁波 測定についての 、 が関連しますので一括し て答弁させていただきます。今回の議員への調 査立ち会いについては議会事務局との調整に配 慮が行き届かず申しわけございませんでした。 今後は事務局と調整の上、議会からの要望を踏 まえて、測定調査の機会を早目に設定していき たいと思っております。

について、マスコミの取材依頼されたのかという質問ですが、取材についてはいたしておりません。情報を地域住民に正しく知らせ、不安払拭を図るための測定としております。電磁波測定実施については風評被害等が起こる可能性があり慎重に実施しているところでございます。マスコミからの取材の話がありましたら、情報を開示していきたいと考えております。

大枠4の沖縄電力ガス事業について ですが、沖縄電力の沖縄綿久寝具へのガス供給ルートの計画はお手元に図面をおあげしたとおりのルートでありますが、まず吉の浦火力発電所から泊浜原線一部を利用し、沖縄プラント工業敷地内で需要家庭に向け減圧した後に、同泊浜原線から南に向け、拓南鐵建・沖縄ガルバを右折しまして伊舎堂前原線を利用します。それからキャッスルタウン吉の浦を左折いたしまして、潮垣線を利用し沖縄セメント工業前から添石中央線を利用して沖縄綿久寝具中城工場までのルートとなっております。年間供給量は1,500トンから2,000トンを予定しているということで去った12月9日に沖縄電力から説明を受けている状況であります。

については、同じく説明を受けた段階では 沖縄電力へ確認をしたところ南西石油へのガス 供給はないということをお聞きしております。

について、議会優先説明は可能と考えております。議会から説明依頼を受けましたら、早速沖縄電力と調整をいたしまして開催できるようにしたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは通告書の順に 従って詳細の質問をしていきたいと思います。

まず、介護予防事業の拡充についてでありま すが、私が去った10月に長崎県の佐々町という 町に行きまして研修を受けてまいりました。 佐々町は人口が1万3,766人、単独で介護保険 事業を行っている町であります。広域連合に 入っておりません。隣は有名な佐世保市があっ て、近隣はほとんどが合併していって、佐世保 市になったそうでありますが、佐々町はそのま ま残って単独で町政運営をしていると。しかも 介護保険も単独で1万3,000人の人口で行って いるという町であります。その中でユニークな 取り組みが介護予防事業でありまして、ほとん どの市町村が介護保険が始まったころにはケア プランに神経を注いで介護保険事業をどうやっ て推進していこうかというところに重きを置い ていたということですが、この町はどちらかと 言えば、介護の予防に神経を注いで事業展開を していった。その根拠はいろいろと後でまたお 話したいと思いますが、まず、介護保険という のが高齢者の支援事業の中で、この町の特徴と して全体の20% ぐらいなんだよということをま ずとらえていたということが非常に感心させら れたことであります。とは言っても、この町も 決して介護の認定率が低かったわけではないと いうことであります。せんだっての議会だより のほうで、私も報告を記事として載せてまいり ましたが、佐々町も、一番高いときで21.5%、 ちょうど先ほど課長から答弁がありました本村 の昨年度の数値と同じ高さですね、21.5%、そ ういうふうに今、佐々町もその高いレベルに あった時代があったと。しかしながら本気で、 この予防事業を取り組んだおかげで、今は 16.6%に、高齢化率は上がったけれども、認定 率はどんどん下がっていったという、全国的に も特徴のある推移を示しているんじゃないかな というふうに私は思っております。その中で、 まず介護予防事業の展開の仕方が、とてもユ ニークでありまして、いろんな住民からのアン ケートをこと細かく要望を聞いてきたというと ころがあります。記事にもしましたが、タク シーに乗り込むときに転倒が多かったと、わず か、10メートル、20メートルまで行くかどうか わからないぐらいの間に、お年寄りが転倒して 骨折して介護状態になるという率があったり、 あるいは買い物に行くというときにお店までの 間で転倒してしまったりとか、こういうような 本当に身近なところで起こった。その数値がや はり当初のころは多かったというふうに聞いて おります。申請時、ほとんど申請の状況の中で 要支援で、51人のうち19.6%が骨折転倒、そし て19.6%認知症というふうに、要介護の中でも、 申請の56名中19.6%ですね。そして認知症が 30.4%、そういうふうな状態があったと。こう いった人たちも介護保険だけに頼らなくて、町 のいろんな高齢者の支援事業を活用して介護予 防につなげていくという取り組みをされており ます。だからといって、公務の役場の職員であ りますとかがいちいち、そこまで細かく手とり 足とり高齢者の支援に携わるということはこれ 無理難題がありますね。そこでこの町は介護ボ ランティアを養成していこうじゃないかという ことで、どんどん介護ボランティア養成講座を 開いて、介護に携わる人たちとか、あるいは予 防事業に携わる人たちを育成していくという取 り組みをされております。その中身については ここでは時間がありませんので申しませんけれ ども、ぜひそういったものを情報収集して、介 護予防に携わっている、あるいはボランティア 養成に携わっている自治体でありますとか、そ ういったところは大いに研究していってほしい なと思います。その中でもまずボランティアを 養成講座に入れて、終了しても、すぐボラン ティアやりなさいじゃないんですよね。まずは 登録してください、で、ボランティアに参加で きるような環境が整ったらぜひ協力してくださ いというようなことで、とりあえず資格みたい

なのを取っていただくということをこの町は推 進していると。そして自分がタイミングよくボ ランティアに参加できる環境が整ったらぜひ手 伝ってほしいということで、こういうふうにし て無理をさせない状態でボランティアも生き生 きとできる、もうこの幅が非常にすごいですね。 やはりただ公民館でやるような事業だけじゃな くて、我々議員の何名かがかかわっているアタ イグワー朝市とかありますよね。やはり畑も遊 休地がやっぱり全国どこでも多くて、年寄りは もともと農業をやっていた人が多くて、自分が やっていた畑が草ぼうぼうになっているという ことはしのびないと。少しの面積でもいいから、 お年寄りも含めて、地域の方々、ボランティア と一緒に小さな畑を開墾することによって予防 につながった、認知症が生き生きと輝くように なったというような事例の報告もありました。 なるほどお年寄りが何を求めているかなという のを、よくよく研究していくとこういう日常生 活の中にあるものをいかにサポートしていくか。 先ほどタクシーに乗り込むときの話もそうです が、タクシー会社まで行って、タクシーに乗り 込む間とか、おりて自宅に帰るまでの玄関口ま での間をサポートすることができますかと言っ たら、タクシー会社はもう二つ返事で、このぐ らいだったらもっと前に言ってくれればよかっ たのにというぐらいの話で、地域の人たちの協 力が得られたということでありますので、ぜひ ボランティアの活用というのを研究していただ きたいなと思います。こういうことによって介 護の予防に役立つんじゃないかなというふうに 思っております。そこで、課長、もう一度お尋 ねしたいと思いますが、この佐々町の認定率の 推移が右肩で下がっていくということに対して どういう感想をお持ちか聞かせていただきたい なと思います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。 福祉課長 石原昌雄 お答えします。 今事例を聞いて、下がっていくというのは、 取り組みの段取りだなというふうに感じており ます。介護予防事業も介護になっている人が中 心に受けるんじゃなくて、介護になる前の、要 するに若い世代から、今のうちから事業を取り 組んでいくと、あと5年計画とかでいけば、そ ういうことも目標として達成できるんじゃない かなというふうに考えますので、ぜひそこら辺 を取り組んでいきたいと思います。

## 議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 そしてもう一つは、こ の町の特徴が介護認定の申請の窓口、こういっ た何気なく聞いていたんですけれども、そこに は深い意味があるなというのを感じました。申 請窓口ではなく、あくまでも介護の相談窓口で あるという意識を持っている。そこでそこには しっかりとしたプロフェッショナルの人を窓口 に張りつけていると。なぜかと言いますと、普 通でしたら介護保険の申請の相談ですから、当 然介護保険を使うものだという認識のもとに キャッチをして手続をとっていって介護保険に 結びつけるというのが普通の流れだと思うので すが、ここの町の場合は、ここにはちゃんとし た正職員が窓口にいて、本当にこの人にとって 介護保険が必要なのか、それとも自分たちの町 が持っている高齢者の支援事業で十分この人が 生きがいを持って、生活できるんじゃないかと いうことを見抜いていくと言いますか、そう いった意味で、すぐに介護保険に行くというよ うなものではなくて、まずは体験的にでもいい ですから予防事業の教室に参加をさせるとか、 そういったお勧めをするとか、そしてまたもう 一つは認定されてから介護保険を受けるという 考えではなくて、認定があったとしても、町が 持っている高齢者の支援事業で十分この人に、 生活に達成できるんであれば、そこを優先的に 使っていくという考え方、そのためには窓口が プロが座るというような考え方なんですよね。

今、窓口の職員さんはどういった職員が対応されていますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。 福祉課長 石原昌雄 お答えします。

現在は、社会福祉士の嘱託職員で今2年目です。あと臨時の事務担当の職員で対応しております。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ここら辺、資格を持っている方と臨時の方ということですが、臨時の方でも私はしっかりと研修をしてそういう認識のもとに対応していただければ、その意味合いは達成できるものだというふうに思っていますので、要望の御用聞きではなくて、要望の解決だけのプランではない。プロの側からこういう生活スタイルを提案していくというようなお答えができるような職員に持っていただければなというふうに思っておりますので、その辺をぜひ、職員を育成していただきたいというふうに考えております。

次の福祉機器の件ですね、これもいろんな 方々からお話を聞いてまいりましたら、やはり 福祉機器を購入したり、あるいは住宅を改修し たり手すりをつけたり、スロープをつけたりす るというのは病院に入院をしていて、ある程度 治療とか入院生活を終えて、もう十分帰れるだ ろうという形になって退院許可が出て、自宅に 帰って来るというケースで、それでもやはり住 宅においては手すりが必要であるとか、車椅子 で移動したり、あるいはまた段差が余りにも大 きかったら、その辺の解消をしないといけない というような住宅構造になっている場合は介護 保険制度を活用して、そういった改善をしてい くというのがあると思います。例で言えば、住 宅改修で限度額20万円ですよね。20万円のうち 保険から給付されるのが9割で1割が自己負担 という形になりますから、当然、実際は2万円 の負担になると思うんですが、この場合、一時 ではあるんですが、全額20万円は利用者が現実 的には負担していますよね。でも他県ではもう この制度を、事業者さんとの、そういうやりと リの契約の中で、利用者には一切この保険負担 の9割分は負担させないというような考え方に もうほとんどが切りかわっているようでありま す。沖縄県のほうがまだ、ほとんどの保険者が 多分、9割分も負担させている。そうなるとど うしても躊躇してしまうというケースもある。 なぜかと言いますと、先ほど言いましたように、 病院に入院していたら、入院治療費を払った後 に、なおかつ一時払いではあるにしても9割の 保険で払うべきものも出費をさせてしまう。そ こもままならないというような状況になった場 合には、住宅改修の負担を少なくするために抑 えていく。あるいは福祉機器購入費も抑えてい くというような形になっているというような声 も聞こえてまいります。ぜひこの辺も広域連合 と十分に調整をして、利用者に負担がないよう な形を全国並みに持って行けるようにぜひ声を 上げていただきたいと思います。そうすること によって、介護保険制度の中でも在宅での介護 を充実させていくという、本来の方針に沿って 介護サービスができるのではないのかと思いま すので、ぜひその辺も課長、声を上げていただ きたいと思います。介護保険の制度の中で、法 律の条文ですけれども、この法律は加齢に伴っ て生ずる心身の変化に起因する疾病等により、 要介護状態になり入浴、排せつ、食事等、介護 機能訓練並びに看護及び療養上の管理、その他 の医療を要する等々について、これらのものが 尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができる云々と書いており ますね。最後に、介護保険は国民の保険医療の 向上及び福祉の推進を図ることを目的とすると いうのが、介護保険を貫く根本的な理念であり ます。そして第2条の中では、最後のほうに、 可能な限りその居宅において、その有する能力

に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないというふうになっています。いわば施設で生活するよりも、在宅、自分の家で生活するほうが最も望ましいというようなとらえ方で介護保険制度は制定されてきていると思いますが、残念ながら、そこに全てが行き届かないというのが現実でありまして、その穴埋めをするのはやはりボランティアの力とか、いわゆる地域力の力というのを今後見直していく必要があると思います。そういったところに力点を置くような取り組みをお願いいたします。

次に、2番目の大枠です。子育て支援についてでありますが、学校給食については、他の自治体でも給食費の無料化に向けていろんな考え方を展開しておるようであります。もちろんこれは財政とのかかわり方もありますので、その辺は十分に検討に検討を重ねながらベクトルの方向は拡充していくということを取り組んでいただきたいというふうに思います。村長が第3子以降の給食費はぜひ取り組んでいきたいという考え方ですので、しっかりと支援して、さらなる拡充も期待していきたいと思います。

そして のほうですね、私立幼稚園の就園奨励費補助についてでありますが、せんだっての定例会の中で終了後に、途中でしたかね、私立幼稚園は2園本村にありますが、訪問しまして意見交換をする時間をとっていただきました。いろんないい勉強になりました。その中でもやはり本村が拡充してきたということには、両園とも非常に高い評価をしていただきまして、我々もある意味鼻高々だなというような気持ちになる部分もあったんですが、3歳児、4歳児も含めてぜひ拡充していただきたいということで要望がありました。これは公立がそこまで至っていないということでありますが、これは法律の条文とか条例にできないというようなと言があるのかどうなのか、判断の別れ道だと思

うんですが、その辺の所見はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。 法律の文言にできる、できないという規定は ありません。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 この補助金というのは、 何も施設が得するわけでもないわけですよね。 個々のいわゆる保護者が負担している部分が軽 減できるという考え方なので、公立が整備され ていないから、私立がある意味では3歳児、4 歳児を補ってあげているということですので、 その辺に関して、極端に言えば、よその実施し ている自治体に住んでいる子供が何らかの理由 で引っ越して来て、3歳児、4歳児の私立幼稚 園に就園した場合に、やっぱり格差が出てきま すよね。向こうではやっていたのに、ここに せっかく移ってきたのに、やっていないという ことに対しては。やはり改善していく考え方を ぜひ研究していただきたいと思います。これ村 長も、もう政策にかかわる部分もあると思いま すので、ぜひこの辺は前向きに研究して何らか の支援をある意味考えていただきたいなと思い ます。

あと1点、新条件ということで、兄、姉が小学校1年から3年生の場合に該当する世帯も対象となるよう他市町村と同様措置をお願いしますというような陳情が議会のほうにも上がってきていましたし、その件もまだ拡充されていない部分があるかと思いますが、その辺の取り組の状況はいかがでありますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。 教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。 中城村の場合は第3子まで補助を認めており ます。今県内において中城村が与那原、南風原 町に次いで、国基準まで対象を広げているとい うところまで拡充をしております。与那原と中 城村は国基準まで広げてほぼ同じレベルなんですが、南風原町が3歳児、4歳児まで対象を広げているということで、その部分が中城が今劣っている部分になっております。今後、この部分をどうするかというのは、今後の課題だと思います。そこまで拡充すれば沖縄で一番制度がいい南風原町のレベルまでになるということになります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ぜひ、今後の検討課題 として研究していただきたいということを要望 して次の質問に移らせていただきます。

大枠の3番の沖縄電力の電磁波測定調査です が、もう前議会でも取り上げましたが、昨年は 我々やったんですよね。議会だよりにもちゃん と記事を掲載して村民にわかってもらうという ことをやりました。今回、本当に課長が約束し たのに、わざわざという言い方はおかしいです けれども、我々に情報提供をせずに、いつのま にかもう終了して、終わって昨日報告書だけが このように議長を通して、議員に回って来ると いうのは、これはいかがなものかなと思います ね。もうぜひ、こういったことはなしにしてほ しいと思います。もうそこでしかりつけるよう なことをいちいちやる必要はもうないと思いま すので、十分認識していると思いますので、ぜ ひ次からこういうことがないようにやっていた だきたい。

風評被害についても、せんだって電力の祝賀会がありましたよね、そのときに担当者の方とかいろんな方々と名刺交換をしながら、この件についても少し立ち話ではありますがやりました。特に電力側が風評被害でどうのこうのということもないし、その測定調査等に立ち会いするときに人数の制限とかもないみたいなことを言っているんですよ。だから当局側からこの風評被害の話を私は持ち出すべきじゃないんじゃないかなと思いますね。なぜかと言いますと、

課長から昨日もらった、電磁波の測定の数値を 見たら家電品よりほとんど低いんですよね。ド ライヤーでありますとか、電子レンジと比較し たときはもうかなり低い数値であると思います。 これで風評被害の心配をわざわざ当局から持ち 出す話ではないんじゃないかなと思いますし。 むしろ電力側はオープンにして、大いに地域の 皆さんの理解を得たいということを堂々とおっ しゃっています。そして祝賀会のときにはあの バス5台ぐらいですか、出して、もう100名、 200名ぐらいの人を乗せて、わざわざ施設内を 見学させているんですよね。そういうことは、 だから人数制限はないと思います。これをカク サア、カクサアすると余計疑うし、余計に何か あるんじゃないかと思うのが人間の心理なんで すよ。自分たちのほうから逆にオープンにして、 マスコミから取材依頼があったときじゃなくて、 マスコミに取材依頼を逆にこっちから申し込む ぐらい、電力と一緒に、それぐらいオープンに するということを今後やっていただきたい。そ こで4番目の質問に関連してきますので、次は ガス事業を展開していくということですので、 ぜひこれは、今回はもう議会が優先的で、この 話を聞きたい、どうですか、設定できますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、 答弁したいと思います。

ガス事業計画については、十分これから事業 説明は可能です。ただ、村主催というよりも、 議会全体でどうしていくかということが一番大 事だと思いますので、その辺は議長からの要請 があれば早目に対応していきたいということで ございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 この辺はもう議会はそういった、住民とかかわる部分については チェックをしなければならないという義務を 我々は負っているつもりであります。ぜひオープンにして、その辺は我々がチェックできるような体制をとってほしいと思います。もしこれとらなかった場合は、我々議会でやりますから。別に当局に声を通さなくても、議会事務局であるとか、議員の個人的な職権でも十分調査は可能だというふうに考えておりますので、その辺はあしからず御了承いただきたいと思います。

南西石油、いわゆる沖縄ガスへのルートとい うのは、これはないんですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え いたしたいと思います。

先ほどおあげいたしました図面のほうをお開 きいただければと思いますが、ちょうど黄色い ラインで、塗ってありますが、沖縄プラント工 業から中城ポンプ向けに行くラインが沖縄ガス 供給ルートであります。それについては前に直 接、沖縄電力の吉の浦火力発電所から直で西原 方面までの行くルートは皆さん前の議会で示さ れていると思いますが、今回、12月に入って、 沖縄電力から新たに、沖縄電力単独でガス供給 事業を起こすということがありまして、このラ インが、現在、沖縄綿久さんと調整をして、沖 縄綿久さんまでのルートを提示されているとこ ろです。沖縄ガスのルートについては、国道に 出まして和宇慶を通りまして、それから琉球大 学の南口、西原口のほうの我如古寄りのところ にタンクがあります。向こうに供給するという 前回の説明だと認識しております。以上でござ います。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 では、南西石油での精製ではなくて、直接沖縄ガスのタンクのほうに行くということですね。わかりました。じゃあ、それも含めてぜひ優先的に、順位は議会をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員 の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。大変御苦労さ までした。

散 会(15時13分)

## 平成25年第7回中城村議会定例会(第6日目)

招集年月日		平成25年12月	月13日(金)	
招集の場所		中城村議	会議事堂	
開会・散会・ 閉会等日時	開議	平成25年12月18日	(午前10時00分)	)
	散会	平成25年12月18日	(午後2時38分)	)
	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
応 招 議 員	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新垣博正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金城章	11 番	新垣健二
	4 番	新垣徳正	12 番	宮城治邦
(出席議員)	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮城重夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新垣善功
	8 番	仲宗根哲	16 番	比嘉明典
欠 席 議 員				
会議録署名議員	14 番	宮城重夫	15 番	新垣善功
職務のため本会議 に 出 席 し た 者	議会事務局長	知 名 勉	議事係長	比 嘉 保
	村 長	浜 田 京 介		與 儀 忍
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	副村長	比嘉正豊	企 業 立 地 ・ 観光推進課長	屋良朝次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都市建設課長	新 垣 正
	総務課長	比嘉忠典	上下水道課長	屋良清
	住民生活課長	新 垣 親 裕	教育総務課長	比嘉朝之
	会計管理者	比 嘉 義 人	生涯学習課長	名 幸 孝
	税 務 課 長	新垣 一 弘	教育総務課主幹	喜屋武 辰 弘
	福祉課長	石 原 昌 雄		
	健康保険課長	比嘉健治		

			議	事	日	程	第	4	号		
日	程			件						名	
第	1	一般質問									

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。 それでは通告書の順番に従って発言を許します。 最初に10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許 します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはよう ございます。10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。

最初に防災計画について。

東日本大震災からはや3年、甚大な被害を 与え現在も仮設住宅での生活をしている人たち がいます。沖縄本島の東海岸でも広い範囲でマ グニチュード8.3で、20mを超える津波が発生 すると予測されています。実際明和の津波で1 万人近くの犠牲者が出たと言われています。そ れを教訓に私たちはあらゆる災害を想定し体で 覚えていくことです。特に支援を必要としてい る人たち、障がいを持っている人たちや高齢者 などの避難や訓練を真剣に考えていかなければ ならないと思いますが、それについて、中城村 ではどのような支援を考えていますか。 村内 には、地域活動支援センター睦とキラリがあり ますが、そことの連携はどうなっていますか伺 います。 地域とのつながり連絡はどのように なっているか。例えば民生委員、ボランティア や、赤十字奉仕団、婦人会など、その他ですね。

に自主防災組織をつくれとおっしゃいますが、 どのようにつくればよいのかわからない人たち もいて、村がたたき台をつくって指導すべきで はないか。 各字の防災マップを作成する考え はないですか。 に、避難道路の整備について は、各字の自治会長や有志の方々と話し合い、 昔使っていた里道やその他のあぜ道とかそう いったものをマップに記し整備を進めてほしい と思います。 大きな2番目に、老人センターには社会福祉協議会の事務局が入っていますが、床は亀裂が生じ、床の上で少しジャンプをしたらぼこぼこと音がする。職員の話では、床下は空洞になっているのじゃないかとの話でした。建てかえの計画をなされていますか、伺います。 番目に、老人センターが防災マップの中で避難場所に指定されていますが、耐震度調査などを入れて指定をされているのか、以上について伺います。

議長 比嘉明典 村長、浜田京介。

村長 浜田京介 おはようございます。安里 ヨシ子議員の質問にお答えをする前に、安里ヨ シ子議員におきましては、このたび法務大臣表 彰、まことにおめでとうございます。多岐にわ たるボランティア活動、非常に心から敬意を表 します。これからもどうぞよろしくお願いを申 し上げます。

それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをします。

大枠1番の防災計画につきましては、 につきましては総務課と福祉課。 、 につきましては福祉課。 から につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうで大枠1番の防災計画全般につきまして、東日本大震災を経験いたしまして、もうはや3年ということになります。確かにわが村におきましてはないなか危機意識の浸透が難しく、非常に私としているところでありますけれどしてももきしているところでありますけれども、自主防災組織の結成も含めて、来る3月11日にはもう、東日本大震災でも時災に対して意識ではあるための、例えばですから、そういう意味であるいはシンポジウムだとか、おります。対してもいきましては、また総務課であります。詳細につきましては、また総務課

のほうでお答えをさせていただきます。それに 向かって頑張っていこうと思っております。以 上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 安里ヨシ子議員の防災 計画について から 、 、 についてお答え をしていきたいと思います。

東日本大震災から3年ということになります。 弱者についての避難についての、どういうふう な支援をしていくかという御質問ですが、災害 が起きるおそれがある場合に避難準備情報とい うのがございます。それは避難勧告の前に準備 情報を流します。要するに弱者については、避 難に時間がかかるということで。準備情報を流 します。高齢者や障害者、それと避難開始を呼 びかけ、その他については避難準備を求めます。 奥間自治会での避難訓練、去った6月2日だっ たと思います。そのときにも避難勧告を発令す る前に要援護者の家族、自主防災会、避難誘導 班の安全確認の上、要支援者の避難支援を行っ ております。今後の課題といたしまして、福祉 避難所の整備、避難所へ通ずる避難ルートの整 備が必要だろうと思っております。

について、自主防災組織についてですが、 防災に関する住民の責務を全うするため、地域 住民が自分たちの地域を自分たちで守ろうとい う連帯感に基づき自主的に結成する組織であり ます。災害時には、災害による被害を防止し軽 減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等 の活動を行う組織でございます。平成23年度以 降、事務委託者会において必要性の説明を行っ てまいりました。防災会の設立に向け、規約、 組織体制、防災計画、助成金等について勉強会 を行い、平成24年12月9日には奥間自主防災会 が設立されております。

番についてです。各字防災マップについて は作成をしておりません。防災マップについて は各自治会のヒアリングの実施をして、村全体 の防災マップを作成しております。

の避難道路の整備についてです。自治会からの一時避難場所、道路の要望等を踏まえ防災計画に位置づけてないと整備することはできませんので、その辺は検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、安里ヨシ子 議員の質問にお答えいたします。

防災計画の の中で、障害者等についてですけれども、障害を持っている人たちや高齢者の避難については福祉課のほうで要支援者台帳の整備を進めております。支援してくれる人の確保や個々の避難場所の周知を行って、日常的に防災の意識を高めていきたいと考えています。また、村内の老人福祉施設、あるいは障害福祉施設においても避難訓練などの実施をお願いして、日ごろから防災の意識を高めてもらっております。

のほうでは、地活の睦とキラリがありますけれども、両施設とも社会福祉協議会のほうで管轄しているところではあるんですけれども、年間計画の中で避難訓練、避難場所の確認をやって、実際にそういう活動を進めております。

次に のほうでは、民生委員のほうに要支援 者の把握とか、災害時の避難、あるいは安否確 認などの活動を進めていっておるところであり ます。そして赤十字奉仕団や自治会長会へも防 災学習会を現在実施しているところであります。 あと2月も予定しております。

大枠2番の老人センターの建てかえですけれ ども、現在は特に建てかえの計画はありません けれども、修繕箇所があれば対応しているとこ ろであります。

の中では避難場所に指定してはありますけれども、そのための耐力度調査は行ってはおりません。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 幾つか福祉課長の ほうからお答えをいただきましたけれども、も ちろん社協で避難訓練をやっているのを私も見 ておりますけれども、役場の職員が見当たらな いと。社協だけでその避難訓練をやったとして も、システムづくりをやっているのを私は見ま したけれども、社協任せでいいのか。本当にこ の1人が靴をはくのにも時間がかかるし、何を やろうとしているのかというのもわからないし、 いちいち一人一人、どの職員が誰をちゃんと誘 導していくということで、計画も立てられては いますけれども、何せ限られた職員の中で、そ ういったものをやるには大変な労力が要ると思 うんですよ。それで社協の責任というか、管轄 は福祉課ですので、福祉課のほうが音頭をとっ て、そして避難訓練をやらないと前に進めない と、本当に限られた職員であれだけの人たちを 誘導するのに本当に大変です。その場に老人ク ラブの人たちが居合わせれば、その人たちも一 緒に誘導して行かないといけないというものも あって、福祉協議会としては、かかわりが多く 自治会長とのかかわりとか、ほかの施設とかの かかわり、ボランティアとか、赤い羽根募金の 委員とか、評議員とか、そういった人たちも集 めて、議論してそして計画を立てて、ルートも 決めて、そのシステムづくりもしてから避難訓 練をやってほしいと思っております。

自主防災組織をつくれと皆さんがおっしゃっています。もちろん奥間は自分たちでつくっておられますけれども、それが字だけでやるとしたら、やっぱり一過性のものになってしまうんじゃないかと懸念も、あると思うんですよ。だから各字で昔からいらっしゃる人たちも集めて、どこにどう逃げたらいいのか、どこは行きどまりだとか、そういったものも含めて、避難ルート、そういったのを決めてほしいと思うんですけれども、役場の職員も忙しいかと思うんですけれども、各字を回って、ここの有志の方々、

自治会長を含め、それを話し合いをして、また話し合いだけでは何ですので、たたき台をつくってあげて、そこにどういったものをやるという、そういうことはできないのか伺います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。 福祉課長 石原昌雄 お答えします。

そうですね、福祉協議会も福祉課の管轄の分でありますので、当然かかわるべきだというふうに思っています。ただ、現地での訓練とか、それについては現地で十分いる陣容でできる体制をやってもらう。福祉課が何か協力する分はまた連絡をとり合いながらバックアップもやっていきたいというふうに考えております。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。 総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

防災マップについて、村の役割として、村全体を今作成しております。各字の避難道路等については、各自治会、有志の話もございました。各自治会長を初め、有志の方々が自分の地域は自分たちが一番よく知っています。そういう中で避難場所という部分、避難道路という部分を各自治会で考えながら実施もしていただきたいと。そういう中で、村の手助けが必要であれば、村のほうも一緒にやっていきたいというふうに考えております。

組織についてですが、組織についてはこれまで東日本大震災の後、自治会長を中心に要請をしてまいりました。村長も直接、四、五回要請もしております。そういう中で、以前から話しているんですが、北上原、それからサンヒルズ、奥間自治会、その3カ所を説明をして、全体の説明会も事務委託会終了後にやっております。そういう中で奥間自治会が先に手を挙げていただき、規約の整備から事業計画等を含めて3度ぐらい説明会を実施して設立になっております。規約、計画書、たたき台はございます。以上

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

です。

10番 安里ヨシ子議員 やっぱり、各字に 出向いてやるということは、この地域の人たち が地域のことをよく知っているし、それをぜひ つくってほしいと思います。

また、村のほうに障害者とか寝たきりの人とか、その要支援の人たちの名簿を出してくれと言っても出さない人もいますので、個人情報とか何とかということで、だけど各字でやったらできると思うんですよ。どこの誰は寝たきりだよと。どこの誰は障害を持って、知的障害とか身体障害とか、要支援の人たちをよく知っていますので、それの名簿づくりもあわせてこれ、やってほしいと思います。

この前の社協に聞いたら3回ぐらい地震と、 台風と、津波とそういうふうな感じで、訓練を やっているんですけれども、やはり役場の職員 がもっとかかわってほしかったなと思って、見 たら一般の人がそんなにいなかったし、老人ク ラブの人が何名かいたということで、これでは 対応できないと、災害があるときに対応は難し いという、今からだと思うんですけれども、 もっと連携をとって、やってほしいなと思って おります。これは新聞に掲載されているのを引 用するんですけれども、宮城県の石巻市で、大 川小学校で地震発生から津波到来まで50分あっ たけれども避難ができなかったと。それはなぜ かと言ったら、指定されていた避難所が、そこ に隣近所の人たちがたくさん押し寄せて来て、 2時避難先を決めるのに手間がかかったと。混 乱の中で対応がおくれたということで、全校生 徒の7割が死亡したとありました。もう一つは、 岩手県の釜石市では、釜石の奇跡と言われてい るんですけれども、2,900人の児童生徒のうち の死者が5人にとどまったと。釜石では津波防 災教育に力を注ぎ、毎月避難訓練をしていた。 それを見るといかに日ごろの訓練が大切かとい うことがわかると思います。要するに実践です ね。何回も実践をする中でそれが身について

いって、そして災害が起こったときに、自動的 に子供たちはもう頭の中にたたき込んでいます ので、そこにパニックが起きない、そういうこ とになるんじゃないかと思います。それで、こ の地域のネットワークづくりと、その防災教育、 福祉教育が非常に大切だと思っています。福祉 課のほうでもこの前、漁港のほうで講演があっ て、私も聞きに行きましたけれども、この先生 方のお話を聞いていても、地域との連携、それ が大変重要だとおっしゃっておられました。特 にその要支援の人、障害を持っている人たちは 自分が危険にさらされている、そういった感覚 が乏しいわけですよね。それで、そういった人 たちはどうなるのかということを、みんなで討 議して社協任せにしないでほしいと思っていま すけれども、課長、今後、そういった地域との つながり、それをどのように計画しているか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。 現在、要支援者の台帳を確保しているところ ですけれども、今後も確保と同時に、避難場所 の準備、支援してくれる人の確保が一番大事だ ろうというように思っています。そういうとき には、寝たきりとか、障害者もありますけれど も、まず家族の中で、ちゃんと連絡したら避難 をやってくれる人を第一登録しております。そ れから、そこら辺で手が足りないところは民生 委員さんとか、自治会長さんとか、あるいは隣 近所の人が支援してもらえるような情報を今集 めているところであります。そういう形で、今 個人、個人については、そういう対策をしてい きます。組織を挙げての施設については先ほど もありましたけれども、特に社協については障 害者が集まる場所等々もありますので、その訓 練のあり方も福祉課も一緒に検証していきなが ら、その避難ルートについても福祉課も一緒に 検討を加えながらより迅速に対応できる体制を 整えてまいりたいと思います。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 福祉課が一歩踏み 出していることに対しては、私は非常に喜んでいて、今こういった質問をしないといけないなというようなことを感じました。

そこに参加者がちょっと少ないかなと思いはしましたけれども、やっぱり危機意識がないのか、取り組みが遅かったのかということはわかりませんけれども、村民の危機意識がいまいちと言うか、ないような感じを受けて、ぜひとも村を挙げて、村長さんもおっしゃっていましたけれども、村を挙げて防災教育に取り組んでほしいと思います。この前の講演の中で、平時に支え合い、災害時に助け合える地域を目指してということでの研修会でした。この先生方がおっしますよというお話でしたので、防災教育に取り組んでいて、防災に対する意識を高めていく必要があると考えました。非常にわかりやすい講演でよかったなと思っております。

この防災マップですけれども、これいろんな 津波とか、いろんな災害がありますので、何を 根拠にやっているのかわかりませんが、その避 難場所、これ津波の何メートルを想定してつ くってあるかお答え願います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 津波については、レベル1、レベル2というのが定められています。レベル2については、下地区については5メートルの地区については浸水する可能性が出てきます。そういうことで、レベル1については30メートルの地点まで防災マップのほうでは線引きをしております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 それで、避難場所の件ですが、吉の浦会館とか、村民体育館、北浜なんか北浜の公民館なんですけれども、これで大丈夫なんですかねと思って。台風時にはよ

ろしいんですけれども、そこに避難しても。この大学の先生も、津波は沖縄にも来ると考えられるということで、書いてありましたので、もし津波が来た場合に、やはり北浜のその避難はどこにするかとか、久場とか、もう海抜1メートルぐらいですよね、久場なんか、1メートル、2メートル。北浜もそれぐらいだと思うんですよね。ゼロメートルという話もありますけれども、そこは津波を想定してはないんですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。 総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

今レベル2の避難指定場所が赤になっています。赤は上地区、南小学校、それから北上原分校跡地ですね。それと登又公民館、新垣区民館、北上原区民館となっております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 久場と泊については、また改めて防災計画を、電力もありますので、それはまた改めて皆さんで考えてほしいと思っています。久場は2メートルか、1メートルぐらいしかないと思いますので、津波に対応するには、非常に難しいと。特別にというか、電力も含めて特別につくってほしいと思っております。

老人センターのこの床、亀裂が入っているとかぼこぼこするとか、そこのところを見たことありますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。 福祉課長 石原昌雄 お答えします。

老人センターの亀裂については、以前から亀裂の要素があります。調理実習室のところのほうにラインが入っていて、上のほうはカーペットがずっと敷かれていまして、少しずれているなという部分で確認をしております。床等については年数が結構いきますから、やっぱりあっちこっちぼこぼこしているというふうに聞いております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 老人センターって、要支援者の集まるところですよね、安全な場所、安心の場所でなければいけない状況ですけれども、もし津波は向こうは20メートル以上はあるというから上のほうに逃げればいいかなと思ったりはするんですけれども、もし地震があったときに課長さん、どうしますかね。亀裂が生じて、ぼこぼこしているところ、全部落ちるんじゃないかと私は思いました。そうしたら下の、障害の方たちはどんなふうに逃げるのかなと、やっぱり地震も想定して、ぜひともこのまた耐震度調査を入れて、建てかえの必要性があるかどうかを確認してほしいと思いますが。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。 福祉課長 石原昌雄 お答えします。

老人福祉センターの建物自体が結構長くはなるんですけれども、今、具体的な建てかえの計画はありません。村の全体の中での建てかえの計画の中に入れてもらえればというふうなことで取り組みをしていきたいというふうに思います。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 宮城県とかそこら 辺のことも頭に入れて、ぜひともこの老人センターの建てかえを考えていけたらと思います。 もう本当に喫緊の課題じゃないかなと、前から 亀裂が入っていたらなら、余計危機感を持って、建てかえもしてほしいと思います。早目に耐力度調査を入れてほしいと思います。 備えあれば 憂いなしですので、建設検討委員会なんか立ち上げる必要があると思いますが、それについての見解を。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 それではヨシ子議員のほ うにお答えいたします。

まず、基本的に大変厳しい御意見だとは承知 をしております。老人センターよりも、この役 場のほうが建物は古いです。雨漏りをしていま す。現実的に、今うちの村において庁舎関係においては役場庁舎、老人センターが一番古いです。そういう面において、庁舎検討委員会のほうも今現在走らせていまして、基本計画等についても実施をしておりますので、その計画の中で老人センターと、そのものの機能を総合的にできないかどうかというのを今後、検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 村のほうとしてい ろいろあるとは思うんですよ。今までの議会な んかで、いろんな運動場の計画とか、サッカー の受け入れとか、クラブハウスの建設とか、 いっぱいあるのはわかりますよ。だけれども、 役場も古いとおっしゃっていましたけれども、 こちらはみんな健常者ですので、逃げようと思 えばどうしても逃げられる。だけど、障害を 持っている人たちをどうするのかということが、 今度、県のほうでも障害のある人もない人もと もに暮らしやすい社会づくりという条例を決め たわけですよね。それも頭に入れて、私たちは 中城でどう実践していくのかということも考え てほしいと思います。もちろん庁舎も私たちの、 小浜課長ですか、元のあの人が結婚式を庁舎で 挙げたときからですので、もう何十年もたって います。ホールですよ、結婚式場のホール、も う古い人間ですので私たちは、もうおさらばか なと思ったりしているんですけれども、あの ホールに入れきれず、いっぱいで行ったのを頭 に鮮明にありますけれども、やはり今の社会福 祉協議会のこの施設というのは、下のほうにあ りますよね、半地下。あれは婦人会事務所とか、 私も長いことやっていましたので、婦人会事務 所とか、もうみんなお下がりですよね、あるだ けでも幸せかと思ったりしますけれども、ぜひ とも、村民に見える施設、障害者を白い目で見 るような傾向もありますので、本当に睦とかキ

ラリとか、そういったものが村民に浸透して、 村民ともに暮らせる社会づくりとは何なのとい うことをやっぱり子供たちにも問いかけもして、 ぜひともこの条例が生かされるような村づくり、 まちづくりをお願いしたいと思います。これで 質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩(10時41分)

再 開(10時50分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて13番 仲村春光議員の一般質問を許し ます。

13番 仲村春光議員 おはようございます。 議席番号13番 仲村春光です。通告書に基づき まして一般質問をさせていただきます。

大枠1番目、広域火葬場建設について。

中部南地区(宜野湾市、北谷町、西原町、中城村、北中城村)の5市町村で建設を目指している広域火葬場について、候補地を中城村内の1カ所に絞ったとの新聞報道、これは沖縄タイムス12月7日付がありましたが、中城村に決定することになるのか伺います。本定例会の初日に行政報告が村長からございました。その中で11月25日に中部南地区火葬場斎場建設首長会議が宜野湾市役所で構成市町村の首長の会議が行われ、今後の方向性を協議したとの報告もありました。そこで、中部南地区火葬場斎場建設検討委員会で協議されたのはどこまで進んでいるのか、今後どのような協議をしていく予定なのか伺います。

大枠2番、村道整備と橋梁の維持管理について。

村道城跡線の工事の進捗状況と村道若南線 道路改良整備の取り組みについて伺います。今 年8月8日に若南線改良整備の地権者への説明 会も実施されています。その後に、都市建設課の行ったことの進捗状況を伺います。 村内の橋梁の維持管理はどのようになっているのか。以前に橋梁の点検整備が計画されていましたと思いますが、その結果を伺います。 法定外公共物、里道の管理はどのように取り組んでいくお考えか伺います。以上、御答弁よろしくお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲村春光議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては詳細は企画課の ほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番は、都市建設課のほうでお答えをさ せていただきますが、私のほうでは、大枠1番 の広域火葬場の建設についてでございますが、 今議会も、去った議会、あるいは議会中でも定 例議会中にもお話しはさせていただいていると 思いますが、中城としましては総論賛成で、各 論も賛成だということで、大いに火葬場・葬斎 場は必要なんだということで進めてまいりまし た。検討委員会を重ねながら事務方で協議を重 ね、そして3カ所に候補所を絞り、そして最終 的に検討委員会の中で中城の1カ所に絞りたい ということがあって、11月25日に私ども5市町 村長が集まって、その検討委員会から上がって きた中城の候補地をどうするかということで話 し合いを持ちました。その中でいろんな点数を つけた条件面だとか、いろいろありましたけれ ども、中城のこの候補地が一番いいだろうとい うことで、どちらかと言うと私のほうが中城が 受け入れる側ですので、中城さん、大丈夫です か、みたいな意味合いもあったかとは思うんで すけれども、私どもとすると、これは場所がど こになろうが必要なものだということが最初か らありましたので、検討委員会で絞られた地域 については、じゃあ私どもでやっていきましょ うということで、その中では方向性が決まった ということです。 1つの候補地に絞って、じゃあここで建設できるかどうか。それをまた一緒になってやっていきましょうということが決まったということで新聞報道にもあったとおりでございます。これから手順を踏んでしっかり地権者の問題、地域の問題、いろんなコンセンサスも得ながら粛々と進めていきたいという方向性が決まったということは、今議会でも報告はさせていただけると思います。今後につきましても詳細は企画課のほうからあると思いますけれども、今後もしっかり中城はイニシアチブをとって推し進めていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

広域火葬場建設地につきましては、今村長から答弁があったとおりでございます。今後、地権者並びに地域の説明会等を進めながら地元の合意、施設規模、事業費の精査、財源の確保など詳細に検討を重ねた上で計画地の最終決定ということになると考えております。

次にですが、建設検討委員会での協議の進捗 状況でございます。建設検討委員会の設置目的 としましては、1つ目に火葬場・斎場建設に関 する諸計画の立案等に関すること。2つ目に建 設候補地の選定に関すること。3つ目に火葬炉 の選定に関すること。4つ目に建設後の管理運 営方針等に関すること。以上の4つでございま す。1番目の火葬場・斎場建設に関する諸計画 の立案等につきましては、本年7月末に基本構 想、基本計画を策定しております。2番目の火 葬場・斎場建設候補地につきましては、先ほど 村長から答弁があったとおり進んでおります。 今後、計画候補地が決定した場合には火葬炉の 選定、あるいは管理運営方針等を検討するもの と考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 仲村春光議員の大 枠2の村道整備と橋梁の維持管理の から に ついてお答えします。

の城跡線の進捗は25年12月末で土地買収が85%終えています。工事の進捗としては40%進捗し、平成28年度完成を目指しています。それと村道若南線の進捗については、現在90%の同意を地権者よりいただいています。平成26年度より、実施設計と用地測量を行ない、平成27年度より用地買収を進めてまいります。

について、平成24年度橋梁の点検を実施しました。今年度はその点検に基づき橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。今後はその計画に基づく修繕を実施してまいります。

について、村には多数の里道、水路敷が点在しており、通常これらの法定外公共物について、維持管理上の機能回復や整備を村が行うことは基本的には行っておりません。しかし、災害対策避難路や必要な排水路整備をしていくように、今後法定公共物を有効に活用していくことも視野に入れて計画しなければならないと考えられるが、通常は整備については受益者の負担により法定外公共物加工承認申請書の許可を与えています。ただし、不法な占用や使用等により本来の里道の機能を阻害している場合には、管理者として指導を行っているところです。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 ただいま村長からも、それから各課長からも答弁ございましたけれども、1点目から順を追っていきたいと思いますが、広域火葬場建設については、これは 、 。あわせての質問となると思いますのでよろしくお願いします。

建設検討委員会で構成市町村から15の候補地を選出して、その中から3候補地へ絞り込み、さらに1カ所に絞り込んだと。その1カ所が中城村内の候補地となったということですね。絞り込まれた候補地はどこですか、今の段階で建

設場所公表できるか。特定の場所でなくてもそれは答弁できますか。公表できますか、

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

御承知のとおり、実は候補地が絞り込まれたという段階でございます。決定ではございませんので、決定は当然地権者の同意、地域の同意、コンセンサスが必要になります。ここで、場所がここだということになりますと、その手順が逆になってしまいますので、まずその手順を踏ませていただきたいということでお察しいただきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 手順の都合で公表は できないというふうな答弁でしたけれども、私 も含めてほかの方々も新聞を拝見して、それで 中城村に決定したというふうな感を受けている んじゃないかなと思いまして、皆さんは首長、 あるいはそれと検討委員会の皆さんは場所はわ かっていると思います。ただ言わないだけで、 それわかっていると思いますけれども、だから その候補地はいわゆるこの火葬場、それと斎場 も一緒で、斎場建設もできるような状況になっ ているのかどうか。これは検討委員会の皆さん、 あるいは検討委員会でも構成市町村ですので、 その市町村の中での協議の結果、こちらがいい というふうになったと思うんですけれども、そ れが総論、各論も村長は中城村がいいというふ うなことが答弁されましたけれども、私も総論 としては近くにあったほうがいい。これは誰し もが火葬場お世話になるわけですね、一度は。 これはお世話になるわけですから、近いほうに あったほうがいいと思いますけれども、それで 建設場所のところが、地元になりますと、やっ ぱりいろんな懸念される要素が出てくると思う んですね。それで皆さん、どこになるのかなと いうふうな関心を持っていくものだと、そうい うふうに思います。それで、今の段階で公表で

きますかということをお聞きしましたけれども、公表できないということでありますので、そうしますと1の質問もこれで終わってしまうのかなと思うんですけれども、でも検討委員会はまだあるわけですから、検討委員会の件について何っていきたいと思いますが、建設検討委員会で各市町村から15の候補地が挙がっていたというふうに答弁されましたので、この候補地、各市町村ごとの候補地はどうなっていたのか、その内訳は公表できますか。例えば宜野湾市、北谷町、西原町、中城村、北中城村のこれ何件、何件で、それで中城村は何件入っていたのかが知りたいので、その件をお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず、北谷町が2候補地です。北中城村が2候補地、西原町が1カ所、宜野湾市が6カ所、本村が4カ所を候補地として挙げておりました。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 各市町村の候補地が挙げられましたけれども、中城村は4候補地ということになりますと、結構中城村には候補地がたくさんあったわけですね。この面積も狭い中。それだけ皆さん検討委員会が中城村に建設してもらいたいということのあらわれかなとも思いますけれども、この件はじゃあ、中城村に絞られた要素、あるいは条件とはどのような点が評価されて、最初3点に絞られましたね、その3点はこの中のどこどこだったのか、これも御答弁お願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

3 候補地につきましては、本村から 2 候補地、 北中城村から 1 候補地でございました。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 中城村は2候補地だったということですけれども、この2候補地

から 1 候補地に絞られたということでありますが、その場所は特定に場所は聞きませんから、住宅地から離れたところですか、それともまた住宅地が近いか、あるいは高低差があるところか。候補地を引き出そうということでないですので、住宅地から離れているのか、それは山手のほうなのかということでいいと思いますので、その辺を。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

そもそも候補地を挙げたものも、もちろん住 宅地からはなるべく離れていて、それでいて土 地が生かされるものですね。地主さんにとって、 今現在、ほとんど使われているような状態では なくて、ということは今回、その火葬場・葬斎 場建設ということになりますと、もちろん土地 の買い取り、借地にしろ、この地主さんのメ リットになるという部分をまずい 1 点目に考え ました。そしてその地域がそれによってもちろ ん大きな影響を受けないということが、それが 1つと。そして一番大きなものは、火葬場だけ ではなくて、葬斎場を必ずやりましょうという ことで企画のほうにも話をしていたんですが、 運営形態は別にしまして、やはり中城は特に自 宅での葬斎が多いものですから、やはり負担が 非常にきついものがあると、最近では地域の 方々もお昼にいらっしゃるという方は高齢者の 方が多いですから、やれ準備するものも、地域 で準備していきますので、非常に負担が多いと いう話をもうあっちこっちからよく話を聞いて いたもんですから、その負担を軽減する意味で も中城で葬斎場も持ちながら、これは村が運営 という意味ではなくて、葬斎場があって火葬場 があるということは住民の負担の軽減にもなる んじゃないかという考えから候補地を挙げさせ ていただいて現在に至っております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 村長の答弁からしま

すと、やっぱり私もそれは同感のような気がし ますね。火葬場だけじゃなくて、隣接して葬斎 場も建設するとなると、皆さんこういうのはい い考えじゃないかなというふうに思っていると 思います。今、南上原に相当の高層アパート、 マンションとかできていまして、その家庭で葬 斎をやるというのがもう少なくなっております ので、葬斎場が併設されるということになりま すと、地域にとっては歓迎されることだと思い ますね。今、その利用される方々は遠くまで、 南は豊見城、あの辺まで。あるいは北は、うる ま市、それよりもまだ遠くまで行ったという話 もよく聞かれますので、近くにあると皆さん喜 ばしいことだと思いますが、ただ候補地の件で、 地権者とのこれからの協議があると思いますし、 地権者あるいは地域住民との協議も必要になっ てくると思いますので、そこのところは頑張っ ていただきたいと思いますけれども、じゃあ、 検討委員会の進め方ですけれども、今後地権者 及び地域の説明会、地域の合意を得ていく計画 とのことですが、まず地権者への説明会から始 まると思いますけれども、日程等を今考えてお りますか、それともまたこれが説明会も終わっ て、最終決定はいつごろになるのか、それをお 伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

新聞にもこのように報道されていますので、できる限り早い説明が必要であるというふうなことで認識はしております。年明け、あるいは2月、遅くても3月、年度いっぱいには説明をしていきたいと考えております。

来年度中には候補地の決定には至るものと考えております。ただし、地元の合意が優先ですので、地元の合意があって初めて計画候補地の決定というふうなことになります。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 それでは、これを聞

くのはちょっと早いかなと思うんですけれども、 新聞には当初は2015年度を目指していたが、 2017年度以降にずれ込む見通しであるというよ うな報道をされておりましたけれども、建設計 画予定年度は何年度になるのか、稼働時期は検 討委員会で協議されたか、されたと思うんです けれども、それで新聞もこう書いたと思うんで すけれども、確認のためにその点をお伺いしま す。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

計画候補地の決定につきましては、来年度中にはというふうなことで先ほどお答えいたしました。27年度につきましては、一部事務組合の設立、それに向けて、それと用地取得、あるいは基本設計、測量及び土質調査の予定でございます。さらに平成28年度は都市計画決定、実施設計を予定しているところです。それから29年度から造成工事を始めまして建設工事を開始し、平成31年4月の供用開始の予定でございます。当初平成29年4月というふうなことで予定はしておりましたが、平成31年4月になる見込みでございます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 やはり相当な年数を要するわけですね。そうしますと、私たちもそこにはいないと思いますけれど、火葬場につきましては、候補地の近くの住民にとっては関心のある問題だと私は考えますが、建設には総論は賛成でも自分の住んでいる近くには建設はしてほしくないと思う方もいるかと思いますけれども、私だけでしょうかね。ですので、今後当局は村民に対し十分な説明をして御理解をお願いしなければならないと思いますので、その点はぜひ、斎場までの実現をして頑張っていただきたいと思います。この件はもう、答弁はこれ以上は引き出せないと思いますので、この件につきましては終わります。

次は、2点目の村道整備と橋梁の維持管理に ついて再質問いたします。

村道城跡線につきましては、課長が答弁したとおり順調に工事が進んでいると思いますので、この件はいいと思いますけれども、ちょっと聞かせてくださいね、土地の買収も、もう85%の進捗状況であると、あと15%の土地がまだ買収を終わっていないということでありますので、そこを頑張っていただけると思いますけれども、15%この方々の買収は可能かどうか、またあと1件、一部の箇所で地権者の言い分があったところがありましたけれども、その箇所は工事に支障がないのか、迂回してやるというような話もあったんですけれども、これは解決済で、この件はスムーズよくいくのかどうか、それだけお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

用地については2名の相続権の問題でまだとまっている部分があります。いずれにしても相続に関しては、今関係者を全部集めて早目にできるように努力しています。それと、最後のほうの上のほうの地主と法線の問題でトラブっているところがありますけれども、その件については今回、詳細設計の変更設計をやっていますので、その辺で取りつけをしていこうと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 じゃあ、城跡線につきましては、進捗状況もよい状況でありますので、そちらは省いていきまして、村道若南線の改良整備について伺っていきます。今年の8月8日に地権者への説明会を新垣公民館で行っていましたけれども、あのときは出席者が少ないように感じましたけれども、地権者の何パーセントぐらい出席していましたか、わかりますか。議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 公民館の説明会で

は53%集まっていました。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 そのときには53%、じゃあそのときに同意やられた方々も結構おりましたので、課長は先ほど答弁では90%が同意をしていらっしゃるということでありますので、ということは説明会の後に個別に、その地権者を訪問して、同意書を得たということになりますよね。同意書がまだの地権者はあと10%。改良整備に反対ではないと思いますけれども、残り10%の同意を得られる可能性はあると課長は考えておられますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

地権者が42人いまして、38人の同意を得ています。あと4人残っていますけれども、1人は所有者がわからないと、行方不明。子供たちはいます。それが1人います。あと2人については潰れ地の面積が出てから判こを押すというふうに言っています。もう1人は近いうちに土地を譲るから、その譲った方に同意をもらってくれというのが、今の印鑑の4名の印鑑漏れです。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 そうしますと、あと 10%にちょっと問題のところがあるような気は しますけれども、でも、このまだの4名の方に 反対ということではないですよね。 反対とは 言っていないわけですから、課長、あるいは職員の皆さんが、お話てくれれば同意するのはもう、これ可能性はあるわけですね。ありますね。 答弁よろしいです。

それでは、皆さんはぜひ十分説明して、これは100%同意が得られなければ事業は進められないという事業だと前に聞いておりますけれども、こちらもそうなんですか、新川線の場合もそうでしたけれども、その点こちらも今の段階で事業を進められていけるのか、説明した事情

のある方々の、これ説明すれば事業を進められ ていけるのかをお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路整備については、今国・県の補助をもらってやっていますけれども、国のほうとしても基本的には100%同意をもらいなさいというのが基本ですので、あと4名については次年度、来年度の補助金交付申請までには同意をもらってですね、補助金交付申請をしたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 これは平成26年度より実施計画と、用地測量も計画しているということでありますので、課長の指示のもとで担当職員は全力を尽くしていただきたいと要望いたします。前回の新川線のように延期になったら期待していた村民もがっかりすると思いますので、頑張ってください。課長、あなたならきっとできますので。この件は以上で終わりまして、次に進みます。

の橋梁の維持管理について、この橋梁の調査については先ほども答弁ありましたけれども、 平成24年に橋梁の点検を実施して、今年度はまた橋梁の長寿命化修繕計画を作成していると、 最中ということでありますけれども、その計画に基づいて修繕を実施すると、課長が答弁しましたので、そこで次の点を伺います。策定は現在でき上がっているのですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 整備計画はできて います。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 この橋梁の件について伺いますけれども、中城村には高速道路が走っていますけれども、その高速道路の上には橋がかかっているところがあります。その橋の点検ももちろん対象になったと思いますが、間

違いないですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

中城村には57橋の橋がありまして、高速をまたぐ橋は4橋、2橋が車道、2橋が歩行者専用の橋です。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 私もそれは承知しています。高速道路にかかっている橋は、車両が通れる橋2本、それと歩行者専用の橋が2本、これは私も見ておりますけれども、それで車道としての橋は大丈夫だと思うんですけれども、この歩行者専用の橋、2本、今後どのように管理していく考えなのか、これは山川橋と、石畳橋というふうに名称もつけて地元の方々が利用しておりましたけれども、現段階ではどのような状況になっていますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

山川橋と石畳橋について調査は行っていまして、この橋は昭和62年度に村のほうに帰属され維持管理をしていますがNEXCO西日本沖縄高速事務所からも再三にわたって耐震補強工事をお願いされているところです。しかし、単費で2つ橋を補強するのに2,200万円かかることから改善できない状況であります。村としてはこの2橋については、現場状況からも地域住民等が使っていない、利用していないと思慮されますので、今後は地域住民等とも話をして、将来の維持管理をかんがみても必要がなければ撤去していけたらなと思っております。以上です。

13番 仲村春光議員 今かかっている歩道 橋は、1カ所は余り使用されていないという、 私もそこを通るたびに見ているんですけれども、 またそういう状況にありますね、使っていない ような状況です。課長が言うように老朽化して、 あと地震、先ほどもありましたけれども、琉大

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

教授が沖縄にも大規模な地震が発生すると想定 している方もいらっしゃいますので、地震が あった場合にこの橋が持つかという懸念されま すので、使用しなければ撤去してもいいかなと 思うんですけれども、1カ所は私はちょっと調 査に行ったんですけれども、石畳橋、あのほう は付近の住民の方が、時々私たちそこを利用し ているよと、そこにつながる里道があるんです けれども、その里道も草刈りもやったりしてい るというふうな話をしておりましたけれども、 だからそこは、村がどういうふうにやるのか、 ちょっとまだはっきりしていないということは 伝えたら、できれば残しておきたいというふう なあれですので、両方で2,200万円、1カ所で 1,100万円、これだけの予算をつぎ込んでそれ で住民が有効に利用できるのか、あるいはまた こんなたくさんの金を使うんだったら撤去した ほうがいいと考えるのか、そこのところが ちょっと微妙なことなんですね。あったものを 撤去するのか、それともまた利用しているのを、 これからそのまま利用させるのかの考え方なん ですけれども、たくさんの方が利用していなく ても、これだけ予算をつければこれからも利用 できるとなれば、それは残したほうがいいん じゃないかなという気もしますけれども、そこ のところは私だけの考えではなく、そこの地域 の住民の方々にもよく説明して、それでこうい う状況になりそう。よそのことを言わなくても いいですよ。あなた方ずっと使用するとか、使 用されていますかというふうなあたりの、よく 調査して、話し合って、それで決定していただ きたいとそういうふうに思います。なくなった ために不便を感じたということになると、また 新設というのは到底無理だというように考えま すので、そこのところはよく相談してください。 その件は以上で終わります。

次に、法定外公共物、里道の管理についてで すけれども、課長もいろいろ答弁されましたけ れども、今里道にはいろいろ状況が異なったと ころが結構ありまして、私が質問したいのは、 今、不法占用というようなもんじゃないんです けれども、使われていない里道を地権者が無断 というか、前からそういうふうに利用している 方々がいますけれども、そこのところはやっぱ り、今使っていないわけですね。例えば新築の 道路に両方切られて、そこだけ残ってしまって、 両サイドに自分の土地があってというふうな、 そういう状況のところが結構、多々見受けられ ますので、そこのところを、隣の地権者に払い 下げるという方法、そういうふうにも考えられ ることもないかと思うですけれども、そういう ことの考えはどうですか、払い下げて、そうし ますと払い下げれば、今里道は税金は入ってき ませんね、それを地権者に払い下げると、固定 資産税も入ってくるし、そこにまた家が建てば また税金もあるし、土地の有効利用としていい じゃないかと思いますけれども、課長、その点、 どう考えておるかお聞かせください。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(11時30分)

再 開(11時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

法定外公共物は平成15年度から役場のほうで管理を引き継いでいます。その中で、今の質問の中で払い下げのできないかという質問ですけれども、それについては接道している部分の地権者の同意と、あとは自治会長の署名、印鑑等があれば払い下げをして普通財産に戻して売却すると、売却する場合はもう総務課のほうで手続をしますので、払い下げはできます。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 その里道は国から村

に委譲されたその後、売却された例もあります か。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(11時31分)

再 開(11時32分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

里道払下げはあります。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 事例もあるようですので、事例に沿って地権者の方々もぜひ必要であれば、そういうふうにすると思いますので、地権者の方々もそのような事情を知らない方も結構おりますので、役場にこういう相談が来たら、そういうふうに対処していただきたいと思います。

最後にまとめとして、広域火葬場建設についてと、村道整備並びに橋梁の維持管理の大枠 2 点を質問してまいりましたが、広域火葬場建設の件につきましては、村からの説明の前に新聞で報道されてしまいました。多くの村民がこの報道をごらんになって関心を持っているものと私は思っていますので、先ほど申し上げましたが、村は住民に対して、十分な説明をして進めていただきますよう、要望をいたします。

村道整備と橋梁の維持管理の件については、 城跡線の工事は平成28年度完成を目指して頑 張っていただきたいと、こういうふうに思いま す。若南線の改良整備については地権者の同意 も100%得て、来年度事業着手できるような要 望をいたします。

最後に、今年の3月定例会で私が提言いたしました北上原旧分校の広場を北上原自治会へ管理させていただきたいというふうな要望をいたしました件についてですけれども、認めていただきましてありがとうございます。区民にかわ

りまして、私から感謝を申し上げます。

またそういった都市建設課の計らいで段差のあった場所に土を入れて整地していただき、広く利用できるようになりましたので、あわせて感謝申し上げたいと思います。欲を言えば芝生までお願いしたいというふうに思いますけれども、そうしたらもう皆さん本当に喜ばしいことでありますけれども、この辺はよきお計らいをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります

議長 比嘉明典 以上で13番 仲村春光議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩(11時34分)

再 開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 こんにちは。たっぷり休養して、腹いっぱいだと思うんですけれども、またしばらくおつき合いいただきたいと思います。6番、與那覇です。これから一般質問、通告書に基づいて行ってまいりたいと思います。まず、職員定数について。

過去10年間の職員数の推移はどのようになっているか伺います。 村の定数条例では、定数138人となっており、その中で村長の事務部局の職員97人、公営企業7人、教育委員会12人、学校その他の教育機関19人とされているが、今年4月1日付の資料では職員数115人となっている。現在上記各事務部局に何人の職員が配置されているか伺います。 部局によっては条例の定数とかなりの乖離があるがその整合性についてどのように考えているか伺います。

2点目ですね、新聞等最近の報道から2点ほど質問いたします。

まず1点目が字誌づくりについて。イ、各地

域で盛んに字誌が発刊されているが、村内では 何力所で発行されているか。ロ、各字にはそれ ぞれの長い独自の歴史があり、できるだけ早目 に正確な記録を残す必要があると思われるが、 当局はどのように考えているか。八、読谷村に おいて5つの団体の記念誌づくりに基金から計 331万5,000円を交付したとの報道があるが、本 村においても字誌づくりに助成金を出しバック アップしてほしいと思うがどのように考えるか。 2点目ですね。シルバー人材にセンターについ て。昨年11月に設立され1年を経過したところ だが、現状など踏まえ来年に向けてどのような 活動を期待しているか。ロ、施政方針の本年度 の重点施策に中城村シルバー人材センターに補 助金を交付し、シルバー世代の生きがいづくり に寄与しますとしているが、行政としてどのよ うなバックアップを考えているか。以上、簡潔 な答弁を求めますが、特に数字関係があります ので、ゆっくりと丁寧な御答弁をお願いいたし ます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課のほうでお答 えをさせていただきます。

大枠2番の は生涯学習課、 につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠2の シルバー人材センターについて、通告書にもありましたとおり、私の施政方針の重点施策の1つでございますので、もちろんこれからもしていりと自立できるような形で支援をしていきたいなと思っております。金銭的な部分云々ではなくて、本当に生きがいづくりになり、そして地域の活性化につながるようなそういうシルバー人材センターになってほしくて、私どももし、たがりと支援をしていくつもりでありますし、ただ一つ心配なのは、今後気をつけなくちゃいけ

ないのは、民業の圧迫、あるいは雇用の妨げと 言いますか、そういうことにならないようなバ ランスをとりながら、しっかりと関係機関と連 絡をとり合いながらやっていきたいなと思って おります。詳細につきましては、また担当課の ほうでお答えをさせていただきます。以上でご ざいます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 與那覇朝輝議員の職員 定数についてお答えいたします。

平成25年から過去10年間、職員の推移ですが、 平成16年が133人がピークとなっております。 その後、平成19年度が114名、平成21年から115 名ということです。平成25年まで推移をしてき ております。

2番の定数条例との人数になりますが、村長部局で派遣職員も含めて86人、公営企業が5名、教育総務課が教育長、主幹を含めて8名、生涯学習課が6名、その他、学校その他職員が10名となっております。

番の定数条例との乖離についてでございますが、定数条例との開きについてはその原因が中城村の集中改革プラン、平成17年から平成22年度まで定数管理によって職員の削減が行われてきた結果であります。類似団体との比較についてですが、平成21年に類似団体との比較をしてございます。マイナス25.43人となっております。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 それでは字誌づく りについての質問に答えていきたいと思います。

まずイ、現在中城村で字誌が発行されている字は平成20年に作成されました津覇の1件であります。次に口ですけれども、教育委員会でも各字の歴史を知る上で大変重要だと考えております。戦前の歴史、戦後すぐの歴史を知る方々の元気でおられるうちに記録を残さないといけないと考えております。生涯学習課では字誌で

はありませんが、本年度より文化財悉皆事業ということで各集落のあらまし、名所、旧跡、祭祀、戦前の屋号等を調査しまして、今冊子を作成中であります。本年度は泊が完成する予定であります。

続きまして八であります。冊子を作成するに は多くの予算が伴うと思います。助成金が出せ るかどうか、財政とも協議しながら検討してい きたいと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、 お答えしたいと思います。

シルバー人材センターについてですが、大枠 2のイと口は関連しますので一括して答弁させ ていただきます。当該センターは平成24年11月 15日設立し、活動しています。平成24年度3カ 月間ですが、決算額は収入支出、それぞれ84万 2,182円で決算されております。今年度も順調 に活動を行っておりまして、10月末現在、受注 事業収入の当初計画の201万9,000円の81,5%、 164万6,226円で順調に推移しているところであ ります。次年度も引き続き会員拡大を初め、当 該センターの目的である高齢者の生きがい、働 く喜び、健康維持、社会参加、福祉の増進など を地域社会の活性化や環境整備に寄与し、自主 経営を目指すことを村としては期待していると ころであります。村は当該センター事業を支援、 これまで公共施設の無料提供、補助金の交付、 活動助言、それから公共施設の維持管理、見積 もり等のあっせん等を引き続き行ってまいりた いと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 順を追ってちょっと 確認等をさせていただきます。

先ほど、16年が133名、17、18も133名という ことでよろしいですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 CC器芯典 お含えいたします。 平成17年、122名です。平成18年度が115名。 すみません、以上となっています。平成19年、 114名です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 全部埋まりましたですけれども、ピークが133人ということで、これが過去10年では一番多かった。それから一応係数の確認、先ほどちょっと申しましたけれども、この事業部局というのが公営企業というの以下、現在の課とどういうふうに対応しているかちょっと説明いただけますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 公営企業は水道、上水 道の部分です。以前は施設係と庶務係というの がございました。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 すみません。質問がちょっと舌足らずでして、下の教育委員会、学校その他の教育機関も含めて、どういう課で構成しているかお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 学校その他ということですが、以前、学校事務職員、用務員等が図書館司書という部分で職員が派遣されておりました。その他の部分で共同調理場がございます。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ちょっとよく聞き取れないというか、意味がわかりにくいんですけれども、教育委員会というのは、教育総務課と津覇、中城の幼稚園という解釈になりますか。そういうちょっと細かく、学校その他の教育機関というのは生涯学習課、その他だと思うんですけれども、答弁お願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 先ほどの答弁で抜かし ている部分がございます。幼稚園ですね、その

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。 他の部分に幼稚園も入っています。学校、その 平成17年、122名です。平成18年度が115名。 他の部分です。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(13時44分)

再 開(13時44分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 比嘉忠典 答弁いたします。

公営企業、上水道係になります。上下道課には上水道の部分と、下水道の部分がございます。下水道は村長部局に入っています、2名です。教育委員会、事務局が教育長、主幹を含めて8名。生涯学習課6名、あと両幼稚園に2名ずつ4名、給食センターが6名です。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ちょっと、先ほど村 長からありましたように、公営企業は何課。こ の教育委員会は何と何、という説明をいただけ れば、学校その他教育機関はどことどこと、そ うすれば自動的に数字は出るはずですので、今 の場合、公営企業は上水道、水道のみですね、 下水は入っていないということで5名でいいん ですけれども、教育委員会は教育総務課と、生 涯学習課を加えるということですか、そしたら また合わなくなりますよ。先ほどの現在の配置 の人数と合わないんですけどね。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 教育委員会の部分です ね、教育総務課、生涯学習課の2課になります。 合計24名になります。教育総務課8名です、教 育長、主幹を含めて。生涯学習課6名、それと 学校その他で10名です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(13時48分)

再 開(13時51分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 一覧表でつくれば 手っ取り早かったかと思うんですけれども、職 員名簿というのがちゃんとありますので、すぐ わかると思って、こういう質問になりましたけ れども、それからしますとこれは定数条例とい うのを下回っているということで、これは人件 費等の圧縮といういろんな観点からいいと言え ばいいことですけれども、この条例には定数 138人となっておりますよね。これ以下という ことが文言ないんですけれども、この表現自体、 定数138人ということで今の現状と問題はない のかどうかお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。 総務課長 比嘉忠典 お答えします。

定数条例の138名ということについては上限 だというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 議員にせよ、何にせ よ、上限が定められて、それ以下であれば、こ れはいろいろ当時の流れで問題ないという解釈 だと思いますけれども、それはそれで結構だと 思いますけれども、類似団体の話が先ほど出ま したけれども、類似団体、いろいろ人口規模、 財政規模であると思うんですけれども、西原町 の定数とか、与那原町の定数とか、資料を持っ ていたらお願いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。 総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ただいまの質問の西原町、与那原町について は資料は持ってございません。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 通告というのは別で すので、実際にこういう資料も本当はこの議場 には持って来ていただきたいと思うんですけれ ども、なければ結構でございます。

今、上限は定めているというので結論になり ますので、これ以上は非常に難しいところです けれども、昨日も話がありましたように、財政 逼迫の中、運営から経営へということで、経費 圧縮はいいかとは思うんですけれども、他方、 住民福祉あるいはサービスの観点から職員が退 職をした際に、嘱託やいわゆる臨時で置きかえ るということで、今は現在はそういうことで定 員がかなり減ってきているかと思うんですけれ ども、これは現状が適正かどうかというのの判 断、これは検討する必要があると思うんですけ れども、この件に関してはいかがでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。 総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ただいまの御質問の件ですが、今後行政運営、 効率化及び住民のニーズを図る上で定員管理に 努めてきておりますが、今後の問題としても、 この住民サービスをやっていく中で定員の見直 し等も含めて検討をしていきたいというふうに 考えております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これは非常に微妙と いうか、バランスの問題とか、難しいトップ判 断等も出てくるところではありますけれども、 実際、この行政はサービス業という言葉も昨日 もありましたけれども、このサービスの質の低 下というのが、正職員から嘱託まではいいとし ても、臨時の人が窓口で応対をしているとかい ろいろ昨日も出ましたけれども、そういう意味 での質の低下というのが気になるところですけ れども、そこら辺は今、課長が話されたとおり これで適正かどうかというのは、以前、行政診 断ということもなさったみたいですけれども、 これがどれぐらいの経費がかかって、どれぐら いの効果があるか、そこら辺がわかりませんけ れども、職員を減らせばいいということではな いと思いますので、ぜひそこら辺は十分検討し ていっていただきたいと思います。今現在、嘱 託についての話は出ていませんでしたけれども、 私の持っている資料では平成21年に15名いた嘱 託が今年は22名ほどにふえていますので、当然

正職員のかわりということで専門分野等は臨時では間に合わないところもあって、嘱託がふえてきていると思うんですけれども、いずれにしてもこういうことが本当にこれでいいのかということは、どの市町村も同じような形だと思うんですけれども、本村もぜひ、職員の適正化という意味で検討していただきたいと思います。次に移ります。

字誌づくりということで、先ほど生涯学習課 長、いろいろ今取り組んでいる事業の説明があ りましたけれども、この文化財何とか事業とい うもの、ちょっと聞き漏らしていますけれども、 もう一度それを説明してもらえますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えい たします。

文化財悉皆事業であります。しっかい。全てを調べるというふうな意味です。その事業で、今年度は泊部落のあらましとか、名所とか旧跡、あと旧家、門中とかの、あと戦前の集落、あと屋号、そういったのを調査して、今冊子にしようということで、調査はもうほとんど終わっております。これから編集に入りまして印刷ということに予定しています。新年度はちょうどまだこれから予算折衝ではあるんですけれども、調査員をふやして、3部落ぐらいのまた調査して、冊子づくりを今予定しているところであります。以上であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 さすが、そういう基礎資料というのが非常に大事ですので、こういう字誌づくりとか、いろいろあっちこっち発行しているかと思ったら津覇のみだということで、まだまだこれからだなという気をしていますけれども、登又においても、前の議員のころから話は自治会で持ち上がってはいるんですけれども、なかなか具体化していかないものですら、そういう補助金といきなり言うのもあれですけ

れども、はずみがあればということで、こういう質問をしているんですけれども、生涯学習課で先ほどの文化財の悉皆事業というのが進んでいけば、いろいろ各自治会の資料も備わってくると思いますので、これはぜひ3カ字と言わず、早目にできるだけ取り組んでいっていただきたいと思います。

この戦前のとか、いろいろわかっているお年 寄りがだんだん、減ってくるということに、 なっておりますので、そこら辺も余りゆっくり はできない。つくるというときはもう急がんと いけないと思うんですけれども、例えば、戦前 の中城の航空写真とかそういう資料もあるかど うか、ちょっと伺います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 今、我々が調査し ている段階では米軍が撮影した航空写真が公文 書館のほうにございまして、それを今、泊部落 のものは取り寄せて、これは冊子の中に入れよ うと今考えているところであります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ぜひ、公文書館とか、 これは個人でも調べられないことはないんです けれども、こういう公的な立場のほうで資料収 集等。また近々この資料館もいろいろ完成に向 けて動いていますので、ぜひそこら辺の収集も よろしくお願いいたします。これは実際、字誌 づくりというのは津覇がどういう年月かけて、 あるいは取り組みしたかいろいろ勉強する必要 はあると思うんですけれども、新聞紙上で見る 限りにおいてはもう5年がかり、8年がかりと か、非常に時間を有している感じですので、そ こら辺はちょっと息の長い作業になりますので、 できるだけ各自治会がこれをもちろん主体的に 動く必要はあるんですけれども、生涯学習課と してもバックアップのほうをよろしくお願いい たします。

では、次に移りますけれども、シルバー人材

センターの件です。先ほど村長からはいろいろ 自立に向けて、支援していくという答弁があり ましたけれども、もちろんこれは本人たちとい うか、事務局のほうでも契約関係等、一生懸命 頑張っていて、できるだけ行政におんぶという のを早目に抜けたいという気持ちはあると思う んですけれども、現在、先ほど順調に事業は今日 年度も推移しているということでしたけれども、 会員数が現在、9月末私が聞いた範囲では40名 程度ですね。これを会員数がふえなければ、い ろんな規模の尺度として、会員数とか事業契約 金額が一番問題になりますけれども、会員数を 倍にしようということで月に一遍、情報交換を している範囲では、そういう話も出て、理事の 皆さんと頑張っておりまして、80名までいける かどうか、それはわかりませんけれども、各自 治会とかに一生懸命今、依頼している感じです。 この会員数なんですけれども、非常に偏りがあ りまして、安里、奥間、登又、南上原、屋宜、 この四、五カ所あたりが4名、5名以上いるん ですけれども、あとは1人とか、あるいはもう 全然いないところもあって、まだまだ浸透して いないなという感じはしていますけれども、そ こら辺、これはもちろん組織ですから、当事者、 この皆さんが頑張るのがイの一番ですけれども、 そこら辺は自治会長会あたりとかでも呼びかけ るなりしているとは思うんですけれども、なか なかはかどらないということを言っております ので、行政のほうとしてもぜひ協力できるとこ ろはよろしくお願いいたします。

この契約高、公園関係の管理だとか、あるいは県営公園、ダムの近辺ですね、県営公園の管理とかいろいろ話はあるみたいですので、このまだミスマッチと言いますかね、気持ちの分と、実際の体の動く分がまだうまくマッチしていない感じで、なかなかうまくいっていないような感じもありますけれども、会員をふやして中身が充実すれば行政当局のいろいろ注文にもこた

えられると思いますので、息の長いご支援をひ とつよろしくお願いいたします。

マスコミ関係ということで2点ほど申し上げ ましたけれども、最後に関連しておもしろい記 事がありましたので御紹介して終わりたいと思 います。11日付のタイムスですかね、瑞泉酒造、 泡盛の南風原を発売するという記事が出ており ます。以前、中城でも護佐丸の酒をつくったと いうのを聞いておりますけれども、このお酒と いうのは共同開発等何か引き入れるところがあ ればぜひ、検討してもらいたいと思います。沖 縄市、実は酒造会社がないということで誘致し たんですね、新里酒造というのが東洋バスの終 点の近くにあるんですけれども、やっぱり地元 の酒というのが大きな売りだと思いますので、 今目下、護佐丸、城跡関係を含めて護佐丸で盛 り上げようとしているところですので、こうい うのはぜひ、どういう手を打って、以前は商工 会が動いてやったみたいですけれども、行政が もうちょっと立ち入ってそういうのもできれば、 お酒というのは乾杯とかで必ず使うはずでから、 それなりに売れると思いますので、そこら辺を ぜひもう一歩踏み込んで担当部署の皆さんは頑 張ってもらうよう期待して一般質問を終わりま す。ありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議 員の一般質問を終わります。

続いて1番 伊佐則勝議員の一般質問を許し ます。

1番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、 チューウガナビラ。1番 伊佐則勝です。通告 書に基づきまして、これより一般質問をいたし ます。

まず大枠の1番になります。

1点目、御承知のとおり2006年、県議会でしまくとうばの日条例が制定され、9月18日がしまくとうばの日と定められました。しまくとうばは、琉球諸語と言いまして、約6語圏ぐらい

に分かれているんですかね、関心と理解を深め 未来に残そうと、去る9月18日に県内初のしま くとうば県民大会が開催されました。県は沖縄 21世紀ビジョン基本計画で重要施策に位置づけ、 大会日付で普及促進計画を策定したが、本村に おいて、しまくとぅばの継承、普及についてど う考えるか伺います。 2点目、学校教育におい ては、教育課程特例校の制度を活用した護佐 丸・世界遺産の中城城跡など地域特性を生かし た小中学校で全国初となる画期的な郷土の歴史 教育の推進計画があり、本年度の予算で琉球史 教材研究委託料として1,000万円近くの予算が 計上されております。ところで、しまくとうば の普及に関し、県が実施した県民意識調査で学 校教育に期待する声が多いとのこと。本村にお ける歴史教育の推進に掲げる、地域を愛し大切 にする心を育みふるさとへの誇りを培い、ウチ ナーのチムグクルを育んでいくことは同趣旨で あると思います。本村の学校教育において郷土 文化や歴史とともにしまくとぅば教育について の見解を伺います。

大枠の2番、広域行政についてでございます。 午前中の一般質問で仲村春光議員より質問と執 行部からの答弁がございました。私も通告書を 出しておりますけれども、質問、答弁と重なる 部分がたくさん出てくるかと思いますけれども、 そこら辺はひとつよろしくお願いしたいと思い ます。

まず1点目、中部南地区火葬場・斎場の建設 の件で質問させてもらいます。 候補地が村内 の1カ所に絞り込まれた経過説明を求めます。

候補地の場所と地域説明会の開催時期について説明を求めます。 斎場も併設する計画があるかどうか。 今後の建設、稼働に向けての検討作業の工程について伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、しまくとうばは教 育委員会のほうでお答えをさせていただきます。 大枠2番につきましては、先ほどと同じで企画 課のほうでお答えをさせていただきますが、少 しだけしまくとうばについて、ちょっとお話を させていただきますが、私は実は常日ごろから 思っていることでありまして、沖縄の場合は文 化の継承は非常にうまくいっていると思ってお ります。三線にしろ、歌、踊り。ところが歴史 の継承ができていないということで、今回、琉 球史のカリキュラムも入ってきました。これも しまくとうばも全く同じで、私自身もそうです けれども、今本当は「ハイサイ」とあいさつを したかったんですが、その後に続かない。しま くとぅば、ウチナーの語源がなかなか継承され ていないという面では議員と同じ思いで我々も それは義務ではないかなと思っております。少 し外れた話をしますが、来年1月6日のハツウ クシには、中城南小学校の小学校1年生の長崎 さくらさんが、しまくとぅばであいさつをいた しますので、皆さんそれもまた楽しみにしてい ただきたいなと思っております。しっかり我々 も取り組んでいきたいと思っています。

大枠 2番の、先ほどの葬斎場についてですが、少し違った観点でお話をさせていただきますと、決定していること 2点、まず、決定というのは私は、村長としてこれを推進していく。これはもうぶれなく行こうと思っています。中城にしる、ほかの市町村に決まることにしろ、これはしっかり推進して先頭に立ってやっていくというのが 1 つ。それと、斎場も必ず併設します。これは私どもは斎場も必ず一緒にやらないと意味がないと、中城の住宅で葬斎をやるというよりも斎場でなるべくやってもらうと、もちろんこの金額も安くしてということが、この 2 点は決まっております。あとは、ハードルとして

リアしないといけないのは御承知のとおり、地権者の同意と地域の同意。これが1つ。もう一つは資金的な面です。これが金額も今、最大限に出して40億円という数字が出てはおりますけれども、これが5市町村で、単独で負担できることでは絶対にできませんので、補助金を今どういう形でやっていくかということでやっておりますので、ハードルはこの2点だと思っております。あとはもう細かい条件的なものは話し合いで済むものだと思っておりますので、ちょっと違った観点から答弁をさせていただきました。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 こんにちは。伊佐則勝議 員の御質問に大枠1について主幹から答えさせ ますが、しまくとぅばについて私もこの沖縄の チムググルの継承ということで、大事だと思っ ております。詳しくは主幹から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 伊佐則勝議員 の大枠1、 についてお答えいたします。

しまくとぅば普及推進計画において平成34年までの10年間を前期、県民への気運醸成。中期、県民への普及促進。後期には県民への定着を目指して、全県的かつ横断的に県民運動を行うとあります。それに呼応する形で本教育委員会でも取り組んでいきたいと考えております。

についてでございます。しまくとうばは沖縄文化の源流、文化の基層であります。今教育委員会が進めている護佐丸・中城城跡を通して中城の歴史と文化を学ぶプロジェクトは、議員のおっしゃる地域を愛し、大切にする心を育み、ふるさとへの誇りを培い、沖縄のチムグクルを育てることが趣旨になります。足もとを一つにしているということにあります。本プロジェクトを推進するに当たり、関連して取り組めるよう検討し学校側と調整を図りながら進めていき

たいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 火葬場・斎場建設につ いてお答えいたします。

まず、経過についてでございます。11月25日に開催されました、構成市町村長会議におきましては、建設検討委員会におきまして、絞り込んだ3カ所を、最終的に1カ所に絞り込むことができなかったこと、それから基本計画においては、総合評価の一番高かった候補地を仮定し、概算工事費の算出を行ったことなどの説明の後、候補地について市町村長の意見交換を行っております。その結果、構成市町村長からは、1カ所に絞った上で、より詳細な事業費を算出してほしいとの意見が多く出され、候補地としまして中城村内の1カ所に絞られたところでございます。

次に、候補地の場所につきましては、先ほどの村長の答弁もありましたけれども、現段階では明らかにする時期ではないと、そういうふうに考えております。

地域説明会につきましては、先ほどもお答え しました、できるだけ早いほうがいいというふ うに考えておりますが、年明け、遅くても年度 末までには地権者並びに地元説明会を進めてい きたいと考えております。

次に、斎場の併設についてでございます。これにつきましても、村長の答弁もございました。基本構想、基本計画の中でも斎場の併設も含めた計画となっております。また、15の候補地を総合的に評価する際に斎場が併設できる程度の敷地が確保できるか。この点についても評価の対象でございました。絞り込まれた箇所は敷地規模等におきまして、併設できる状態でございます。斎場の併設につきましては、各市町村、さまざまな考え方がございますが、今後施設規模、及び事業費の精査、財源の確保など詳細に検討していく中で斎場の併設についてもさらに

議論、検討がなされてくるものと思われます。 本村としましては、村内に斎場がなく、また村 内では自宅での葬儀が主流であると思われます が、葬儀中の混雑を考えた場合、斎場の整備は 必要であるとそういうふうに認識をしておりま す。

次に、今後の作業工程についてでございますけれども、これも先ほどお話しいたしました。 平成26年度中に地元協議を含め、住民合意と補助制度の検討をしていきたいと考えております。 27年度に一部事務組合の設立と用地取得等を行っていき28年度は都市計画決定。実施設計を予定しております。平成31年4月に供用開始を目指しております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは、これより再 質問に入らせていただきます。

まず、しまくとぅばの日が条例制定された きっかけの何かエピソードがあるようでござい ます。県議団の南米訪問だったとのことですね、 そのエピソードが、同行した若い県議にはウチ ナーグチが流暢に話せない。「ウマリジマヌク トゥバワシリーネクニンワシルン」との思いで、 移住した沖縄県人の間で言葉の伝統がしっかり と根づいていることに感銘を受けた県議の皆さ んが動きまして、移民の歴史をしのばせるとい うふうなエピソードから県議会において条例の 制定までこぎつけたというふうな話を聞いてお ります。私たちの世代に記憶があります、いわ ゆる方言札、例えば黒板には今週の週訓という ことで共通語を使いましょうとか、そういうふ うなたぐいの週訓があったように記憶しており ます。そのときにはまさに日本語が励行されて いた時代というふうなことを思い浮かべており ます。いまや地域に受け継がれてきたしまく とうばは沖縄文化の基礎であり、その復権に向 け、継承、普及推進活動がメディアを含め行政 や諸団体、地域、個人などで加速していく感が

します。最近ではテレビでもショートドラマチックなですね、こともやられていますし、新聞紙上等では、個人で講座を開いたり、あるいはカルタをウチナーグチ、しまくとうばでつくったり、いろいろ個々に工夫を凝らしたしまくとうばの継承、そういうふうな活動をされていることをよく耳にするし、また目にするところであります。

ある識者の話では、今求められているのは廃 藩置県以降、同化政策、移民、公民化政策の中 でしまくとぅばの失われた130年を取り戻すこ とであると。方言札に象徴されるように県民み ずからも方言の撲滅運動に加担した負の歴史を 払拭し、言語復興がウチナーンチュとしての誇 りと自己決定権を取り戻すことになると強調し ております。しまくとぅばの復権が今の沖縄に おける政治状況、とりわけオール沖縄、県民の 心は一つと相通ずる部分があると感じておりま す。長々となりましたが、村長のそこら辺、所 見をお伺いしたいと思いますが、よろしくお願 いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

しまくとぅばの大切さの中に沖縄のアイデンティティーもあるというのが私もそう思っておりますし、今の実情も見ますと、やはりウチナーンチュのチムグクル、ウチナーンチュの総意も含めて、やはり大変大切な部分だとも思っておりますし、また継承していかなくちゃいけないという部分もあります。議員がおっしゃるとおり意は同じでございますので、これからもまたひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 去った11月に中城中に おきまして、平成25年度の村の学力推進実践発 表会が開催されておりました。その中で言語活 動をとおして育てる国語の学力というふうな演 題で、地域の言葉、生活の言葉を大切にすると いう興味深い講話を拝聴させていただきました。 那覇市ではしまくとうばの継承、普及を目的に 小冊子、教師用の手引書、それとデジタル版の 教材を制作と。小冊子につきましては英語版70 ページでフルカラーのイラスト入り。小学校の 低学年、1年生から4年生、高学年用として小 学校5年生から中学の3年まで、9月に市内の 全小中学校の児童生徒に配付し、学校現場で使 用されるほか、家庭での活用も期待していると の報道がございました。本村においては、現在、 歴史教材の監修中でございますが、このしまく とうばの小冊子制作についても一括交付金も活 用できるんじゃないかと思っております。そこ ら辺の対応についてお伺いしたいと思います。 よろしくお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰 弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。 今教材をつくっている最中ですが、その後し まくとぅばの件が出てきまして、どう折り合い をつけていこうか検討はいたしました。今ス タートをさせている護佐丸・中城城跡から歴史、 文化を学ぶというプロジェクトを進めながらそ れにつけ加える形で検討をしていきたいと思っ ております。また教材ができたら必然的にしま くとぅばがその中に入ってきますし、意識も高 まってくるだろうと思います。それを踏まえて また冊子をつくるか検討していきたいと思って おります。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 そこら辺を前向きに取り組んで行っていただければと思っております。 よろしくお願いします。

次に、大枠の2番になりますけれども、もうほぼ出尽くしてまいりました。実は先ほど議員の控え室のほうでは、もう少し引き出して来いよというようなハッパをかけられておりますけれども、春光議員の質問に対する答弁、先ほど

の答弁をいただいておりますので、それはそれ として了としたいと思っております。先輩議員 諸氏の皆さんには申しわけございません。

その大枠2番についてでございますが、先ほど詳細な答弁をいただきました。まとめて二、三点ほど確認させていただきたいと思います。1つ目ですけれども、今回の候補地絞り込みについては、地元の合意形成や施設規模等の事業費の精査、財源の確保と今後の計画候補地としてもろもろの検討作業の方向性が示されたと理解していいか、よろしく。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。 そのとおりでございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 すばらしい答弁でございます。

2点目でございます。計画候補地の最終決定には、少なくとも地元合意とやはり国の財政支援が必要な条件であると思慮するが、どうか。 それにつきましても、先ほど全て村長から直々に答弁というか、お話がありましたけれども、企画課長、よろしく。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろん財源の確保も大切なことではありますが、それよりも一番大切なものはやっぱり地元の合意であり、地権者の合意であるというふうなことで認識をしております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 もう答えは先ほど全部 村長が出してしまって、質問するのもあれなん ですけれども、財源確保のため、構成5市町村 の首長が当初計画を共有し、補助金獲得の要請 行動等が実を結ぶことを期待し、村長の所見を 伺って一般質問を終わります。よろしく。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。 火葬場・葬斎場建設については、当然粛々と 進めると同時に、必ずやり遂げる、気構えで、 中城は先頭に立ってやらせていただきますので、 どうぞ議員各位の皆様の御協力も仰ぐことにな るとは思いますけれども、よろしく宣言をさせ ていただきまして、答弁とかえさせていただき ます。

議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員 の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。御苦労さまで した。

散 会(14時38分)

## 平成25年第7回中城村議会定例会(第7日目)

招集年月日		平成25年12月	月13日(金)
招集の場所		中城村議	会議事堂
開会・散会・ 閉会等日時	開議	平成25年12月19日	(午前10時00分)
	散会	平成25年12月19日	(午後3時30分)
	議席番号	氏 名	議席番号 氏 名
	1 番	伊佐則勝	9 番 仲 眞 功 浩
	2 番	新垣博正	10 番 安 里 ヨシ子
応 招 議 員	3 番	金城章	11 番 新垣健二
	4 番	新垣徳正	12 番 宮 城 治 邦
(出席議員)	5 番	新 垣 光 栄	13 番 仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番 宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番 新垣善功
	8 番	仲宗根哲	16 番 比 嘉 明 典
欠 席 議 員			
会議録署名議員	14 番	宮城重夫	15 番 新垣善功
職務のため本会議 に 出 席 し た 者	議会事務局長	知 名 勉	議事係長比嘉保
	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長 與 儀 忍
	副村長	比嘉正豊	企業立地· 観光推進課長 屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都市建設課長 新垣 正
地方自治法第121	総務課長	比嘉忠典	農林水産課長兼 津 覇 盛 之
条の規定による本 会 議 出 席 者	住民生活課長	新 垣 親 裕	上下水道課長 屋 良 清
	会計管理者	比 嘉 義 人	教育総務課長 比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新垣 一 弘	生涯学習課長 名 幸 孝
	福祉課長	石 原 昌 雄	教育総務課 喜屋武 辰 弘
	健康保険課長	比嘉健治	

			議	事	日	程	第	5	号	
日	程			件						名
第	1	一般質問								

議長 比嘉明典 これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。 それでは通告書の順番に従って発言を許します。 最初に12番 宮城治邦議員の一般質問を許し ます。

12番 宮城治邦議員 おはようございます。 12番、通告書に基づき一般質問を行います。 まず1点目に、TPP(環太平洋連携協定) と本村農業の課題について。 農林水産業への TPPが及ぼす影響をどのように考えているか。 TPPで関税が撤廃されると農業従事者は生

活が困窮し、死活問題に発展すると考えられるが、どのような対策を考えているか。 TPPで沖縄のサトウキビは保護できると思うか。本村のサトウキビに代わる代替農産物は考えられるか。 本村農業が国際的に競争していくために具体的にどのような作物があるか検討したことはあるか。 TPPの影響で農業離れが起こり、遊休耕作地が増えると考えられるが、農地の有効活用の対応をどのように考えているか。

村当局はTPPを推進していく考えか、否か。次、2点目、久場前浜原線道路建設計画と吉の浦火力発電所周辺の環境問題について。 久場前原線道路建設に伴う、周辺の土地利用及び環境整備等の地区計画はされているか。 道路建設計画用地に地権者が何名で、同意をされている方は何名いらっしゃるか。 道路建設用地買い上げに伴い、立木、農産物及び潰れ地等に対する補償問題にどう対応していく考えか。 道路建設に伴い、産業道路としての使用頻度が高くなり、大型車両の往来が予想されるが、騒音、廃棄、交通安全等の対策はどう講じていくか。 道路建設に伴う、市街化区域編入への実施計画はあるか。 吉の浦発電所に関連して、

沖縄電力は新規のガス事業及び災害時非常用発

電機を設置し、構外へ常用で供給送電する計画があるが、周辺の環境、景観対策の実施計画はされているか。以上、簡潔の答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城治邦議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番のTPPに関しましては、農林 水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の から につきましては、都市建設課、 につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私は、1番のTPPにつきまして、所管を述べさせていただきますが、ご承知のとおり、メディア報道でもそうですけれども、もう日本政府はTPP交渉に参加をするときの日本政府の見解としては、主要5品目を死守するということを明言しておりますので、私どもにとってはそれを信じて、政府に頑張ってもらいたいという思いでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会 事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 それでは宮城治邦議員の御質問である大枠 1の から について答弁をさせていただきま す。

まず についてTPPは、関税撤廃の例外を 認めない完全な貿易自由化を目指すものであり、 万が一締結された場合、農林水産業への影響は 多大なものがあると思われ、特に本県の基幹作 物であるサトウキビが壊滅する状況になること が懸念されると考えます。

続きまして、 についてTPPにより、農林 水産物の消費が安価な海外産に置き換わると、 農業者にとっては経営が成り立たない状況にな ることもあるものと考えます。今後の対策とし ては、農家の高齢化や担い手不足等を解消し農 業を強化することにより、安価な海外農産物に 対抗できる大規模農家の育成を図ることが必要 だと考えます。

について沖縄のサトウキビは、県全体の農業産出額の20%以上を占める基幹作物であり、今後も保護していくべき重要作物と考えますが、TPPは、これまでどおりの交付金による支援策に影響を与え、保護が困難になる場合もあるものと考えます。

続きまして について本村はサトウキビが主体でありますが、土地基盤整備の完了した地域の農地は、地力があり、生産性が高く、トマト等の施設野菜や花卉の栽培等の農業が展開されており、今後サトウキビに代わる農産物として考えて行くべきと考えます。

について具体的な作物については、検討したことはありませんが、沖縄県が農林水産戦略 品目に掲げ推奨するゴーヤー等の野菜や菊等の 花卉またはマンゴー等の果樹などの換金性の高い作物が考えられると思います。

について耕作放棄地を解消し農地の有効活用を図るためには、今後、行政が積極的に仲介役を担い耕作放棄地農家から意欲のある大規模農家や農業生産法人等に農地の集約を行っていくべきと考えます。

最後に についてTPPに参加し、農林水産 物の関税を全廃した場合の本県農林水産業への 影響を考えた場合には、積極的な推進はできな いものと考えます。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 おはようございます。宮城治邦議員の大枠2の久場前浜原線道路 建設計画と吉の浦発電所周辺の環境問題の から についてお答えします。

について久場前浜原線建設に伴い、道路と吉の浦火力発電所の間に関しては、平成22年8月に特定保留区域に指定されています。その際に特定保留を解除し市街化編入するには、道路の整備と地区計画を定めることが必須となっていることから、地区計画の案は作成してありま

すが、地権者へ説明の上、よりよい地域になる よう進めて参ります。

について道路建設予定地は、49筆43名です。 地権者から同意を得られてないのは4名と借地 人1人の5名です。

について用地に関しては、実施済みである 不動産鑑定に基づき用地買収を行います。立竹 木等については現況を調査し補償を行なってい きます。

について本村道に関しては、歩行者も安全に通行できるよう、両側歩道として計画しています。また、整備後の通行状況を確認の上、頻繁に利用する企業に対して、関係課等と協力の上必要な対策を図って参ります。

について先程も述べたとおり、新設村道と、 吉の浦火力発電所の間及び、既存工業地帯は、 市街化編入の特定保留に指定されており、市街 化区域編入を目指しているところです。以上で す。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 おはようございます。では、宮城治邦議員の御質問にお答えをしていきたいと思います。

大枠2の 新規のガス事業及び災害時非常用 発電機設置に対する周辺の環境、景観対策につ いては、現時点では、実施計画はされておりま せんが、地域の動向を踏まえて沖縄電力と三者 で協議していきたいと考えております。以上で ございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは順を追って再質問をします。

まず1点目、沖縄県の現農家戸数の約8割、 耕地面積の約7割、農業産出額の約2割がサトウキビと言われていますが、本村農業の現状は どうなっているか、伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 それではただいまの御質問に回答いたします。

本村のサトウキビの占める割合ですが、まず 農家戸数が約7割、耕地面積として3割、産出 額が約2割となっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 サトウキビ生産がも たらす経済波及効果は多方面に渡ると思うが、 本村において、具体的にどのような経済効果が あるか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 それではお答えいたします。

経済波及効果についてですが、詳しくは分かりませんけれども、本村のサトウキビは全農家の7割が栽培しておりまして、また産出額も2割を占めております。サトウキビ農家の雇用所得または収穫、肥培管理に伴う受託作業、あとは積み込み運搬等の雇用と所得への効果があると考えます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次に、本村の農業就業者、人口及び認定農業者の現状はどうなっているか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 お答えいたします。

農業就業人口は283人で、認定農業者が10人となっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 沖縄県の耕作放棄地が2,993ヘクタール、中部地区で533ヘクタールと言われているが、本村の耕作放棄地の面積はいかほどあるか、伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 お答えいたします。

本村の耕作放棄地は平成24年度現在で約48へ クタールとなっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 本村の農地農業所得、サトウキビ、野菜、花卉に大別してそれぞれいくらぐらいあるか、伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会 事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 お答えいたします。

本村の農業産出額ですが、まず総額で7億4,000万円、うちサトウキビが1億5,000万円、野菜が1億5,000万円、果樹が6,000万円、花卉が1億8,000万円となっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 このTPP問題は、 農協団体と経済界が反対・賛成に二分されてい るが、農協団体が反対する理由はなんだと思わ れますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会 事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 お答えいたします。

農協が反対する理由でございますけれども、 詳しいことについては分かりませんが、当然な がら農協は農業者を中心とする組織団体であり ます。これまでの日本の農業を担ってきた団体 だと考えます。TPPにより関税が撤廃されれ ば、農業が大きな影響を受け、組合員である農 業者の経営に悪影響を与えることが懸念される ため、反対の立場にあると考えます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 農業問題は最後になりますが、本村の農業政策について。農地の有

効活用と将来のビジョンを伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 シ お答えをいたします。

農地の有効活用と将来のビジョンについてですが、本村は農業者の高齢化等により、耕作放棄地が増加している状況にあります。このような耕作放棄地を意欲のある担い手や農業生産法人等に集約し、有効活用を図るべきと考えます。また、今後TPPにより安い農産物の輸入が多くなることが確実であり、農家によっては深刻な問題ですが、今後は消費者のニーズに合った有機栽培等の環境保全型の農業を展開し、消費者に対し、信頼のおける農作物を提供することによって、将来に向けた農業の展開が開かれると考えます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次に、2点目について再質問を行います。

本議会において、久場前浜原線道路の認定が 議決・承認されましたが、道路建設に向けて地 権者との合意をどう図っていくか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路認定を受けて、今年度は起点から避難路までの既設道路部分の用地買収をしていきますが、今後、避難路より以北は大部分の方が計画に同意されておりますので、事業に同意していただけない方を中心に、再度説明を行い、事業に対する同意を得られるよう努力していきたいと思います。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 用地買収に関して、 地権者の多くの不満として、潰れ地が保障され ないことが多々あるかと思います。それに対し て、どのような対応をしていく考えか伺います。 議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

潰れ地は鑑定単価で用地買収し、残地の買収は公共用地として、買収で実施することはできませんが、残地を売却希望の場合、隣接の方が購入を希望する場合は、代替地として協力していきたいと思います。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 予定されている久場 前浜原線道路建設に伴いですね、市街化区域編 入への具体的な位置と面積は分かるか伺います。 議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の特定保留面積ですけれども、伊舎堂の既存工場、今はA地区と言っていますけれども、15.6ヘクタール、新設村道と吉の浦火力発電所の間、B地区2.8ヘクタール、吉の浦発電所18.6ヘクタールで、計37ヘクタールが第5回区域区分見直しの際に認められた面積です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そのときに久場前浜原線道路周辺が一様に市街化編入できない理由があるのか、それについて伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化区域に国道下をできなかった理由としては、平成20年12月1日村長を交えての説明会の中で国道から下まで市街化区域に持っていきましょうということで、説明会をしました。その説明を受けて、県のほうと協議し、県の報告としては、国道から下については、面整備とあとは道路を入れて、事業があれば市街化に編入もできるということで、今回の編入に関しまして、道路下からの2.8ヘクタールということになっていますので、あくまでも面整備を必須となっていますので、できなかった理由です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その特定保留区域の みを市街化に編入するということですが、地権

者及び周辺住民にどのようなメリットがあるか、 伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。

今回の市街区域の用途は準工業地域として指定されていることから、大体の建物は許可でき、非常に自由の高い用途であると思います。半面、迷惑施設が建設されないよう、本当に地権者が土地利用しやすくなるように地区計画条例で建物の規制を図る考えであります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その道路建設、特定 保留区域の市街化区域編入はセットになっていると思いますが、地権者及び周辺住民は理解を されていると思うか。また5名の地主の方の意 見を聞いたが、土地境界の立ち合いを求められ、 立ち合いをして署名捺印をしたが、道路建設及 び市街化編入の話は、一切なかったとのことで した。利害のある地権者には十分説明はされて いるか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化区域の編入のラインは新設道路が境界 となっております。セットと見ることもできま すが、道路をつくることにより、イコール市街 化編入ではありません。市街化編入する場合は、 先ほど来、お答えしているように地区計画の策 定もあります。また、平成18年度より24年度ま で市街化編入への現状と課題等の住民説明会を 繰り返してまいりました。その際にも地域の 方々からまずは道路建設について地権者の同意 を取るようにというお話がありました。地元住 民の多くの方が希望している道路建設に関して 事業を進める努力をしているところです。市街 化編入に関しては、村としては地域発展に寄与 するものと考えていますが、特定保留を解除し、 市街化編入を行うには、地区計画を策定し、都 市計画決定が条件ですので、できない場合は吉 の浦発電所、B地区は市街化編入には編入せず、 特定保留区域として市街化調整区域のままであ ります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の答弁ですが、私が聞いているのは、地域住民説明会は分かります。そこに必ずしも地権者の皆さんが参加しているとは限りません。私は見ていても、私はさっき質問をした5名の方とそういう話を聞きました。そういうことは一切聞いていません。皆さんは個人の土地を収用する場合は、法的な手続きは必要だと思います。そうですよね。当然、権利者である地権者に対して、皆さん十分説明しないといけないと思いますよ。今、聞いているのは、そういう地権者に対して、説明されたかということを聞いていますよ。住民説明会は聞いていません。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、5名の立ち合いについては、あくまでも測量して、境界の立ち合いですので、そのときに一人一人には、この市街化編入とかいうのは、現場のほうでは行っていません。あくまでも今回は現場で、自分たちの境界のポイントを確認のための捺印の署名ですので、説明は行っていません。説明は十分、私は公民館のほうで住民説明会は行っていると思っています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは今の答弁に対して、その道路建設及び市街化区域編入の予定地権者、説明会を持つ予定はありますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。 市街化区域編入のための地区計画については、 21年度に吉の浦火力発電所周辺まちづくり検討 委員会14名で立ち上げしています。その中で、 1回会議して、そのまま会議は開かれてはいませんけれども、その中で地区計画を十分に煮詰 めて、それから住民説明会を行って、住民の同意をもらっていって、村の条例を制定していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 なんでしょうかね、 説明会の予定はありますかと聞いたら、何か話 が遠まわしに行ってしまうんですけれども、皆 さんの答弁は。怖いんですか、説明会が。 ちょっと非常識ですよ。地権者への説明会に対 しては、もうごちゃごちゃ言い訳するのでは困 りますよ。権利者ですよ、地権者と言うのは。

それでは市街化区域編入に関連して、地権者 及び周辺地域との具備すべき法的な条件がある か、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。 法的に規制するのは、今市街化調整区域です ので、都市計画法では市街化調整区域のままで す。先ほども答弁しましたが、村の地区計画条 例で規制をしていきます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 我々は、再度から周辺の地権者並びに指定化したといいましょうか、既存の住宅、居住環境のよくない場所を市街化に編入した場合、土地利用の観点から工業的企業が参入してくると考えるが、その地区計画及び環境、景観対策をどのように考えているか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、新設道路計画の箇所は道路建設に伴い、接道条件、排水整備等で少なからず、居住環境の改善になる点も多いと考えております。今回のB地区の市街化編入に関しては、準工業地域としての用途でありますが、先ほどもお答えしたとおり、自由度の高い用途となっているため、地域が望まない施設は地区計画で制限して、いきたいと考えています。また、地区計画より壁

面後退や緑化等を定めることにより、よい居住 環境になるような地区計画を地域とともに決め てまいります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そこで地主43名中39 名の同意を得られたと、これは道路建設に関して、そこで同意の確認書はもらえますか。確認書はありますか。あるんでしたら、提出願えますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

同意書、工事施工同意は39名分、うちのほうで保管しています。これはコピーしてあげるというのは、個人保護条例からも提出はできないと思慮します。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そうすると、先ほども質問したように、地権者の方がそういう同意をしていませんと。確かに道は必要ですと、どうするんですか。現にこういう方々が今、話しているんですよ。あなた方はそういう同意しているという正当性があるんだったら、個人情報云々ではないでしょう。それは言っておきます。

地権者の欄に、これも図面です。道路の線形 というんですか。その中にある欄に9年前に亡 くなられた方がいるが、どのようにして同意を 得られたのか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

亡くなっている方や本人が健在でも、子供に 聞いて下さいという場合は、関係者に同意を得 ています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 子供に聞いてと言う話ですが、その子供は私なんですよ。聞きました。本人が今聞いているんですよ。もう少しいい加減の答弁はしないでくださいよ。お互い真剣ですよ。大事な大事な財産です。大事な大事

な生活の場です。全く考えられません。

久場前浜原線道路は村道として広く村民の利用に供する必要があるとの理由で、道路法第8条第2項の規定を準用して議会に議決を求めて承認されたと思うが、道路法の性格上、土地所有者の権利を制限されるとあるが、地権者の同意及び説明もなく、道路を認定した、その根拠は何ですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

村道認定に関しては、今年度用地買収を計画 していることから、地権者が所得税の控除を図 るために道路認定をする必要であったためであ る。議員がおっしゃる強制的な認定とは思って いません。また、計画道路として特定行政庁が 指定した場合は、制限がありますが、今回はそ のような意味合いではありません。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この土地収用に関しては、きのうも道路の件で仲村春光議員からもいろいろ質問があったんですが、その私有財産を公共事業用として、土地収用する場合のプロセス、手順について伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

土地収用法のプロセスという話ですけれども、 強制収用する場合は、もちろん地権者を何回も 同意しない場合は、最終的には土地収用法に基 づいて、事業、道を空ける強制収用ができるも のですので、今回はそこまでは久場前原浜線に ついては、前回も村長が答弁したように、強制 収用はいたしませんということで、お答えして います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは憲法29条には財産権の保障が定めています。国民は自分の持っている財産を自由に使うことができ、国はそれを奪ったり制限してはならない。道路をつ

くるために、国民の土地を収用する場合などには、憲法29条第3項によって、土地の所有者に完全な保障をしなければならないと規定をされています。地権者の同意も得られていない土地を道路認定し、土地所有者の権利を制限するということは、財産権の侵害になり憲法違反にはならないか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

憲法29条は財産権の侵害ということだったと 思います。これについては、今回道を開けて補 償して、対価を支払われるわけですから、評価 も上がってくると。ただ今回は、4名の同意は まだ得ていませんが、今回の認定については、 起点終点の認定でありまして、中のほうでは自 由に作物を植えてもいいということになってい ますので、憲法の違反には当たらないと思って います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その予定されている 市街化区域編入区域内、その区域内に地権者が 止まれば、外部にすれば宅地化されても外部の 方でも大金を掛けて住宅を建築する場所ではな いと思うし、そういう方はいらっしゃらないと 思います。宅地化した場合に、これまでの経験 からして、資産税が何百倍になることを覚悟し なければならないし、地権者としては、土地を 手放すしか方法はないと思います。そうなると、 企業に土地を買い求められ、工業適地化するこ とは明白であります。既存の住宅からしてみれ ば、更に環境が悪くなり、不満やストレスにな り、健康への影響も心配されます。道路建設に ついては、大多数の地権者は賛成であります。 道路建設後の土地活用については、地権者の判 断に任せて、吉の浦発電所周辺の環境保全に当 局は誘致責任者として努力をしてほしいと考え ます。答弁は要りません。

次、いきます。電源立地に伴う周辺の環境影

響評価調査が行われ、吉の浦火力発電所は平成24年11月に1号機、平成25年5月に2号機が営業運転を開始されました。地元との合意形成の条件である協定締結事項として、発電所構外に緑地建設及び道路建設を約束し、10年が経過しました。いつ、今述べた緑地建設、道路建設はちょっといろいろ計画されていますが、そういった約束事についていつそれが実施されるのか、その実施計画はあるのか、伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え いたします。

平成15年度より平成24年度までの電源立地地域対策交付金初期対策分で久場、泊の地域振興を最大限に受けると認識しておりますが、ご承知のとおり、平成24年度で電源立地地域対策交付金初期対策分は制度的に交付期限であります。先の平成21年3月の議会でも、村長が答弁したとおり、今後も久場、泊区の思いも理解しており、地域振興を含めて、検討できるものと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その件についても、時間的な問題があるので、そこら辺、ちょっと話は難しいと思うんですけれども、次いきましょうね。

その沖縄電力の新規事業の地域説明会に関連して、当事者である沖縄電力から自治会に直接相談としてくるが、なぜ発電所を誘致した当局から自治会に対し、そういった新規事業の、話は自治会に対してないのか、それを伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお 答えをしたいと思います。

当初、沖縄電力からのマルチガスタービン計画については、非常用発電機として構外送電は

ないという説明を受け、既存発電所の一帯とし て、村は認識し、両自治会長へ電力から説明会 を行うよう相談をした経緯もあります。最近に なり議員ご承知のとおり、非常用発電機の構外 送電計画での新規事業ということでなっており ます。吉の浦火力発電所建設計画については、 地域の合意形成の前に村、議会の誘致要請及び 誘致決議がなされました。議員及び住民から地 域住民の合意形成が先ではないかという指摘も あることから、今回、新規事業については慎重 に対応するため、住民に説明し、合意形成をま ず図ることが必要ではないかという認識をして いるところでございますが、こういう新規事業 でありますので、また地域と村と電力で相談を しながら進めてまいりたいと思っています。以 上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この質問で最後にし たいと思いますが、人が生活をしていく必須の 条件は、生活環境であります。吉の浦火力発電 所を建設して以来、低周波震動問題、グランド フレアーの不具合による炎の問題等、何かと周 辺住民は不安になったと思います。発電所建設 の地元合意形成においては、周辺の環境保全と 整備、地域振興策、地域の活性化等に電源三法 交付金を活用して改善を図る千載一遇のチャン スと考え、村当局と地元は地域振興策要望書を 作成し、締結をしてきました。10年を経過をし たが、発電所周辺の景観環境及び環境の保全で も問題があり、改善されないまま現在に至って おります。当局は、発電所周辺の環境保全、景 観をどのように認識しておられるか。沖縄電力 も事業拡大を図ることから新規事業計画をして いくものだと考えます。村当局は誘致責任と住 民の生命、財産を守る義務と使命があると考え ます。今後、周辺地域の環境対策にどう具体的 に取り組んでいくのか、その計画はされている か、伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、 お答えをしたいと思います。

村としては地元からの要望を踏まえて、やはり客観的に判断して沖縄電力に地元の意向を伝えていきたいと考えております。ご承知のとおり、沖縄電力火力発電所については、民家に近く、また周辺も民有地であり、緑地等々の問題解決については、地元自治会及び地権者の協力が必要だと考えております。地域の実情を訴えて、沖縄電力と相談をしながらいきたいと考えております。更に、今回の非常用発電機及び新規ガス事業については、吉の浦発電所構内の緑地体に建設することから、構外に新たな代替とは言いませんが、緑地形成を根拠に沖縄電力に調整をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これで終わります。 議長 比嘉明典 以上で、12番 宮城治邦議 員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩(10時49分)

再 開(11時00分)

議長 比嘉明典 再開します。

続いて、3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 3番 金城 章、一般 質問を行います。

本議会で私の通告書の内容の議論がいろいろ されましたけれども、ちょっとどうしても分か らない点がいっぱいありまして、その点も ちょっとこまめに質問したいと思います。

まず通告書を読み上げていきたいと思います。

1.地域問題について。中城村の全人口に3分の1に達する人口地域である南上原地区は、

特別な地区であると考えるが、今後公的な施設の設置する考えはあるか、どうか。6,000名余の地域住民のサポートとコミュニティをどのように進めていく考えなのか。

2.農業施策。農地バンク等の成果はどうか。 現在の耕作放棄地の現状はどうか。 中城村 において台風の影響を受けず、農産物の生産施 設を作り、村内の雇用対策と農業生産指導の中 心となるべく施設を考えていくべきと思うがど うか。

3.過去の一般質問についてですけれども、 過去の一般質問で課題検討の答弁があったがそ の後、経過はどうなったか、お聞きします。先 ほど、宮城治邦議員からもありました久場前浜 原線の進行状況についてです。各種団体の活動 支援状況について伺います。青年会、婦人会、 シルバー人材等です。では、よろしくお願いし ます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御 質問にお答えをいたします。

大枠1番の地域問題につきましては、これは 南上原を主にでございますけれども、総務課の ほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の農業施策につきましては、農林水 産課。

大枠3番、今細かな点が少し出ましたので、 都市建設課と企画課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは先ほど来、宮城治邦議員からの御質問でもありました前浜原線について、本議会でも何度か答弁をさせていただいておりますけれども、村としては粛々と進めていきたいという部分は明白でありますし、後でまた再質問の中でも答えていくかもしれませんが、この地域、久場地域の発展が中城の発展につながるものと信じて、この道路建設を今議会においても道路認定の可決もしていただきました。しかしながら、そこには100%の地主さ んの承諾が必要だというのが、まず第一前提で ございますので、100%に満たないということ であれば、再考もせざるを得ないということは 議会の中でも答弁をさせていただきましたので、 そのとおりでございます。細かな点につきまし ては、また後ほど担当課のほうでお答えをさせ ていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは大枠1と2に ついてお答えします。

確かに南上原地区については、区画整理が進 み、人口の増加傾向にあります。現在、区画整 理が実施されている中で、街区公園が7箇所の 建設計画がされ5箇所が完了しております。こ れからの10年間の計画であります。村政運営計 画であります中城村第四次総合計画の中でも公 共施設の建設については、計画がされておりま せん。あと についてですが、地域のサポート コミュニティの件ですが、地域には銀行、大型 スーパー、病院、小学校、保育園、幼稚園等が 建設されております。市街化による住環境の整 備が進んでおります。新たなニーズが見込まれ ることもあります。そういう中で必要な施設が 整備されることがあれば、地域住民とのコミュ ニケーションを図りながら検討をしていきたい と考えます。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会 事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 それでは金城 章議員の御質問である大枠 2の から について、答弁させていただきま す。

について。現在、農地の出し手6名、借りてが37名が農地バンクに登録をされております。 成果としては、平成24年度から現在までで11筆の利用権の設定を行っております。

について、平成24年度時点においては、全体で48ヘクタール。うち土地改良地区内が5へ

クタールとなっております。

について、本村の農業は農業従事者の高齢 化や担い手不足による農業生産の落ち込みが続 いている状況にあり、今後の農業を担う新規就 農者等を雇用、育成していく施設は必要である と考えます。今後、市町村が事業主体となって、 ビニールハウス等の生産施設の整備と生産者の 雇用及び新規就農者等の育成のための施設の整 備が補助事業として実施可能なのかを検討して いきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 金城 章議員の大 枠3の過去の一般質問の久場前浜原線の進行状 況についてお答えします。

先ほども宮城治邦議員にお答えしたように久 場前浜原線の進捗状況は、今年から平成26年度 まで用地買収を行い、平成26年度、27年度工事 を開始し、平成27年度完了予定をしています。 以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。 青年会、婦人会、活動状況についての質問に ついてお答えいたします。現在、婦人会は連合 会としまして、6団体が加盟し、活動しており ます。青年会におきましては、現在2団体と個 人的に十数名の方々が連合会に加入して、活動 を行っております。以上であります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では金 城 章議員の大枠 3、過去の一般質問のシル バー人材センター活動状況を御報告したいと思 います。シルバー人材センター活動状況につい ては、次年度も引き続き会員拡大を初め、当該 センター事業の支援、公共施設の無償提供、補 助金の交付、活動助言、相談、公共施設の維持 管理見積斡旋等を引き続き支援してまいりたい と考えております。以上でございます。 議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それではちょっと順番 は逆にしていまして、先ほど来、本議会で ちょっと中心になっている久場前浜原線のこと から質疑したいと思います。私は賛成なのか、 反対なのか、本議会の答弁を聞いているとどっ ちで受け取ろうかなとちょっと疑問で、再質問 をしたいと思います。これは住民説明会はなさ れたのかどうか。何回なされたのか、お願いで きますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

住民説明会については、当初平成17年から今の道に関しては説明会をやっています。17年から25年度まで12回の説明会を終えて、市街化区域の編入も含めて説明会は12回持たれております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 12回ですか。それでは 先ほど来、問題になっている地権者の同意が得 られないということは説明会に参加していな かったということですかね。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。 説明会に参加される方もいました。以上です。 議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それではもう一つ、予算の面で聞きたいんですけれども、この予算はいつまでに着工しないと利用できなくなるのか。私は以前の質問では、27年度までに決定しないとこの予算が使えなくなるのかなと思って、今度の通告書質問に出したんですけれども、計画変更等もあれば、いつまでに決定しないといけないのかどうなのか、これはぜひお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお 答えいたします。

久場前原浜線の建設工事については、当初計 画で平成18年9月1日総合事務局との合意では 実施年月日が平成18年から平成20年でございま した。20年9月12日に変更届をいたしまして、 実施年度が平成24年から平成26年という総合事 務局との、国との調整をしておりますが、実質 的に促進対策交付金は29年度で期限であります。 今回の事業計画のメニューには村道久場前浜原 線が最後の事業でありますが、入札残とか、そ れから変更が出た場合の予算の全額執行を図る ためには平成27年度に変更手続きをしなければ なりません。変更手続きには設計認可等で12カ 月を要するということで、これまでの状況から すると、平成27年度で変更があれば変更しなけ ればならないということであります。以上でご ざいます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今の屋良課長からの答 弁も私の考えと全く同じでありまして、27年度 にはやっぱり最終決定をしないということは確 かでありますよね。これがもし数名の同意を得 られていないで、今議会でいろんな議論があり ますけれども、そこの同意が得られない場合に 本当に最終的に27年度には決定しないといけな いと、もし得られない場合は変更する予定があ るのかどうか。それは何年度にこれを終始符を 打つのか、決定をするのか、そこをどなたか答 弁できますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問は期限的な部分だと思いますので、約3億円の執行ということでございます。27年度にもし変更ということであれば、27年度に変更ということであれば、26年度にはいろんなそれに向けての最終決定を下すための下準備をしなければいけないと思っております。ということは、私自身の考えでは1年も残されていないのではないかという考えです。ですから26年度

の初期の段階でははっきり地主さんとの話や地権者、地域との話し合いを白黒という言葉はどうかわかりませんけれども、はっきりしないと万が一3億円の執行ができないということになりますと大きな痛手になりますので、私自身の頭の中では26年度の早い時期にそれで今担当課にも結局は地主さんの同意の問題が一番ですから、この同意が得られるかどうかの見極めを早目にしてくれということで話しているところでございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 わかりました。先ほどの答弁とちょっと重なりますけれども、もう一度確認のためにお願いします。数名の同意が得られていない方々との話を先に進めると答弁があったんですけれども、これはどういうふうに進めていって、この数名の方の同意が来年度得られなければすぐ決定しないといけないですよね。それはどういう形で、またそういう説明会なり、同意を求めていく考えなのか、もう一度お願いできますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

地主の4名、あとは1人の借地人に対しては すぐにでも何回でも会って説得していきたいと 思います。今のところは説得しかないと思いま す。地域住民が望んでいる道であれば、説得し て4名の同意を得ていきたいと思っています。 以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ早目の設置がある だろうということで、この一般質問には出して、 そうしたら本議会でいろいろな議論がありまし て、決定という再質問にしましたけれども、ぜ ひ早目に進めていただいて、またこの前浜原線 がちゃんと執行できるということになったら、 また下水道の変更が出てくるかと思いますので、 ぜひ早目に決定していかないといけないんだと 思います。後でもう一度この件、また答弁をいただくんですけれども、別に移ります。

同じ段で、青年会、婦人会、この活動支援を行っていますけれども、今地域活性化で各自治会にはやはりいろいろな活動をしている団体には支援がそれだけついていますけれども、この青年会からもちょっと要望がありまして、やはり資金が足りないとかそういう話も耳にして、つび、そういう資金面等もどうですか。ずっとですけれども、そこはどうなのか、婦人会もそうですけれども、そこはどうなのか。またシルバー人材センターも去年設立しましたけれども、ラントがとしてほとんど役員の方がボラントにしてそういう支援もこれから考えていけるのかどうか、少しお願いできますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

婦人会あるいは青年会への助成金についてでございますが、これまでがずっと同じですかというふうなことですが、決してそういうことではなくて、それぞれの各種団体の活動状況あるいは補助金の使い道、そういうことも検討しながら審査をし補助金額を確定させていっている、そういうつもりでございます。ですから平成24年度と25年度につきましても、婦人会、青年会、若干の補助金の額の変更はございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではシ ルバー人材センターの資金不足という御質問に お答えをしていきたいと思います。

まず当該センターの目的については、高齢者の生きがい、働く喜び、健康維持、それから社会参加、福祉の増進など地域活動や環境整備に寄与していきたいということを目的に設立し、基本的には自主経営を目指していくという方向で設立しております。きのうも與那覇議員に状

況を説明しておりますが、経営的な計画執行は順調に進んでいるということであります。やはり補助金という考え方ではなくて、シルバー人材センターは営業的パイも持っておりますので、現在の受注件数としましては、公共施設から1件、一般企業が20件、個人家庭から21件、計41件で10月末現在で164万6,226円を営業していっております。さらに営業活動を続けて、これから公共施設の見積もり等も現在ミスマッチがありますが、そういう観点をクリアしていけば、やはり目的である自主経営に近づけるのではないかという努力をしていただきたいということでございます。以上でございます。やは

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今、資料を村長、副村 長に渡しましたけれども、これは別の市町村の シルバー人材の役員の報酬です。本村がいかに ボランティアでやっているかというのが見える と思いますので、ぜひ見ていただいて、これか ら検討していただきたいと思います。屋良課長 から話がありましたとおり、やはりシルバー人 材ですが、生涯現役と健康、自立、貢献を目指 していくということを訴えていますよ。去る11 月2日ですか、健康づくり講演会をシルバー独 自でやっている。多分、県内初めてではないか というその講演会ですが、こういった取り組み 等を一生懸命取り組もうとしている人材であり ますので、やはり事務所がしっかりしないとど うしようもならないと思いますよ。やはりある べき支援は少し増やして、そこをやっていただ かないといけないです。それとシルバー人材で すね、一般高齢者とシルバー人材に通じて就業 している会員との医療費の比較が一般高齢者が 41万8,000円、シルバー人材会員のメンバーが 35万8,000円、年間の医療費です。一人当たり 6万円以上の減があると。健康にもやはり健康 福祉関係にもお金が助かると。少しの支援はし ていただかないと、またすぐ大きくなりますの で、一人が6万円と言えば、もう100名集まれ ばいかになるか。また、シルバー人材の来年度 はまた人材会員拡大も図っているということで すので、ぜひ今後もいろいろな考えで支援をし ていただきたいと。それと青年会もぜひ予算面 で少し苦労しているみたいです。活動はやはり 手持ち弁当でもできる範囲までしかできません ので、ぜひそういう面を。やはり私も人材育成 はいかに大事だということを皆さん方はぜひ もっと考えていただきたいと思います。ボラン ティアでできる範囲は限られております。また、 ゆとりのある方はボランティアにもっと参加し ていただきたいと思います。ぜひ、執行部の 方々もぜひいろいろなことをボランティア的な ことを望みますので、この件はぜひ考えて検討 していただきたいと思います。

次に、南上原の件ですけれども、南上原は今 までにない中城村にない地域ができました。人 口もやはり3分の1弱の人口になりまして、こ れから本当にいままの自治体でいいのか。そん なに広い地域ではないんですけれども、人口だ け多くなったと。本当にこれから何も公的施設 を考えないでいいのか。今、4次構想では入っ ていないんですけれども、絶対これから検討し ないといけない。吉の浦に公的施設を1局集中 するのは私も大賛成であります。しかしながら、 これだけ人口が増えた地域に1個ぐらいは公的 施設を中央公民館なり、ホール的なものである かどうかわかりませんけれども、そういう地域 住民がすぐ利用できるものをこれから絶対考え ていかないといけないのではないかな。今、一 括交付金もありますけれども、この地域に対し て一括交付金で使えるような施設をつくれるか どうかをぜひ検討して考えていき。将来的には 絶対、住民の方から要望が、上がってくるんだ ろうと私は考えております。先々に構想に入っ ていなくても、ぜひ検討なり、考えていくこと は確かにできると思いますので、ぜひ取り組ん

でいただきたい。これは下地区に集中して集まる公共施設ですね。吉の浦近辺にいろいろ今度は歴史資料館もできますが、1箇所に集めるのはいいこと。これは上地も一つですね。今、コミュニティバスもどうなるかまだ検討されているところですけれども、それも踏まえてぜひ南上原近辺に設置したほうがいいのではないかと私の考えであります。その件について、どなたか答弁できますか、もう一度。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

議員のお気持ちはよく分かっているつもりでございます。下にいろいろな公共施設があるから、上にもというよりも必要に応じてそれは考えていけるものだと思っております。どうしても南上原地区にこれが必要なんだということがあれば、確かに4次構想の中にはないかもしれませんけれども、それはまた議員の皆様方の協力もいただきながら、その必要に応じて我々当局が応えられるか。もちろん財政面も含めてそういう意味では今後検討していかなければいけないと思っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ将来的には必ず必要になると思いますので、ぜひ皆さん方、次の構想的なもので施策なりに入れていただき、検討していただきたいと思います。

次に移ります。農業施策でありますが、皆さん方にこの資料、執行部の関係者の方々に配ったんですけれども、あとは議員のメンバーに配りましたけれども、これは後ろのカラー刷りは三重県の伊賀市、忍者の伊賀ですか、そこのものですけれども、ファームもあります。私はこれを見て與那覇議員からいただいたんですけれども、私の考えと全く将来的には中城村の構想的なものです。こういう感じに進めていけないものなのかどうかという考えであります。農業の復興もそうですし、地域環境も一緒ですし、

またその農業生産物を生かしてレストランなり、 販売ルートですか、一手に全部そこが引き受け てやっていらっしゃる。全部直でやっていらっ しゃるものですね。レストラン運営から全部、 年々下のグラフを見られたら分かるんですけれ ども、農業生産はそれだけ上がっていなくて、 販売が上がっていらっしゃる。これはレストラ ンとか、そういう6次産業的なものも売上とか もずっと上がっていらっしゃる。こういう形で いろいろな取り組みをしていかないといけない んだと思いますけれども、それで調べましたら、 県の予算にこの農業支援新規就農コーディネー ターとか、アドバイザーも支援事業にあります。 それと施設をつくる補助金も8割補助があるん ですよ。それを村自体が事業主体は市町村農業 会議、農業共同体、法人施設とかありますけれ ども、村独自で耕作放棄地、遊休地ですか、そ こにいっぱいありますので、そこを借り入れし てどうにか計画ができるかどうか、答弁お願い できますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会 事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 お答えいたします。

今、お配りされています事業内容、これは多分県の事業で一括交付金だったかと思うんですが、その中身については、まだ十分な把握はしておりませんので、今すぐ実施可能かというのはお答えできませんけれども、当然、中身的にもう少し十分確認して、もし検討が可能であれば事業として考えてもいいのかなと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 事業を取り入れた村で 事業を取り入れて施行したら、一番県内でも失 業率の多い中城村でありますけれども、そこの 雇用もできる。まだ農業の体験就業ですか、そ れに取り組ませて1年、半年、取り組ませても らったらそこをリタイヤしてもまた、村内各地 で遊休地を借りて農業もできると、そういう利 点もありますけれども、ぜひこれも取り組んで いただきたいんですけれども、それと専門技術 者から農業を教えていただくのと、個人的に今 農業をやっている方と作物の出来、不出来が相 当違いますね。それを検討してできるかどうか。 それとこういう取り組みは失業者対策になりま すけれども、どうですかね、取り組み考えられ ませんか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

御提言しっかりと受け止めたいと思いますし、これを我々公共でできるかどうかは別にしまして、何らかの失業対策と言いますか、就農支援と言いますか、それにつなげるような方策は公共も含めていろいろな機関と連携をしながら考えていくものではないかなと思っておりますので、今の御提言はしっかりと受け止めていきたいなと思います。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ先ほど宮城治邦議 員からTPPとか、農作物の話もありました。 この施設をつくると農作物をつくりながらまた 研究もできると。この研究施設にもまた補助金 もあって、機械設備の補助金も出ますし、そう いうことをぜひ一石何鳥かの利点が出ると思い ますので、ぜひ前向きな検討を一括交付金のあ る間しか設営できないと思いますので、ぜひ考 えていただきたいと思います。それでは一番最 後、フリーマーケットですか、ファーマーズ的 なものですけれども、これは今の朝市を取り組 んでいるんですけれども、朝市を毎回設営だけ して、本当に定施設の朝市的な場がほしいんで すけれども、それもこの資金で多分つくれるだ ろうと思います。その件もちょっとぜひひとつ 答弁お願いできませんか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 お答えいたします。

確かに今現在、毎月1回の朝市を開催しておりますけれども、できれば固定化された施設とかというのは必要かと思いますけれども、この資料にあるような事業の中でこういったのが施設の設置できるのかどうか、これはちょっと県との確認を取りながら考えてみたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ前向きに、いつも 朝市から農林水産課の皆さんは御苦労なさって いますけれども、ぜひそれも少なくするために ぜひ固定化の検討をよろしくお願いします。

もう一度、念押しで先ほどの久場前浜原線の件について、もう一度確認をしたいと思います。住民が利用できるいい道になろうかと思いますけれども、そこは早目に執行しないと予算がだめになると。この年度をぜひいつまでに決定するのか、この同意が得られなければ本当にいつで期限を切って変更するのかだけ少し答弁、どなたかできませんか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

分かっていることだけ答弁させていただきたいのですが、分かっているのはもうそんな時間がないということと、それの期限が平成何年の何月までというのは、今ここで答弁はできませんけれども、早目にとにかく決着をつけたいというのが一つと。それとあえてお話をさせていただきますが、私の念頭では今回議員の皆さんにも議決していただいた村道の認定も含めて、道路だけをつくろうということではありませんので、道路に3億円をかけて道路だけをつくろうということではありませんので、道路に3億円をかけて道路だけをつくろうということではないです。これはあくまでも市街化編入を視野に入れて、市街化編入ということは、土地の優位性と言いますか、選択性が

広がる。そこには村の発展も地域の発展と共にあるというのが考えですので、道路建設プラス市街化編入を視野に入れてのものでございますので、それに向けて私も一生懸命やりたいというのがまず一つと。しかしながら、これは100%の地主さんの同意がないとできるものではないですし、強制収用しようというつもりもありません。我々にはほかにもやるべきことの事業がありますので、この3億円を有効に使うために今一つこれを進めていきたいというのと同時に、これが決着してだめということであれば、もう迅速に別の事業にまた組み入れていきたいという考えを持っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ私も早目につくっていただけるのかなと思って、本当に先ほども言いましたけれども、この一般質問を出しましたけれども、いろいろな議論がありまして、やはり期限は打たないといけないだろうと思って、今再質問をしております。ぜひ早目の執行を工事進捗をできますことをお願いしまして、一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で、3番 金城 章議 員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩(11時40分)

再 開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開します。

続いて、5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 それでは5番 新垣光 栄、通告書に従いまして一般質問を行います。

大枠の1番、公共施設の整備について。 基本構想・基本計画に伴い、本村においてどのような公共施設を整備していく考えがあるか。構想の中には図書館ということで、しっかりうたわれていますが、それ以外の施設はどのように

考えているか。 上地区・下地区における公共施設の実施計画はどのようになっているか。これは実施計画ですので、3年ローリングの実施計画のことを言っているんですが、もし計画があれば基本計画とか、構想のものも含めてやっていただきたいと思います。そして、 、今回実施している野球場、遊具整備の進捗状況は、また、吉の浦公園・海岸の今後の活用計画は、どのように考えているか、伺います。

大枠の2番、各種団体の支援について。 各課に係わる各種団体の補助金の額、活動状況の実態を把握しているか、伺います。 諸団体を今後どのような基準をもって評価していくか、伺います。

大枠の3番、一括交付金について。 広報なかぐすくに「まちづくり提案」の募集掲載があったが、提案書は何案あったか、伺います。

グスクの会から提案のあったツワブキの苗場 計画及び予算確保をどのように考えているか伺 います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の は企画課のほうでお答え をさせていただきます。 につきましては、生 涯学習課。

大枠2番につきましても、企画課。

大枠3番 は企画。 は企業立地観光推進課 のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠2番の各種団体各種団体の支援についてでございますが、午前中にも少し答弁があったかと思いますけれども、各種団体の活動を村としてでももちろん奨励もしていますし、支援もしていくつもりでもございます。地域を盛り上げて、そして明るく楽しくやっていただくために、この補助金も含めて審査会のほうでしっかりと意見を集約して決めていきたいと思っております。私としましては、

しっかり活動している団体については、もう喜んで相応のことをしていきたいなと思っております。あとはまた細かい点は課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えします。

公共施設の整備についてでございます。基本 構想・基本計画(いわゆる総合計画)で掲げた 公共施設の整備といたしましては、施設の老朽 化に伴う喫緊の課題であります役場庁舎の建て かえが挙げられます。村政の拠点であり、住民 サービスや情報の提供・発信、防災への対応な どで重要な施設であることから、適正な配置を 含め、早急に検討する必要があると考えており ます。また、多様化するライフスタイルに対応 するため、社会教育、生涯学習の拠点となる吉 の浦会館や吉の浦公園内の護佐丸陸上競技場、 吉の浦公園周辺、各種施設、村民体育館など既 存施設にも機能強化と充実を図るため、計画的 な整備・維持管理にも力を入れているところで ございます。さらに、村民からのニーズの高 かった図書館につきましては、子どもたちの学 習や新たな生涯学習の拠点として、護佐丸歴史 資料館図書館として整備を進めているところで あり、次年度から工事に着工し、平成28年4月 の供用開始を目指しております。また、公園の 整備については、吉の浦公園や糸蒲公園ととも に南上原土地区画整理地区内の街区公園も年次 的に整備を行っているところでございます。糸 蒲公園については、今年度で工事が終了する見 込みであり、平成26年度に供用開始する予定で ございます。街区公園については、7カ所のう ち、今年度で5カ所が供用開始する予定であり、 残りの2カ所につきましても、順次整備する予 定でございます。その他の公共施設につきまし ては、住民のニーズや緊急性、それから財源の 確保、諸課題を解決したうえで、順次、整備を 行いたいと考えております。

次に、上地区・下地区における公共施設の整 備についてでございます。第4次総合計画、基 本計画におきまして、土地利用の基本方針の中 で、「村内の4つの拠点を生かした村づくり」 を推進することとしております。4つの拠点と 申しますのは、まず1つ目に県営中城公園周辺 の「歴史文化ふれあい拠点」。2つ目に、村中 央部に位置する吉の浦周辺の「豊かな暮らし サービス拠点」、3つ目に、南上原土地区画整 理地区の「都市文化交流拠点」。4つ目に、沖 縄電力吉の浦火力発電所周辺の「商工業振興拠 点」でございます。上地区の「都市文化交流拠 点」におきましては、特に住環境の整備としま して、道路を初め、上下水道、公園等の整備を 中心的に実施しているところであります。さら に診療所や保育所など、民間による公益施設も 整備されているところでございます。下地区に おいては、「豊かな暮らしサービス拠点」であ る吉の浦周辺におきまして、村民の利便性を高 めるため、各種スポーツ施設、生涯学習並びに 社会福祉施設の整備を行ってきたところでござ います。中でも、次年度から着工する「護佐丸 歴史資料館」は、村民から大きな期待が寄せら れていると考えております。今後につきまして も、順次、サービス拠点にふさわしい公共・公 益施設の整備に努めていきたいと考えておりま す。

次に、大枠2の各種団体の補助金の額及び活動状況の実態につきましては、団体を所管する各課において把握しているものと考えております。各課におきましては、各種団体等から補助金交付申請書兼予算計上依頼を受けて予算要求を行っておりますが、その際には、前年度の事業報告書、前年度決算、次年度の事業計画及び次年度の収支予算の添付を義務づけておりますので、各種団体の活動状況について把握しているものと考えております。

次の諸団体をどのような基準を持って評価し

ていくのかということの質問ですが、ちょっと 難しい質問でございまして、諸団体に対する補 助金をどのような基準で交付するのかというふ うなことで理解をして答えさせていただきます。 中城村各種団体育成補助金、交付規定の第1条 に「本村の産業、経済、教育、文化、スポーツ、 福祉等の発展のため、各種団体に対し、予算の 範囲内において、補助金を交付し、これらの育 成を図ることを目的とする」とそのようにうた われております。従いまして、補助金を交付す ることによりまして、団体の育成につながるか ということが基準であると考えております。交 付額につきましては、補助金の支出目的計算基 礎の適否、前年度事業実施状況並びに次年度企 業の計画、前年度決算、当該年度の予算及び次 年度の予算の概要、こういうものを基準として おり、各年度決算における不用額も確認をし、 審査会として決定しております。

次に、大枠3 一括交付金のまちづくり提案 についてお答えいたします。

まちづくりの主役である住民に、まちづくりへの参画の機会をつくるため、広報なかぐすく11月号及び本村ホームページへ掲載し、まちづくりにつきましてのアイデアや意見を広く村民に募集をいたしました。第4次総合計画基本構想で掲げております施策の大綱の第1番目に位置づけております「住民参画」に基づき、村民一人ひとりが村づくりに積極的に取り組める村の実現に向けたものでございます。残念ながら、12月18日現在、まだ提案はございませんが、今後も定期的に村民からの意見募集を行っていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新 垣光栄議員の御質問にお答えをしていきたいと 思います。

大枠3の について答弁をさせていただきま

す。平成25年度産のツワブキの種をごみ袋というんですか、そういう袋で10個分採取していること。その種を畑に蒔いて育て、中城城跡や歴史の道の斜面に植えていく計画の相談がありました。そこで課題が種苗の中間育成のためのビニールポット鉢及び土代が必要だということでしたので、企画課と相談をいたしまして一括交付金の検討を行いましたが、同事業の実施時期等で難しい状況のため、同課の地域振興事とび農林水産課の緑化推進事業などの活用を協議するため担当者を集めて協議した経緯があります。施設については、花と緑のふれあい広場のハウスを有効的に活用ができるものではないかということで提案をしたところであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 それでは大枠1番 の について、お答えいたします。

まず野球場でありますけれども、野球場は11 月より着工しております。来年1月末には完成 の予定であります。遊具につきましては、11月 15日に工事契約を済ませ、現在本土の工場にて、 遊具を作成しているところであります。来年1 月末か2月初めごろには現場に到着予定で3月 の初めには完成する予定でございます。

次に、吉の浦公園の活用についてでありますけれども、吉の浦公園はいろいろな運動施設があり村民の体力向上、憩いの場となっていると思っております。特に陸上競技場はプロサッカーチームのキャンプ地や日本代表の陸上競技の練習場としても使用され、県内外からも好評を得ております。これからも村民の競技力向上、健康づくり憩いの場各種競技のキャンプ地として活用していきたいと考えております。海岸につきましては、村民の散歩コース、村民の憩いの場と考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 では再質問を順を追っ

てやっていきたいと思います。

まず大枠の1の 基本構想・基本計画に伴い、 本村においてどのような公共施設を整備してい くかということで、図書館と庁舎、その吉の浦 公園の改修工事等が挙げられていました。私も 基本構想、基本計画を見ていて、そのように 着々と浜田村政のもと進んでいるなと実感して おります。その中に先ほど金城 章議員の質問 にも答えていたんですけれども、南上原の公共 施設に関して、若干足りないのではないかなと 考えています。そして、村長の答弁では必要に 応じて答えていくということがありました。そ の基本構想、基本計画にのっとらないで住民の ニーズに応えていくということで、大変いいこ とだと思っております。早急な喫緊な課題だと 私は思っております。先ほど住民参画というこ とで言われていたんですけれども、企画課長は その住民参画の中でまちづくり提案をやってい ただいたということであったんですが、これが 本当に基本構想の最初の項目で一番大切な項目 だと思っているんですけれども、村民の参画に 支えられた協働の村づくり。新しい公共という ことでやっていると思います。基本計画の中に もそのような項目が挙がっています。その住民 参画の人づくり、地域づくりにおいて、集う場 がないとなかなか人は育たない。ほとんどの講 習会等を行くと人づくりをすれば地域がよくな るということを大体の講師が言うんですけれど も、私は逆に人が育つ環境をつくることが住み 続けられる町の原点ではないかなと。人をつく ると40年ぐらい、50年ぐらいのスパンしか持た ないんですけれども、環境をつくると継続して いけるのではないか。人が育つ環境。昔の人は 偉かったと思いますね。ちゃんと遊ぶナーとか、 モー遊びのモーとか、そういうコミュニティを ちゃんと持っていたと考えています。それを考 えたときに南上原地域におけるコミュニティ施 設があまりにも貧弱ではないかなと思っており

ます。以前、南上原は南組、中組、北組という ことで、公民館が3つあったそうです。本当に これはすごいことだなと。やはりコミュニティ ですね、リージョンというコミュニティの中で の自分たちが自然の中で生きていく、歴史的な 社会構成の中でおのずと立ち上がったものがそ れではなかったかなと思っています。その3つ あった公民館が今一つしかありませんよね。本 来であれば街区公園の横に村が100坪でもいい ですし、200坪でもいいですので、公共投資を して買っていただいて公民館をあと一つ、二つ つくってもいいのではないかなと思っています。 そうすることによって、行政コストのかからな い長期的に見て、確かに投資は大きいかもしれ ないです。坪25万円ですので、しかし長期的に 見るとこれが行政コストにかからない行政運営 ができていくのではないかなと思っていますけ れども、どうですかその辺は。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

光栄議員のおっしゃっているそういう気持ち、あるいは思いというのも村長もよく話をするのですが、その辺の思いと言うのは、理解はできます。ただし、やはりこの街区公園の隣に施設をつくるということになりますと、当然財政的な負担と言うのが生じていきます。そういう意味からも長期的な計画で持ってやるというようなことは可能かもしれませんが、今の段階でつつ一つに公民館とは言うのは、少し無理があるのではないかなというようなことで感じています。おっしゃっていることはやはりその地域、コミュニティの向上のためにはそういったことの考え方もあってもいいのかなというようなことは感じております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、財政的なものだと いうことで、いつも引っかかってくるのが財政 的なものだと思うんですが、この財政的なもの

で地域というのを分類すると、自然発生型に立 ち上がってきたリージョンという考え方のコ ミュニティですね、これが今、伊集から久場ま での自然発生的に自然の中で生きていくために 自分たちでコミュニティをつくってきたという 考え方のコミュニティと、今中城ではエリアと いう考え方で都市計画によって、強制的に都市 ですね。その中の違いというのが、自然に囲ま れておのずとコミュニティがなければ生きてい けないという考え方の中の公共のやり方と、強 制的に整備されて集められた都市の考え方では、 その周りにあるのが自然だったり、ユイマール だったりという地域と南上原に関してはその周 りに資本とかそういう共同体コミュニティが住 民共同体ではなくて、企業共同体のような感じ がすると思うんですよ。エリアという考え方の 取り方をすると。そしてイギリスにおいては、 このエリアのコミュニティをどのようにつくっ ていくかということで都市計画が発達してきた と。その都市計画において、税金を投入してき た。税金をいただいて、この環境を整える。自 然とか、協働というものの中でしか人は生きて いけないので、そのカバーするためにそういう 公共の投資、都市計画が生まれてきたと言われ ている。南上原からの財源を持って、ちょっと 無理してでもいいから投資していくことが、こ のコミュニティを形成していく上で中城村に とっては大切なことではないかなと思っていま すけれども、そのような投資していくことが都 市計画の元祖であり、また税金の使い方の根源 だと言われているんですけれども、そのような 投資は毎年5,000万円ずつの税の伸びにすると、 5 億円投資しても10年で元を取ってしまう。そ れを考えると安いものではないかなと思ってい るんですけれども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。 非常に難しいと言いますか、計算上も難しい 話になりますけれども、南上原に限ってお話を すれば今確認しましたら160億円ぐらいですか ね、区画整理に先行投資と言いますか、やって おりますし、また一般会計からももちろん持ち 出しもそれなりの金額はありますけれども、そ れだけではなくて、収入の源という意味ではも ちろん今の中城の財政にとっては非常に大きな シェアを占めているのは事実でもありますし、 これから南上原に関しましてはいろいろ人口が 増えれば当然需要が増えていくわけですから、 我々はそれを供給していく義務がありますので、 それは一つずつ考えていきたいと思いますが、 一概に5億5,000万円から6億円というそう いった数字的なものではなくて、何度もお話し ましたとおり、必要なものを適宜、そこに投資 をしていくと。そして我々は行政にとって一番 大きなものは費用対効果がどれだけ望めるかと いうことでございますので、その投資した分に 見合う効果が望める地域だとはもちろん十分思 いますけれども、それに見合った形で今後検討 させていただきたいと。そういう答弁にしかな りませんが、ひとつ御理解願います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ費用対効果ということで、十分費用対効果がこれから出てくると思います。保育にしても学校関係にしても短期的には回収するのは難しいと思うんですけれども、長期的に見れば十分余りが出てくるぐらいの投資になると思いますので、長期的な基本構想、基本計画の中に執行部の皆さんも頭に入れて、今後の南上原、それと北上原の開発に都市計画においてはそのような充実した施設を考えていただきたい。そして、南上原に関してはや央公民館ですね、社会教育上の公民館がぜひ必要ではないかなと思っております。そういうのを今土地が安いうちに買っておく。それも長期戦略の一貫ではないかなと。下地区においたら和宇慶、伊集、北浜、南浜に大きな一つ公民館

をつくるとか、津覇であれば津覇、浜、奥間に 大きいのをつくる。安里、屋宜であれば吉の浦 を活用する。そして添石、伊舎堂、泊において はもう一つつくるとか、このように公民館を中 心とした行政を行うことによって、保育、それ から介護、その辺が一気に行政コストがこれか ら地方分権の時代にそういう施策が打てるので はないかなと思っています。そして、今、今回、 南上原が終わると多分登又方面の開発になって いくと思うんですけれども、あの登又の公民館 ももう少し土地を今のうちに購入しておく。60 メートル掛ける60メートルのウナーをつくって、 その傍に60メートル掛ける20メートルの施設を つくれるような。一番理想が久場の公民館だと 思っています、行政を行えるためには。あのよ うな公民館をしっかり今のうちに公共用地の取 得、用地取得分の費用が1億円あると思うんで すよ、中城村には。そして土地開発公社のほう で借金もできると思いますので、今のうちに公 共用地を買っておくことが今後、住みよい中城、 住み続けられる町づくりの大きな原点になるの ではないかなと思っていますので、その辺を しっかり長期計画の中に入れていただきたいと 思っています。

次、 吉の浦の整備について、今お伺いしたんですけれども、もう少し整備をするときに関係者の調整をしながら使い勝手のいい本当に整備していただくのは本当に感謝していますので、バックネットが今回台風が来たら危ないという状況の中で予算をつけてもらっています。本当に感謝していますが、もう少し関係者の皆さんと協議しながらやっていただきたいと思っております。そこで疑問なんですけれども、その野球場に関して、散水設備と放送設備、それから排水溝はどのようになっているか、伺います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。 放送設備に関しましては、陸上競技場の管理 棟の中にある放送設備を利用してやっております。排水設備に関しましては、19年度に盲暗渠を工事しております。散水施設は現在調査したところ、利用できない状況にあります。これはちょっと調査をして、どこに原因があるか、今調査中であります。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、放送設備、それか ら散水設備、排水設備のほうをお伺いしたんで すけれども、放送設備に関してはあるんですけ れども、取り付け方がまずくて、野球の大会に 使えないと。ハウリングとか、山びこの現象が あって使えないものですから、その辺を改善し ていただきたいと。そして、また排水設備のほ うには今バックネットのほうにも排水設備があ るんですけれども、今バックネットをつくると きに、この排水設備を壊してしまうと、また排 水ができなくなりますので、しっかり復元して いただきたいと。そして、散水設備のほうもあ るのに使えない状態で、夏場は試合の時とか、 子供たちの目・ロにグラウンドの状態が砂状態 のものですから、大変試合とか、練習に支障を 来していますので、ぜひある散水設備ですので、 お金は掛からないと思いますので、ぜひ生かし ていただきたいということですね。その辺を含 めて、整備していただくのは大変いいんですが、 もう少し関係者の皆さんと協議しながら、今後 やっていただきたいと。何故かと言うと、今陸 上競技場から野球の用具は全部出されていまし て、体育館のベランダのほうに置かされており ます。体育館のベランダで石灰とか置かれて、 いつもベースが盗まれたり、いろいろな器材が 盗まれたりしています。石灰に関しては雨が降 ると固くなって使えない状況がありますので、 その辺も含めて、今後整備するときには、ぜひ 関係者の皆さんと協議しながらやっていただき たいと思っています。そして、海岸の今後の活 用に関して中城村の基本計画の中にも、この海

岸を活用して生活環境の保全を行いながら、環境を整えていくということであったんですけれども、生活空間を確保していくということであったんですけれども、その中で海岸というのは、村がさわれるのかどうか、計画ができるのかどうかです。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

海岸については、エココースト事業で管理は 中部土木管轄ですので、もし便益施設があれば うちのほうで管理すれば中部土木のほうは許可 すると思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この海岸というのは、 中城の一つの自然、または特徴ある中城の景観 をなしているものだと思っていますので、ぜひ 民泊事業のときにも、この子供たちがどこにい きたいかというと、すぐ吉の浦の公園に行きた いというんですよね。それだけ私たちはそんな に感じていないと思うんですけれども、内地か ら来る子供たちとか、観光客にとっては海とい うのは、本当に魅力があるみたいですね。すぐ 海に行きたいと言う。近くにあるものだから、 海で貝殻を拾って、写真のつい立をつくったり、 いろいろなことをしていますので、ぜひこの海 岸沿いを村長がいつも言われるように8キロあ る海岸沿いをどうにか村が県と協議しながら整 備していく構想もあってもいいのではないかな と。今は歴史の道が山の尾根沿いを通った歴史 の道。そしてこの海岸沿いを未来への道とつけ て、ぜひ二刀流で整備を県や国と協議をしなが ら整備していければなと思っているんですけれ ども、どうでしょうか、村長。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に素晴らしい提言だと思います。やはり 沖縄ですし、せっかく我々は海岸を持っている 市町村ですし、それは十分資源として、観光資 源なのか、教育的な資源なのかも含めて、資源 として考えて方法を打ってみたいなと思ってお ります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ県や国と協議しながら可能だと思っていますので、歴史の道ができたように、この未来の道ということで、海岸沿いを整備するのも可能だと思っていますので、よろしくお願いします。

では大枠の2番ですね、各種団体の支援について、再質問をさせていただきます。先ほど、金城議員からもありまして、また次に仲眞議員からもありますが、その中であまり突っ込まないようにやっていきます。婦人会、青年会、子供会に関しては、次の仲眞さんの質問もありますので、ちょっとだけ数字だけ確認していきたいと思います。先ほど確認した婦人会が6団体、青年会が2団体、子供会が2団体ということで、先ほど報告がありましたけれども、この数字は中城村の数字だと思います。各市町村、うるま市、宜野湾市、沖縄市、北中城村、北谷町、読谷村、嘉手納町、恩納村、西原町の加入状況は皆さん把握しているかどうか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。 生涯学習課長 名幸 孝 お答えします。 近隣の市町村の加盟率については把握はして おりません。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 これは 2 年前だったですか、地域の日をつくろうということで、私達が調査して調べたときのものですけれども、きのう出してみましたら、各種団体の加盟率が一番低いのは中城村です。 ざっと言いますと中城村の婦人が28.5%です。 うるま市が22%なんですけれども、それ以外は宜野湾市が30%、沖縄市37.8%、北中城村が42%、そして北谷町が73.9%、嘉手納町が100%、恩納村が60%、西原町が40%、婦人会がですね。青年会がうるま

市が34.9%、宜野湾市が56.5%、本村が9.52%、 婦人会に関しては2.85%ですけれども、沖縄市 が青年会に関しては64.9%、北中城村が64.3%、 北谷町が54.5%、読谷村が60.9%、嘉手納町が 83.3%、それから西原町が25.0%。そして子供 会に関しては、うるま市が33.3%、宜野湾市が 95.7%、そして沖縄市が48.6%、北中城村が 100%、北谷町が45.5%、中城村が9.52%、読 谷村が65.2%、恩納村が100%、そして西原町 が31.3%、本当に一番中部地区において、諸団 体の加入率が一番悪いのは中城村です。この2 年前に本当に親裕課長と呉屋課長が頑張っても らわなければ青年会も多分立ち上がってはな かったのではないかな。青年会を立ち上げてい ただいた親裕課長と呉屋課長には頑張っていた だいたなと思っています。そのように各課が頑 張っていただいて、各課の各団体の活性化に取 り組まないと中城村はコミュニティがあるとか、 地域があると喜んでいるんですけれども、これ があるのは今70代の皆さんが頑張っているから だと思います。60代、70代の先輩たちが頑張っ ているから、今の中城村のコミュニティが守ら れていると思います。特に50代、本当は今主力 で頑張らないという、私達が何もしていないも のですから、この50代の皆さんが頑張っていた だかないと中城村はこれから他のところは1回 ポシャって再生してきた。それだからコミュニ ティがしっかりしてきた。しかし、中城村は先 輩たちが頑張ってきたものですから、ポシャら ない前に空洞化が起こっているということで、 この空洞化を防ぐために、今からメインになる 課長の皆さんが各種団体の支援、それから立ち 上げに頑張っていただかないと、中城村の協働 とか、住民参画というのが夢の話になってきま すよ。本当に今は中城村がいい状態を保ってい るのは70代、60代の先輩方が頑張っているから ということを踏まえて数字的にも表れています ので、ぜひ政策を打っていただきたいと思いま

す。その答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。 副村長 比嘉正豊 お答えします。

お褒めいただいてありがとうございます。60 を越しております。御指摘のように地域性とい うのはそういうふうなことだと思います。ただ、 基本的に例えば特に青年会の部分については、 エイサーが多いところは、その団結力と言いま すか、そういう面で連合会の加入が多いという のも現実の話でございます。宜野湾市にしても エイサーは多いです。北中城村にしても6団体 ぐらいのエイサーがあります。うちのほうは2 団体しかないというのは現実ではあります。た だそういう言い訳ではなくて、基本的には婦人 会にしる、青年会にしる、老人クラブとかいる いろなものが各字には現にありながら、各字の 段階では活動しながら、これが村の連合会とか、 村のまとめたものに参加しないという部分につ いての問題点はやはり議論して、今後はその改 善に努めなければならないことだと非常に考え ています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ今、問題点もしっかり認識しているようですので、ぜひ来年度、次年度、この加入率を子供会を初め、婦人会、それから青年会加盟率を上げるように各課、担当課は頑張っていただきたいと思います。内容に関しては、また次の方の質問があると思いますのでやりませんけれども、それ以外のシルバー人材に対して、もちろん自立していくのが本筋だと思っていますけれども、行政のある程度の後押しが必要ではないかなと思っています。都市建設課においてはシルバー人材の使用とか、草刈り、その辺の仕事はないのか。また企業立地はどのように考えているのか、答弁お願いします。

議長 比嘉明典 企業立地·観光推進課長 屋良朝次。 企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答え いたします。

シルバー人材センターの支援ということです が、前回も金城 章議員にもお話ししたとおり、 当センターには今年度も、来年度も引き続き公 共施設の無償提供とか、補助金の交付、活動の 助言、相談等々を行っております。今年は公共 施設の維持管理について、都市建設課の公園関 係の見積もりを都市計画課のほうで依頼して、 多少請負額のミスマッチはありますが、何とか 調整が図れないかなと思っております。それか ら県営中城公園の一部供用に伴いまして、中城 城跡管理協議会が請負を今年度から一部請負を しております。その中でも一部シルバー人材セ ンターが担えないかということで、見積もりも 今年度も取りましたが、やはりミスマッチが出 てきたと。特に大きな課題はシルバー人材セン ターの中で平坦地域については作業が可能だと。 少し斜面になると危険だからできないというミ スマッチがありますので、その辺は機械化とか、 お互い相談をしてできたらいいなという斡旋を しようと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 どうもありがとうございました。ぜひシルバー人材センターとか、民泊のNPO、それからウォークラリーとか、本当に頑張っているメンバーいますので、ぜひ民泊においては吉の浦会館の入村式とか、離村式を無料化にできないかとか、申請を単純化できないかとか、中城城跡の案内する過程は無料化できないかとか、いろいろ相談事があったりします。そのようなことを一つずつ育てていくという考え方で支援していただきたいと思っています。そして、朝市に関しては今回ガンバ大阪が誘致が決まったということで、本当に村長おめでとうございます。今、農産物の即売会をしたいということがあったんですけれども、朝市のメンバーも頑張っているんですけれども、朝市のメンバーも頑張っているんですけれども、

どうしても朝市のメンバーでは4,000名規模の 観光客が来ると対応できないので、農協とか、 それから商工会、その辺も含めて呼びかけをし ていただきたいと。村長から協力願いをしてい ただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん私でできることはもう全てやるつも りでございますし、今の御提言は必ずやってみ たいなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひお願いします。そうすると中城村の特産品のアピールもできると思いますので、よろしくお願いします。今、朝市の件なんですけれども、毎月第4日曜日にやっているんですが、常設の施設が欲しいということを思っております。漁港も朝市に参加してもらっていますので、ぜひ常設の施設がつくれないのか。前も調査したと思うんですが。常設の朝市の施設をどのように考えているか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会 事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛 之 お答えいたします。

この漁港内で朝市の施設がつくれないかということは、以前にもお話があったと思いますけれども、この漁港内の施設、用途によって使用ができるかどうかというのが、ある程度区分されております。それで朝市の常設の施設としてつくれる部分が漁村再生開発施設用地というのが、漁民センターが立っているところですけれども、そこのほうの一部にそういった目的で設置が可能なのかは再度、県の関係機関とも調整をしていきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ朝市の農産物だけ ではなくて、海産物も含めた直売場をつくって

いただきたいと思います。

そして、最後に大枠の3番、グスクの会のあったツワブキの苗床です。苗床の件に関してお伺いしますけれども、ぜひ観光推進課長から提案があったふれあい広場の隣の施設を使わせていただきたいなと。グスクの会では水撒き、散水、それと苗の配布。それからいろいろな苗床つくりをグスクの会でやっていいということで、オーケーもらっていますので、ぜひ管理は無料でやるということでツワブキ、それからハイビスカス、黒木等をこちらで苗づくりしてやっていきたいと思っておりますので、苗床を使用することは可能かどうか、お願いします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(14時21分)

再 開(14時22分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の施設を少し老朽館に似ているような感じがしますけれども、しかし十分使えます。骨組みもしっかりしておりますし、ただ使用となりますと、実は二、三、他からも実は話がありまして、すぐ今の苗床に使えるかどうかというさはできませんけれども、割と大きなので、我々がしっかり整備をして、今のもできないかとか、優先順あるいはまた他から話があ順位をつけて、使用することについては、諸問題ですかないですけれども、課の補助金の問題ですから、はっきりちょっとまだ把握はしていませんが、それは解決できるものだと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ使用できるように 頑張っていただきたいです。予算面もよろしく お願いします。中城城に似合っている花がツワ ブキではないかなと。ツワブキというのは石の 蕗と書くそうです。石ぶきと言ったら中城城し かないですよね。石ぶきの城ということで、豆 腐積み、それから相方積み、野面積みというこ とで、石ぶき、ツワブキということでシャレで はないですよ。掛けてツワブキ城にしていただ ければいいなと思っていますので、ぜひツワブ キを中城城に広め、それから歴史の道、それか ら海岸沿いに生息しているのがツワブキだそう です。潮風に強いのがツワブキだと言われてい ますので、ぜひその辺も含めてツワブキの普及、 それから黒木、ハイビスカス、村木、村花を普 及していけば、人が集まってくると思います。 北中城村のヒマワリ、それから安里のコスモス というふうに集まってくると思いますので、ぜ ひ花のある村にしていただきたい。よろしくお 願いします。以上です。

議長 比嘉明典 以上で、5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩(14時25分)

再 開(14時35分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、9番 仲眞功浩議員の一般質問を許 します。

9番 仲眞功浩議員 皆さん、こんにちは。 9番の仲眞です。通告書に従い、一般質問を行 います。

今議会、最後の一般質問です。執行部の皆さんには何かとお疲れなところもあるかと思いますが、最後までよろしくお願いいたします。特にきょうは傍聴席に婦人会の方々も多数おられますので、私もかなり緊張はしますけれども、傍聴の皆さんもやはり何かを期待して来られると思っていますので、十分期待に応えるような素晴らしい御答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、各種団体へ助成拡充について、お伺いいたします。各種団体の活動活性化が必要とされてきている社会的状況になってきていると考えますが、村当局の団体設立支援計画、助成拡充についてお伺いいたします。具体的には、婦人会、老人会、青年会の自治会別活動状況、未組織自治会の組織化への指導・支援状況はどのようになっているのか。2つ目に、活動団体への支援・助成拡充について。村連合会への助成拡充はどのように考えているのか伺います。3つ目に、単位自治会及び自治会長会への助成についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、村道及び河川の整備計画について、お 伺いいたします。具体的には、 平成30年度頃 までの、村道整備計画及び河川の整備計画はど のようになっているのか伺います。 村道、河 川整備の優先順位付けはどのように行っている のか。 村道新川線、屋宜自治会内を流れる河 川、具体的には屋宜720番地及び屋宜181番地に 隣接する河川の整備計画はどのようになってい るのか伺います。 災害発生時の避難道路、村 道奥間南上原線の事故発生や崩落・崩壊発生等 の危機管理上、東西道路の新設は本当に重要な 課題と考えますが、東西道路の新設について具 体的に今どのような状況にあるのか、お伺いい たします。

最後に、県障がい者条例の施行に向けての対応についてお伺いいたします。

障害のある人も等しく地域社会の一員として、あらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指す県の条例「沖縄県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が10月の県議会で成立し、平成26年4月1日施行となっておりますが、村の対応計画、準備状況はどのようになっているのかお伺いいたします。簡潔、明解な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課のほうでお 答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、都市建設課。

大枠3番につきましては、福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠1番の各種団体への助成については、先ほど新垣光栄議員にも答弁しましたとおり、村としましても、各種団体が地域活性化のために中城村発展のために一生懸命頑張っていただいているものと認識しております。しっかりと支援をしていきたいと思っていますし、きょうお越しの婦人会にもしっかりとまた支援をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず大枠1番についてでございます。各種団体への助成拡充についてでございますが、ボランティア活動団体やコミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している婦人会や青年会等の団体は、本村の村づくりや地域の活性化、更には地域コミュニティを形成していく上で重要な役割を担っていると考えております。村としましても、地域活動団体の設立の際には支援していくことは当然なことであると考えております。また、補助金等の助成につきましても、必要に応じ、予算の範囲内で交付することも可能であると考えております。

次に、村連合会への助成拡充についてお答えいたします。現在、各組織の村連合会への補助金交付につきましては、村老人クラブ連合会、村婦人連合会、村青年連合会、村子供育成連絡協議会、以上の4団体であると認識をしており、4連合会とも村の村づくりに大きく貢献しているものと考えております。各連合会への補助金につきましては、所管する部署におきまして、

補助金交付申請を受け、各種部署における審査を経て、予算要求を行っているところでございます。平成25年度補助金より各種団体等への補助金につきましては、審査会を設けまして前年度事業実施状況並びに次年度の事業計画、前年度決算及び次年度予算を審査し、補助金の額を決定しているところでございます。今年度の村婦人連合会並びに村青年連合会及び子供会への補助金につきましては、前年度より増額をしているところでおります。しかし、まだなお拡充が必要と判断された場合には増額も検討していきたいと考えております。

次に、各単位自治会とそれから自治会長会へ の助成の件でございます。各単位自治会の補助 金交付につきましては、現在、各種団体育成補 助金交付規程に基づき「自治会運営補助金」と して、申請書並びに事業計画書を精査し補助金 の交付を行っているところであります。また、 今年度から自治会が自ら地域づくりを推進する ための「自治会活動活性化補助事業」を創設し、 地域の活性化を支援しております。両事業とも、 今後も継続していけるものと考えております。 自治会長会への助成につきましては、平成26年 度からの助成を受けたいということで、現在、 補助金交付申請書兼予算計上依頼が届いている ところであります。事業計画書、予算・決算書 を確認した上で、公益上必要があるかどうかを 精査し、判断していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 では最後の一般質 問の答弁になりますので、よろしくお願いいた します。

仲眞功浩議員の大枠 2 村道の整備計画及び 河川の整備計画の から についてお答えしま す。 について。村道の整備計画としては、登 又の村道中城城跡線が平成28年度完成へ向けて 事業中であります。村道久場前浜原線が、本年 度より用地買収開始。北上原の若南線が、平成 26年度より事業化に向けた準備中。河川の整備計画はありませんが、排水路の整備に関しては、随時維持管理若しくは、事業者により整備しています。本年度は、奥間中央線の排水路を整備予定しています。また、登又の集落排水も本年度計画しています。

について。村道の整備に関しては、単費での整備は困難なことから、幅員が狭く、周辺の住居の状況や交通状況を踏まえて、事業化が可能な箇所から事業化して整備しています。ただし、維持管理に関しては、不具合を確認次第順次補修しています。河川に関しても、不具合を確認次第整備している状況であります。

の村道新川線の整備計画については、平成 21年度には、予備設計は終えています。防衛省 の補助事業として整備を計画しています。ただ し、現在は中城城跡線の整備中であり、事業完 了後に事業化を予定しています。また、屋宜 181番地先の水路に関しては、地方改善事業に よる整備を検討し、県へ要望しましたが、同事 業による事業化はできませんでした。現在の状 況を再度確認の上、維持管理による補修を検討 していきます。屋宜720番地先水路に関しては、 状況を確認しています。確かに晴天時でも水が 淀んでいて、悪臭もあります。排水自体は機能 していますので、全面改修するにも単費施工と なることから、当面はコンクリートで底版を改 善すれば水の流れが良くなりますので、新年度 予算で対応していきたいと思います。

について。東西道路の整備に関しては、中部市町村会から沖縄県土木建築部に県道32号線と国道329号を結ぶ東西連絡道路を建設するように要望していますが、回答としては県道32号線と国道329号を結ぶ東西連絡道路については、普天間基地の返還跡地利用計画を含む広域道路ネットワークの視点で検討することになっています。また、中南部都市圏駐留軍用地及び普天間飛行場跡地利用広域構想にも東西線が国道

329号終点で計画されていることから、村としても推進していかなければならないと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは大枠3番の県の障がい者条例の施行に向けての対応ですけれども、県条例の規定に反する行為が該当すると思われる事例に対して相談業務や相談事業が発生すると考えています。そのためには差別事例相談員の設置を求められていますので、検討していきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それでは具体的に一つ ずつお伺いしたいと思います。

まずは最初にお聞きしたのが、自治会別の団 体の組織状況ということで、特に婦人会とか、 老人会、青年会ということをお聞きしたんです けれども、特にその状況はお答えいただけませ んでしたけれども、資料として私が持っており ますので、それを参考にしながら進めていきま す。まず婦人会が6団体の連合会の加入があっ て、実際の各字単位では10団体が結成されてい るということでありまして、これは全体として は28.7%、非常に少ないという観点です。聞く ところによれば、西原町、北谷町はもう婦人会 自体はないということではありますけれども、 私たちが予想していたよりもかなり低いという 感があります。村長は常々、婦人会には相当な 御感心をいただきまして、いろいろサポートも させていただいていると思いますけれども、こ の6字しか連合会には加入していない。そうい う状況に対して、素直な感想をお聞かせいただ きたい。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん少ないと思っております。できるだけ多くの自治会から連合会への加入を促しては 各課でもやっていると思いますけれども、やは り地域の皆さん方が楽しくやれるんだということをもっともっと啓蒙していけば加入も促進できるのではないかなと思ってはおりますけれども、現時点ではまだ6団体ですので、これからの課題だと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 本当に私もこんなに少 ないとはちょっと予想はしていませんでした。 9か10ぐらいはあるかなと思っていたのですが、 大変少ないなという感じです。その少ない理由 として、皆さん大体いろいろ分析はなさってい ると思うんですけれども、その原因の一つとし て私は村連合会に加入した場合、負担金が発生 するんですよね。それが一つの問題があるだろ うという気もします。2,000円の婦人会費を出 して、1,200円は村連合会に納める。あと自分 たちの活動費として残るのは800円ですね。こ れでは非常に少ないということもあるだろうし、 ただそういう意味でいるいるな役割分担が増え る割には自分たちの単位活動としての資金面か ら言えば非常に少ないなということであまりそ ういう連合会に加入するメリットも感じないた めに連合会には参加しないということもあるか と思うんですが、その辺について、調査をな さったことはありますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩(14時50分)

再 開(14時52分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

議員おっしゃるように連合会に加入しますと 各支部から負担金ということで出ております。 しかし、活動資金としましてやはり負担金とい うのは必要かと考えますが、村としましてはこ の補助金を考慮し、この活動に当ててもらいた いと今考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちょっと趣旨が違いま すけれども、実際に納めてしまったらもう800 円しか単位の婦人会がないわけですよね。それ が少ないものだからあまり連合会に加入するメ リットも見出せないし、その割には役割分担が 増えるということで、連合会には加入しないで、 自分たちの単体で活動して、あるいはふれあい 事業とかに、いっちゃうのかなということもあ りますけれども、そういうのも一つの原因では ないかなということを皆さんにチェックしたこ とがあるのかなという事ですか、それはそれで よろしいです。先ほど村長もいろいろ強化した いということでありましたので、具体的に本当 に村当局は婦人会活動をこんなふうにしてつ くっていったらどうかとか、こういうことも やったらどうかということを、また未組織の団 体に対してはやはり指導とかそういうのも積極 的にやっていただくべきではないかなと思いま す。ただ多分考えるにですね、連合会に婦人会 をもっと増やさないかとかいろいろ連合会頼み で増やすようにというお願いをしていると思い ますけれども、具体的に行政の立場で他市町村 の例も示しながらやっていたらどうかなと思い ますよ。具体的にちょっとこれから生臭い実際 補助金の話に入っていきたいと思いますけれど も、今、中城村は連合会に対して71万8,000円 の補助をしております。これは24年から上げて もらっていますね、確かに。7万3,000円ぐら い。ずっと64万5,000円でしたかね、それで やっている。この辺は評価してもらっていると 思うんですけれども、ただお隣の北中城村とか と比べたら非常に安いですよね、少ないですよ ね。北中城村は132万6,000円、約2倍ですね。 さらに北中城村の場合は婦人学級開催のために 別途13万5,000円とか。あるいは婦人青年が県 内研修に行く時点において10万円の予算を立て

て使うときは、この10万円を使ってくださいということでやっています。このようにやはりいるいろ行政が援助もして活動しやすいような状況をつくってくれないと婦人会活動も非常に難しいところがあるのではないかなと思うんですけれども、結論としてはまだまだ婦人会に対する活動の割には援助が少ないんじゃないかとそういう気がしますけれども、その辺に関しては村当局として助成を拡大して拡充していくというお考えはないのか、お伺いしたいなと思いますけれども。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えさせていただ きます。

御指摘の部分で、他と比較すれば低い、安い というのは当然出てくるのは行政の財力の違い もありますし、そういう面は一概には言えない と思います。ただ一つ言えることは所管する側 がこの婦人会というものをどう生かして、どう するかという部分が一つの点だと思います。先 ほど2,000円を取って、1,200円は無くなるよと いう話がありましたけれども、その1,200円の 中身はなおかつまた連合会から県のほうへの拠 出金があるのかどうか、そのためにそれだけの 金を徴収しなければならないということになっ ているのかどうか。その中身を整理させればお のずと単位婦人会の皆さんがいかに活動できる かという資金源がどの程度のものかという部分 の判断を担当課のほうで、連合会と詰めていた だければ、そのこと自体での来年度以降の事業 計画でそれは反映できると思うんですよね。そ ういうのを精査していきながら、今後やってい きたいと思う。そのために審査会というのを、 この担当する課長を全て入れての審査会という のをつくっているわけですので、そこで議論で きると思います。そういう議論の中で育成でき る分、要するに私どもがその金を支出すること によって、その団体が地域社会、中城村のため

にどれぐらいの効果が出るかという部分もお互いが精査し合って、その精査した分について、 年次年次にその活動助成金を強化していくという方法論はあると思います。一概には婦人会だけの話になりましたけれども、そういう団体については、青年会もそうですし、これもそういう団体の部分の担当課において、もっと私としてはその団体と詰めてほしいと。計画的な部分も事業計画も詰めた中で本人が使用できる分をもうちょっとアピールできるようなことをしていただければ、私どもも極端に増やせるということはないかもしれませんけれども、少なくとも年次の重点施策の中で増額していくことは可能だと考えています。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。 村長 浜田京介 お答えいたします。

少し補足させていただきますが、金額云々ではなくて、事業をどれだけやっていくか。そして、この事業をやるためにこれだけ必要だというのであれば、これは通常の初年度の予算計上とはまた別に考えることも十分可能だと私自身は思っておりますので、これは審査会のほうでも、その事業事業によって非常に頑張っている団体にはイレギュラー的になるかもしれませんが、そういう出し方もまたありかなということで、頭の中では思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 確かにおっしゃるとおり、どういう事業をやっているかというのもひとつの判断材料にはなると思いますけれども、ただ事業計画をつくるに当たってはやはり村からどれぐらいの助成もいただけるかなと。それを考慮しながらやはりいろいろな活動計画を立てたということもありますので、その辺はまた調整しながら、ぜひいつもは村長はこの婦人会については、いろいろな中で誇りを持ってピーアールしていらして、その辺はやはりまだこう

いう現実として、この6団体しか連合会に加入 していないという現実はやはり重く受け止めて、 その原因はなんだろうとか、そういうのをとに かく調査していただいて、ではどうすれば育成 できるかというのを真剣に考えていただきたい と思います。

あと一つだけ、ちょっと述べさせていただけ ればこれも他団体との比較になるんですけれど も、老人会に対しては各単位クラブに対して、 4万7,000円ですね。これはあえて言いません けれども、安いとか低いとかは北中城村に比べ たらどうのこうのと言ったら、また財力の話に なってしまいますので。老人会は2,000円のう ちに1,500円を連合会に納める。婦人会は2,000 円のうち1,200円を連合会に。単体としては非 常に少ないよということで。それを補うという 意味においても、老人会に対しては4万7,000 円の補助がありますよね。婦人会に対しては、 残念ながら全くないわけですよね。単位婦人会 に対しては、その辺がやはり婦人会費を払って も戻ってくるところもないし、その辺もひとつ の躊躇するところがあるかなという懸念もされ ますけれども、そういう婦人会に対しても、老 人会同様に単位クラブに対してしっかりと活動 しているところに対しては補助を出してあげる とか、そういう検討する余地はあるかと思いま すけれども、どのようにお考えかお伺いいたし ます。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えさせていただきます。今、老人会への単位の補助金の話は出ましたけれども、これは県の制度の中で紐付きで流させられてもらっています。連合会負担分、単位連合会負担分という形で、県の助成を受けて村がくっつけて実施している部分でございます。今、御指摘の部分については、こういう制度も単位の婦人会とか、青年会とかを強化するためには一つ検討する要因ではあるとは思います。

ありますけれども、ただそこにいっちゃうのか、 それとも先ほどもお話しましたように連合会を 中心とした組織の強化の部分の金、要するに事 業計画とか、例えば加入促進事業を行うという 分であれば、その中身を精査して増額をしてい くという方法。単位に流せる方法、これは二つ あると思いますけれども、どちらがその団体に とっていいのかどうかというのは、担当課のほ うで組織と精査していただきたいと思います。 その精査した部分が予算要求という形で上がっ てくれば十分議論できる部分ではないかと思い ます。その中でこういう単協のような助成が必 要だというのであれば、そういう制度をつくっ て要綱等をつくって、金が流せるようになると いうことになりますので、そういう部分をうま くやはり欲しいというのが、私の願いです。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 確かに老人会に対して は、国・県を通して助成があります。大体、国 3分の1、県3分の1、村3分の1ですか、そ れに基づいて、単位老人会にやっているという お話になるかと思うんですね。ただ、そういう ことでしたらやはり村長はそれがないんでした ら、やはり婦人会の重要性を考えた場合に、や はりこれは村長の政策として、やはり中城村は 婦人会がなければやっていけないんだとそうい うことになれば、やはり何らかの政策としてそ ういう助成をしていこうというそういうことも 私は十分考える余地はあるかなと思いますので、 その辺はぜひ考慮していただきたいと思います。 やはりこれだけ関心を持って、婦人会が傍聴に 来られているということはやはり自分たちの活 動に対して、どういう評価がされて、助成に対 して、村当局のどういう判断をなさっているの かなということをこの議会を通して知りたいと いう部分もあったのではないかと私は感じてお りますので、その辺も考慮してぜひ国・県がで きなければやはり村長の政策としてやっていく

んだというようなことも、ぜひ表明をいただき たいんですけれども、村長どうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

村長を就任して、先に手をつけたのが各種団 体の補助金のアップでございます。情勢が情勢 で私も議員時代から見ていますと、どうしても その団体への補助金がなかなか上がってこない。 逆に一律カットなどがあったものですから、こ れでは活性化につながらないということでやっ てまいりました。今後ももちろんその助成金を 理由もなく削減するようなつもりは毛頭ござい ませんし、またある程度、そこに遊び心がない とやはりこの団体育成にもつながらないと思っ ておりますので、それなりの措置は取らしてい ただきたいと思いますけれども、やはり一番は 各種団体の婦人会だけに限らず、老人会も含め て各種団体が本当に我々これが楽しくて、村の 活性化になって素晴らしい団体なんだというこ とでいろいろな事業を起こしていただいて、そ れに対する逆に我々が困るぐらいの事業展開が 開ければ一番理想だと思っていますので、これ は各担当課も含めて、もう一度各種団体との話 し合いを持ちながら、必要であればこれは当然、 補助金の増額につながるものと思っております し、そこに何らかの規制を設けようとは思って おりません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 各課において、十分な 検討をいただきたいと思います。現実としてや はり西原町、あるいは北谷町がもう婦人会がな くなってきていると、そういう状態をやはり真 剣に受け止めて、中城村もまだそういう6団体 しか連合会には加入しないと。その辺の根本的 な問題はやはり助成という育成というのに関 わってきていると思いますので、その辺は十分 配慮しながら真剣に育成というものを考えてい ただきたいと思います。

次に移りますけれども、これもまた自治会へ の助成ということになりますけれども、他市町 村に比べたら少ないということだけは申し上げ ましょう。これはどういうふうに言っても財力 とかいろいろありますから、今回はこの辺で止 めておきますけれども、この辺も十分考えてい ただきたいと思います。さっきの新垣議員の質 問でもコミュニティというものについても、い ろいろありましたけれども、やはりコミュニ ティの中心になるのは今の場合は各自治会だと 思うんですよね。その辺についても、十分な助 成というものを考えていっていただきたいと思 います。具体的な数字については、やはりいろ いろな財力の問題で片づいてしまいますので、 それは申しません。とにかくコミュニティある いは自治会活動はこれは基本でありますね。地 域活性化にはその辺には十分配慮をいただいて、 いろいろな評価もあると思いますけれども、そ の辺はやはり十分な助成、育成に努めていただ きたいと思います。

それから自治会長会活動の補助金ということ で、新しく出てきていると思いますけれども、 これは私は非常に大事なことだろうと思います。 今、自治会に課せられてきているいろいろな活 動と言うんですか、健康とか、あるいは実際の 老人会活動とか、それに関連した子供会活動と か、公民館を中心として、こういうものが中心 にやっていかなければならないというような状 況になりつつあります。それにおいては、やは り自治会長会もそれなりの力量もつけないと ニーズに対応していけないとそういう状況にも なってきていると思います。他市町村において は、やはりそういう自治会長会に対しては補助 を出して活動を支援しておりますよね。これは 私は自治会長達が腰を上げてやはり自分たちも いろいろやらないといかんというようなことで、 こういう助成も出されていたんですけれども、 その辺については前向きに考えて十分な対応を

お願いしたいと思います。額については、私はこれ以上は申し上げませんけれども、他市町村がどれぐらいの額を助成しているのかというのは、皆さんお調べになって分かると思いますので申しませんけれども、ぜひこの辺については、新年度の予算に計上する検討はされているのかどうか、そこだけをお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどお答えしました。それと重複しますが、 平成26年度からの補助金交付申請として、こち らのほうに上がってきています。今、申請書と それから予算計上依頼が一緒になっていますの で、それに事業計画、それからこれまでの前年 度の予算、決算、それと次年度の予算というふ うなことが上がってきています。これらを精査 しまして、審査会で諮り、補助金額を決定して いきたいと考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 やはり自治会長たちの モチベーションを高めるために非常に大事なこ とだろうと思います。十分な検討をお願いした いと思います。去った11月、公民館の館長の研 修会も宮古でもあったようでありますけれども、 それについても自治会長たちは馳せ参じて参加 してございます。その場合においても、中城村 は全額自費で参加したと思います。お隣の西原 町とか、北中城村がそういう自治会長が公民館 長としてのこういう研修がある場合においても、 いろいろ何らかの助成をして派遣、研修の研鑽 を奨励して自治会長の力量をアップしてもらう ような取り計らいをやっておりますので、やは りこういう自治会長会の活動については、その 辺も十分配慮して査定と言いますか、その辺を 下していただければと思います。

それから次に移りますけれども、河川の整備 計画、大体30年ごろまでの村道の整備計画につ いては、資料をもらいました。今のところ、や はりそれぐらいの30年ごろまでは私は期限切ってしまったので、こんなものかなと思いますけれども、それ以外にも長期的にはやはりいろいろな予備設計とか、そういうものを済ませた村道の整備計画というのはかなり都市建設課としてはお持ちですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今現在持っている予備設計は新川線1本です。 以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 わかりました。都市建 設課に当たっては、一番頭の痛いのはやはり財 源をどこから引っ張ってくるかなということで あり、いろいろな金がかかる整備計画で大変厳 しいところがあるだろうなと察し、申し上げま す。皆さん優先順位をちゃんとつけておられる と思いますので、それに従ってぜひ進めていっ ていただきたいと。財源の確保はこれはもう村 長にハッパをかけるしかないと思いますので、 その辺はまた村長も村道の整備、あるいは県道 との結びつきを考慮した上で道の整備に関して は、非常に遅れが目立つというのか、村道だけ ではないんですけれども。西原町、北中城村と か、周りを見ると中城村だけが取り残されてい る感がありまして、西原町から来て、もうそろ そろ目立ってきましたね。形ができてきたので。 「あい、中城村で止まっている」北へ行くと北 中城村のところは道の工事がまた始まっている と。中城村ということになると、その辺に関し てはやはり道の整備については、これは単独で できることではないと思うんですよね。大変目 立つような状況に置かれてきております。この 辺はやはりみんな目で見てこうなると、「あい えー、中城村やー」と言うことになると思いま すので、しっかりと対応をお願いしたいと思い ます。

それから河川の整備計画で、これは今のとこ

るはほとんどなくて、維持管理で処理するということでありましたけれども、やはりこの河川については、この河川の整備とか、計画を立てるようなメニューとか、そういう補助メニューですか、そういうのを見つけるのは大変厳しい状況ですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

河川事業については、今国道329号から下からのほうは基盤整備でほとんど終えています。しかし、山手のほうの河川、例えば屋宜排水もそうなんですけれども、もともとモデル事業でやったところをつなぎでやる補助が今のところ、見つけることはできなくて、苦慮はしています。今のところは河川事業の本体そのものの補助メニューがなくて、他に単費で本当に少しずつしか維持管理ができないかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 屋宜のほうにも、河川 の中ではこれはどういういきさつでそうなった かはよく分からないですけれども、たまたまこ れは事業で取り残されたのか、何かいろいろ事 情があって、何かがあって完全につながらなく て10メートル、20メートルですか、そういうと ころで止まっているというところはあります。 その辺はやはり補助メニューを見つけるのは大 変厳しいだろうという感じで、ただ我々も関係 者に聞いても、これは何でこうなったかという のは、ちょっとあまりよく分からないところが あります。しかし、現状としては、やはり支障 を来しつつあるというようなことがありますの で、何とかこれはもう維持管理費で捻出して やっていただければ、そういうことで自治会と してはやはり自治会長を通して毎年12月ごろで すか、都市建設課に要望事項がありますね。そ の中で取り上げてもらったり、あるいは都度、 大雨があった後とかそういうのがあったら、そ

ういうのを別個にして要請しているのが現状であります。財源を見つけるというのは大変厳しいというのはもう課長からお話がありましたけれども、この単独でやる事業については、一括交付金というの、それは適用できるのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思いますが。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。 企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金につきましては、当然交付の対象というのがございます。交付要綱によりますと沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立戦略的発展に資するものなど沖縄の特殊性に起因する事業、そういうことがうたわれております。今、通常維持管理でやっている部分について、県あるいは国のほうで単なる維持管理だろうとそういうように判断された場合は、一括交付金の活用はできないものと考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ある意味、こういった のも沖縄の特殊事情の中に入るのではないかな というのは考えますよね。戦後、こういういろ いろな基盤整備は取り残された中において、こ ういう問題も発生してきているところもありま すので、この辺は柔軟に対応できるところもあ るのではないかなと思います。具体的にできれ ば本当に皆さん単独で単費でやるというのは非 常にきついところがあるわけです。それで財源 捻出が難しい。ただ一括交付金としてのこの辺 の運用に当たってはある程度、柔軟な運用もで きるような話も聞いておりますし、ぜひこの辺 については、都市建設課長とも十分相談して、 やはり彼らもこういうやりたいということがあ るけれども、メニューを見つけきれなくてでき ないときもいっぱいあるみたいなんですよ。単 独でやるとやはり大変財源的な厳しいところも ある。特に少しでも一括交付金が使えれば、単 独の経費というのも捻出できると。そういうも のはやはりこの生活基盤の遅れというのは沖縄 の特殊事情だとある意味大きくとらえれば思う んですよね。そのために要するに財政事情がそ ういう許さなかったという事情もあるでしょう し、その辺は十分検討できるのではないかなと。 やはり河川とか、道路のでこぼことかいろいる なものに関しては、我々直接、生活ではいや応 なしにも実感させられるわけですよ。雨が降っ て、水たまりができて、道路を走っていたら水 を車からかけられたとか、そういう細かい小さ い生活の整備とか、この辺も出てくると思うん ですね。この辺もやはり何とか一括交付金で活 用できるような方法を見つけていただきたいと こう思います。そういう意味では都市建設課長 も知恵の絞りどころだと思いますけれども、ぜ ひ頑張ってこの辺のことも知恵を出して、我々 の生活者の生活環境の改善を取り組んでいただ きたいと思います。

それから道路については、新川線については いろいろあったようですけれども、延期した反 対の声と言いますか、住民の声とはどういうも のだったんでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

新川線については、当初から城跡線跡が終わってからの事業開始でしたので、まだ時間があるということで若南線に切り替えて、交付金事業を取っています。新川線の反対については、役場のほうに二、三名の方から電話を頂いて、県道29号から32号線まであけたいという話で説明したんですけれども、反対するという声があって、ただ、この電話があったから中止ということではなくて、あくまでも城跡線跡が終わってからの事業開始ですので、その前に若南線を先にやったということです。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 大方の事情は大体わか りました。ただいろいろな話もあって、私もど れがどっちが正しいのか、いろいろよく分から ないところがありましたけれども、そういうことかなと分かりました。いずれにしても今はそこにおいては、かなり危険なところもありますので、その辺は随時維持管理で応急手当というか、対応するしかないかと思いますので、その辺はぜひ十分な対応をお願いしたいと思います。

それから道路については、東西線のことだけ 最後にお願いします。いろいろ話は多分あるか と思うんですけれども、具体的に中城村として、 ルートをどのように考えているのか、そういう 話し合いとか調整とか、あるいは庁内でもいい んですけれども、この話し合いというのはなさ れているんでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。 都市建設課長 新垣 正 お答えします。

当初は国道329号から南上原32号線までの東西線という話が役場のほうでは議論されていましたけれども、先ほど県道32号線ということで答弁しましたけれども、国道58号から国道329号までの計画で議論されています。これも宜野湾市の普天間飛行場跡地利用構想の中にも位置づけされておりまして、大山から津波のほうに5.5キロ、トンネルの構想が今のところありますので、村としても一緒に推進していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 と言いますのは、具体的にルートが決まらないと、村あるいは跡地利用計画の中で、あれもこれもとか、何もできないとそんな時間ではないと思うんですよね。中城村はもうこういうルートで、ぜひ計画の中にのっけて欲しいとそこまで詰めておく時期ではないかと思いますが、その辺はやはり中城村としても、今の計画の案として出ている。それだけそこだけでいいのか、あるいはやはりもう少し修正を加えて、やるかということを絞って、やはり要望というのは、もう村として決めておかなければいけない時期かと思いますので、そ

の辺は十分熟慮して決定とか、要請をしていた だきたいと思います。よろしくお願いしたいと 思います。

次は、障がい者条例について、お伺いいたし ます。この条例を見ますと、県の並々ならぬ障 害者へ対する思いというのが、感じられます。 ほとんど、この条例では県の責務としているい ろやっています。市町村には役割としているい ろ協力をお願いするということであります。大 変これは期待されているのではないかなと思い ます。村長は常々、住みよい中城村をつくると いうことであります。それはもちろん健常者だ けが住みよい中城村ということではないと思う んですよね。当然、障害を持った方々も住みよ いということが含まれていると思います。この 県の条例、これを見まして、やはり村にも相応 の役割をお願いしたいということがありますの で、住みよい中城村をつくるに当たって、県の 条例の施行に当たって、村長の決意と言います か、住みよい中城村づくりに推進するに当たっ て、所見とかお伺いしたいなと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、健常者もしかり不自由な方々もしかり、 住みよい村づくり、町づくりというのは当たり 前のことでもありますし、また条例ある、なし に関係なく、そこは中城村の長としても当然こ れは優先すべきことだという認識は持っており ますので、議員おっしゃるとおり、施行が一つ の入り口になって、全県に広がって、当然我々、 中城村も沖縄県、そして近隣市町村ともしっか り手を携えてこの部分はまたしっかりやってい きたいなと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これはすぐに中城村においては、すぐにできるようなものはそんなにたくさんはないと思うんですよ。この周りの環境を見ても、まずは障害を持った方々が窓口に

散 会(15時30分)

サービスを受けるにしても、今の状況では本当 に大変厳しいところがあります。これはもう計 画的にやることしかできないと思いますよ。ど んなサービスとか改善をしなければならないと か、いろいろあると思うんですよ。これは役場 全体がこの洗い出しをしながらやっていくしか ない。この条例を勘案しながら、まず物理的な バリアフリーの考え方とか、あるいは窓口に来 たときの手話とか、そういったものが必要にな るかどうか、何が障害者が本当にサービスを受 けるために必要なのかという。どこどこが障害 者にとっては不便を感じるところがある。この 辺をまずは洗い出すことから始めなければ。こ れは今できるもの。それからあるいは最終的に は庁舎が完成してからしかできないだろうなと いう。そのものを洗い出しておかないと、逆に 庁舎をつくるに当たってはどのような設計にし ていけばいいかということは、これはできない と思うんですね。だから徹底的にこういう条例 を照らしながら、何が必要かという。ホーム ページにしてもどういう形でアクセサビリ ティーというのはいろいろありますけれども、 実際規定されているから。とにかく拾い出すこ と、まずは。これが大事だろうと思いますよ。 そのための準備委員会とか、そういうのもぜひ つくっていただきたいと思います。この辺も考 慮しながら、最後に教育長も教育者に対する要 望もちゃんと書かれていますので、その辺も考 慮しながらやはりみんな一緒になって、ぜひ洗 い出し検討委員会とか、準備委員会という結成 していただきたいと思います。これを要望しま して、一般質問を終わります。どうもお疲れ様 でした。

議長 比嘉明典 以上で、9番 仲眞功浩議 員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。御苦労さんで した。

# 平成25年第7回中城村議会定例会(第8日目)

招集年月日		平成25年12月13日(金)
招集の場所		中城村議会議事堂
開会・散会・ 閉会等日時	開議	平成25年12月20日 (午前10時00分)
	閉会	平成25年12月20日 (午後 0 時46分)
	議席番号	氏 名 議席番号 氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝 9 番 仲 眞 功 浩
	2 番	新垣博正 10番 安里ヨシ子
応 招 議 員	3 番	金城章 11番 新垣健二
	4 番	新垣徳正 12番 宮城治邦
(出席議員)	5 番	新垣光栄 13番 仲村春光
	6 番	與那覇 朝 輝 14 番 宮 城 重 夫
	7 番	仲座勇 15番 新垣善功
	8 番	仲宗根 哲 16 番 比 嘉 明 典
欠 席 議 員		
会議録署名議員	14 番	宮城重夫 15番 新垣善功
職務のため本会議 に 出 席 し た 者	議会事務局長	知名 勉 議事係長 比嘉 保
地方自治法第121		
条の規定による		
本会議出席者		

議事日程第6号							
日	程	件名					
第	1	陳情第19号 要請書 組合製品採用について					
第	2	陳情第21号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書					
第	3	意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書					
第	4	意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基					
		地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書					
第	5	意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見書					

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございま 議長 比嘉明典 再開いたします。 す。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩します。

休 憩(10時00分)

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

再 開(12時02分)

日程第1 陳情第19号 要請書 組合製品採 用についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 それでは読み上 げて報告いたします。

平成25年12月20日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

建設常任委員会 委員長 仲 村 春 光

# 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の 規定により報告します。

記

番号	付 託 年月日	件名	審査の結果
陳情第19号	12月20日	要請書 組合製品採用について	採択

以上です。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わり 討論ありませんか。 ます。

これから陳情第19号 要請書 組合製品採用 についての委員長報告に対する質疑を行います。 質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑 を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから陳情第19号 要請書 組合製品採用 についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は 委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、陳情第19号 要請書 組合製品採 用については委員長報告のとおり採択されまし た。

日程第2 陳情第21号 国に対し「消費税増

税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄 それでは読み上 げて報告いたします。

平成25年12月20日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総務常任委員会 委員長 新垣 光栄

# 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の 規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件名	審査の結果
陳情第21号	12月13日	国に対し「消費税増税中止を求める 意見書」の提出を求める陳情書	趣旨採択

以上です。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(12時06分)

再 開(12時07分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

休憩します。

休 憩(12時07分)

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

再 開(12時14分)

議長 比嘉明典 再開します。

これで委員長報告を終わります。

これから陳情第21号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。 これで討論を終わります。

これから陳情第21号 国に対し「消費税増税 中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を 採決いたします。

本案における委員長報告は趣旨採択です。本 案は委員長報告のとおり決定することに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、陳情第21号 国に対し「消費税増 税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書 は委員長報告のとおり決定しました。

日程第3 意見書第8号 特定秘密保護法及 び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める 意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 先ほどからいろんな御意見、議論を重ねてまいりましたが、私としてはこの提案書を全会一致ということを望むんですが、そういうふうに望めないのでしたら、また採択になっても仕方がないかなというふうには思っております。

意見書第8号を提出したいと思います。読み上げて提出いたします。

意見書第8号

平成25年12月20日

中城村議会議長 比嘉 明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 徳正 賛成者

中城村議会議員 宮城 重夫 中城村議会議員 安里ヨシ子

特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

#### (提案理由)

現在、政府が進める特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の制定は、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権という日本国憲法の基本原理を根底から覆すことであり、同法はまさに戦前の治安維持法の現代版であると考える。

過去の忌まわしい戦争を体験し、その猛省も含めて、誠実に平和を希求する我々沖縄県民にとって断じて同法の制定を許すわけにはいかない。

よって、同法の廃止を求めるべく、別紙意見書案として、要請し提出します。

特定秘密保護法、及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書(案)

特定秘密保護法、及び国家安全保障会議(NSC)の制定は、平和主義、基本的人権の尊重、 国民主権という日本国憲法の基本原理を根底から覆すことであり、同法は、まさに戦前の治安維 持法(1925年公布45年廃止)並び、軍機保護法(1937年全改正公布45年廃止)の形を変えた現代 版であると考える。

国の持つ情報は当然国民のものであり、国民には「知る権利」が保障されている。同法はその権利を国民から取り上げ、国の権限だけを行使し、国民を縛り付け従属させる危険性が指摘されており大いに危惧されるべき事柄である。まさに戦前回帰であり「八重山教科書問題」「道徳の教科化」等における一連の国の動きもその延長線上にあるものと言わざるを得ない。

現在政府の推し進めるこのような法は、この国を再び戦争のできる国へと変えることであり、 国民を戦争へと導く大変危険な行為だと認識されても、仕方ない事である。

特に我が沖縄県においては、国土防衛の名の下に、広大な米軍基地が存在する。故に今日まで 米軍関連の様々な事件事故など問題が発生し、その事の情報開示も然り。オスプレイ配備に関し ても、県民が情報開示を求めても、配備直前まで提供されぬまま強硬配備された経緯がある。現 状でさえこのような状況でありながら、今また同法の制定により秘密保護ということになれば、 それこそ情報の隠蔽強化であり、憲法で保障された国民の「知る権利」の侵害であると言わざる を得ない。

また今回の法では、情報の調査、公表自体が罰則の対象となり、刑罰が科せられる事態にも成り得る事があらゆる方面から指摘、懸念されている。まさに国民の目、耳、口を封じる悪法としか言えない。

過去の忌まわしい戦争を体験し、その猛省も含め、誠実に平和を希求する我々沖縄県民にとっても、断じて同法の制定を許すわけにはいかない。

よって本村議会は今回の特定秘密保護法、及び国家安全保障会議(NSC)の制定に断固反対し、その廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 内閣特命担当大臣(特定秘密保護法担当) 衆議院議長 参議院議長 以上です。

議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第8号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩(12時20分)

再 開(12時21分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、意見書第8号は委員会付託を省略 します。

これから討論を行います。討論ありませんか。 15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私は今、意見書として提案されている意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書について、反対の立場で討論します。

今、どんな国家においてもある程度の秘密は必要だと思います。これは国の安全保障の問題です。そして、あくまでも平和主義という立場で日本はこれまで憲法にもうたわれているとおりでございます。しかし、今の日本の周辺の状況を見ますと、相当緊迫しているような状況でございます。そういう意味でも、私は国家にはある程度の秘密はあっていいと考えておりますし、また国家安全保障会議もこれまではなかったことが、私は非常に疑問を感じています。そ

の意味でも、この中身についてはいろいろ問題はあると思いますが、それは国会において、これからまた1年後の施行でございますので、いろいろ改正もされていく、施行までにいろいろ改正されていくものと思いますし、そして第三者機関ですか、も設置すると思いますので、廃止を求めることは反対いたします。以上。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。 2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書に、賛成の立場で討論をいたします。

本県は国土防衛の名のもとに広大な米軍基地 が存在し、これまでも米軍関係のさまざまな事 件、事故が発生したときも情報の開示を怠りな がら、オスプレイの配備に対しても直前まで開 示されなかったという経緯があります。いわゆ る国民が憲法で保障される知る権利の侵害が起 こる可能性が十分考えられると思います。意見 書の反対討論の中にもありましたが、ある程度 というような文言の中で、秘密の範囲が定かで ない状態で法案が成立したことは、まことに遺 憾であります。そして、法案が成立した後に修 正をするということであれば、この法案を審議 する十分な審議時間を確保できたという証明で もあります。急いで法案を成立させたことの瑕 疵があると、私は思っております。そして、通 常のさまざまな法律において公務員の守秘義務 であるとか、自衛隊法の中でも自衛官の守秘義 務等々は十分守られるというふうに私は解釈し ております。よって、同意見書に賛成の立場で 討論といたします。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。 14番 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 私もこの意見書第8 号に賛成する立場から、一言申し上げたいと思 います。 ただ一言。何年前ですか、沖国にヘリコプターが墜落したことがありますよね。そのとき、秘密を守るということで、米軍が日本の警察は立ち入れないと。まさしく、今でさえそういうもんですから、この特定秘密保護法であれば、もう当然のごとくそういうのが日常的になる危険性が私はあると思います。そういった意味から、この意見書に賛成の立場から意見を述べました。以上です。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。 (「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから意見書第8号 特定秘密保護法及び 国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意 見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全

保障会議(NSC)の廃止を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

### (起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第4 意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 意見書第9号を読み上 げ提案いたします。

意見書第9号

平成25年12月20日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛 成 者

中城村議会議員 伊佐則勝

中城村議会議員 仲村春光

辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、 普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

村民・県民の生命と財産、安全な生活を守る立場から、辺野古沖移設を強引に推し進める政府

に激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求めるため、この案を提出する。

辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、 普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書(案)

私たち沖縄県民は、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、垂直離着陸機・オスプレイ配備 撤回の県民総意を文字通り"オール沖縄"でまとめあげてきた。

本年1月には、県内41市町村のすべての首長と議会議長、県議会議長などが署名した「建白書」を安倍晋三首相に手渡した。9月には、県内の行政・議会の5団体(県議会、県市長会、県市議会議長会、県町村会、県町村議会議長会)が、オスプレイを強行配備した日米政府を糾弾し、全機撤去を求める抗議声明を発表した。

然るに、日米両政府はこの県民総意を無視して、「辺野古移設」を「唯一の解決策」として力ずくで押し付けようとしている。

国土面積の0.6%に過ぎない沖縄に米軍専用施設の74%が集中する異常な実態に対する県民の憤りは、今や限界点をはるかに超えている。

本村議会は、これまでも沖縄の過重な基地負担の問題解決を求め、全会一致で意見書を可決してきた。

私たち沖縄県民は、米軍占領時代から保革を超えた島ぐるみのたたかいで、土地取り上げに反対し、祖国復帰を実現してきた。いま、求められているのは沖縄のアイデンティティを貫き、県民の心をひとつに県民総意の実現へ頑張り抜くことである。

よって、本村議会は、沖縄への圧力を強め、政治家に公約の変更を迫り、「県民総意」を分断し、県知事に新基地建設のための公有水面埋め立て申請の許可を迫るなど、子や孫の代まで米軍基地を強要しようとしている日本政府のやり方に、激しい怒りを禁じえない。同時に、村民、県民の生命と安全を守る立場から、辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県中城村議会

#### あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣 防衛大臣、沖縄及び北方担当大臣、沖縄防衛局長 以上です。

議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第9号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、意見書第9号は委員会付託を省略 します。

これから討論を行います。討論ありませんか。 15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今提案されている議案について、反対の立場から討論をします。

そもそも米軍普天間基地は、日米両政府が危 険性を除去するために平成8年の日米首脳会談 で7年以内で移設するということが合意されて から17年が経過しています。その間、辺野古移 設が決定され、県民の反対もある中、辺野古移 設が推進されてきましたが、前々回の衆議院選 挙におきまして、鳩山由紀夫代表は「最低でも 県外」と県民に訴えてきて、民主党は圧勝し、 県民は大きな期待を抱き信じてきましたが、そ の途中、民主党政権は県民の期待を裏切り、結 局辺野古に配置した。その後、民主党政権は崩 壊しましたが、現在の状況になっていることは 承知のとおりでございます。私も大きな期待を 持って、さきの議会においては県内移設反対に 賛同してきましたが、昨今の状況を見ると、県 外移設を訴えても実現不可能と判断し、よって、 固定化を避けるためにあらゆる移設先を、あら ゆる選択肢を排除しないとの考えに至りました。 そういうことで、私は今提案されているものに つきましては、反対をいたします。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

4番 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 意見書第9号 辺野古 沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく 抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書に対して、賛成の立場で討論をしたいと思います。

この意見書は、今さらこの意見書が出てくる ということ自体もおかしな話で、もうそれは既 に辺野古への新基地建設は、反対という県民総 意はもう既に整っております。それにも増して、 今政府がなりふり構わず沖縄に普天間基地の固 定化、それとも辺野古か、この二者択一しかな いように決めて、恫喝的な態度でもって沖縄県 民に対しての振る舞いというのは、まさに看過 できるものではありません。と言いますのも、 状況が変化したということをよく聞きますが、 その当時から今の状況は何も変わっておりませ ん。いわゆる沖縄県民は、もう二度と県内に新 しい基地はつくらないという、それを変化とし てとらえていることはありません。そういう意 味からしても、この意見書に対しては賛成とい う形で討論したいと思います。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

1番 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ただいまの意見書第9号につきまして、賛成のところで討論を行います。

意見書の中にもあるとおり、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄には米軍専用施設の74%が集中するという異常な実態に対する県民の憤りは、今やもう限界点をはるかに超えていると思います。辺野古移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を強く求める今回の意見書に賛同し、討論とさせていた

だきます。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。 これから意見書第9号 辺野古沖移設を強引 に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天 間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求め る意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第5 意見書第10号 道州制導入に断固 反対する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 意見書第10号を読み上 げて提案いたします。

# 意見書第10号

平成25年12月20日

中城村議会

議長比嘉明典殿

提出者

中城村議会議員 新垣光栄

賛 成 者

中城村議会議員 伊佐則勝

中城村議会議員 金城 章

# 道州制導入に断固反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

#### (提案理由)

道州制導入により再編された「基礎自治体は」は、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退するだけでなく、地域の伝統や文化、郷土意識が失われ、住民を置き去りにするものである。よって、道州制導入に断固反対するため、この案を提出する。

# 道州制導入に断固反対する意見書(案)

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自 治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長 会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのご とき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さら に、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対 し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として 見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視す るかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入あ りきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事 実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、 現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してし まうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文 化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。 それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり 上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではな い。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての 国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々中城村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理) 内閣官房長官総務大臣内閣府特命担当大臣(地方分権改革)道州制担当

以上。

議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を す。質疑ありませんか。 終わります。

これから意見書第10号に対する質疑を行いま

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、意見書第10号は委員会付託を省略 します。

これから討論を行います。討論ありませんか。 15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今、提案されている 意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見 書でございます。大変恥ずかしいことですが、 まだまだ勉強をする余地があるし、今のところ、 賛成、反対をする立場ではありませんが、とり あえず賛成といたします。以上。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから意見書第10号 道州制導入に断固反 対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。 したがって、意見書第10号 道州制導入に断固 反対する意見書は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 これをもちまして本定例会を閉会いたします。 大変御苦労さまでした。

閉 会(12時46分)

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここ に署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 宮 城 重 夫

中城村議会議員 新垣 善功